

594
70



* 0032636000 *

0032636-000

594-70



兵庫県要覧

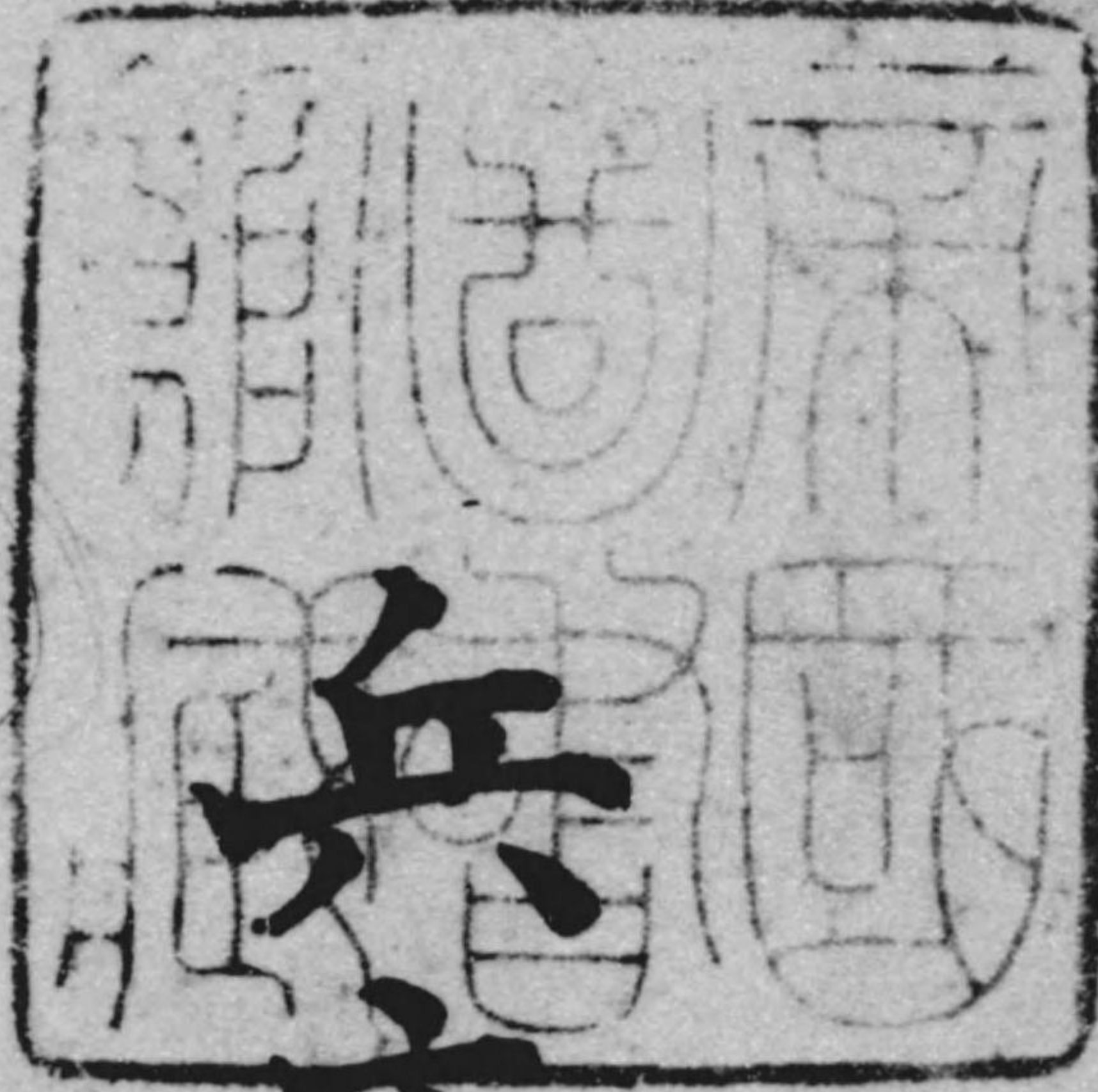
兵庫県知事官房統計課・編

兵庫県知事官房統計課

昭和4

AFB





兵
庫
縣
要
覽



緒言

發行所寄贈本

本縣は關西に於ける樞要の地に位し其の境域廣闊にして山河に富み平野亦多く南北兩面は海に臨みて天産豊かに商業發達せり。加ふるに神戸港は世界交通の要衝に當り貿易の殷賑荷客の輻輳我が國に冠絶す。然れども今や世界大戰後經濟界の疲弊漸く深刻にして不況逼り局面打開の要緊切なるものあり。乃ち協力一致以て産業の振興に盡し國運の進展に資せざるべからず。

此の秋に方り本書を編みて縣治の一斑を述べ施設計畫の

大要を録して行幸記念と爲すと共に縣勢大觀の便に供し諸
般の參考と爲さむとする、其の徒爾ならざるを信ずるなり。

昭和四年五月

兵庫縣知事官房統計課

兵庫縣要覽目次

第一章 總 說	一頁
第一節 地 理	一
第二節 氣 象	五
第三節 人 口	八
第四節 沿 革	三
第二章 自治及自治監督	一六
第一節 自治團體	一六
第二節 自治監督	二二
第三章 財 政	二四

第一節 縣財政……………二四頁

第二節 市財政……………三〇

第三節 町村財政……………三六

第四節 水利組合及水害豫防組合財政……………四〇

第五節 租稅負擔……………四〇

第四章 教 育……………四四

第一節 總 說……………四四

第二節 初等教育……………四六

第三節 中等教育……………四八

第四節 師範教育……………五一

第五節 專門教育……………五三

第六節 實業教育……………五五

第七節 特殊教育……………五五

第八節 社會教育……………五七

第五章 社會事業……………六三

第一節 總 說……………六三

第二節 縣の社會事業……………六三

第三節 市の社會事業……………七〇

第四節 町村の社會事業……………七五

第五節 私設社會事業……………七六

第六章 社寺及教會……………八二

第一節 神 社……………八二

第二節	寺院	八三
第三節	諸教會	八四
第四節	特別保護建造物及國寶	八五
第七章 產業		
第一節	總說	九五
第二節	農業	九六
第三節	林業	一三三
第四節	水產業	一四五
第五節	礦業	一五四
第六節	工業	一五六
第七節	商業	一六九

四

第八節	副業	一八〇
第九節	產業組合、同業組合及準則組合	一八四
第十節	度量衡	一八八
第八章 交通、土木、營繕		
第一節	總說	一九四
第二節	交通	一九五
第三節	土木	二二七
第四節	營繕	二五〇
第九章 兵事		
第十章 警察		
第一節	總說	二五八

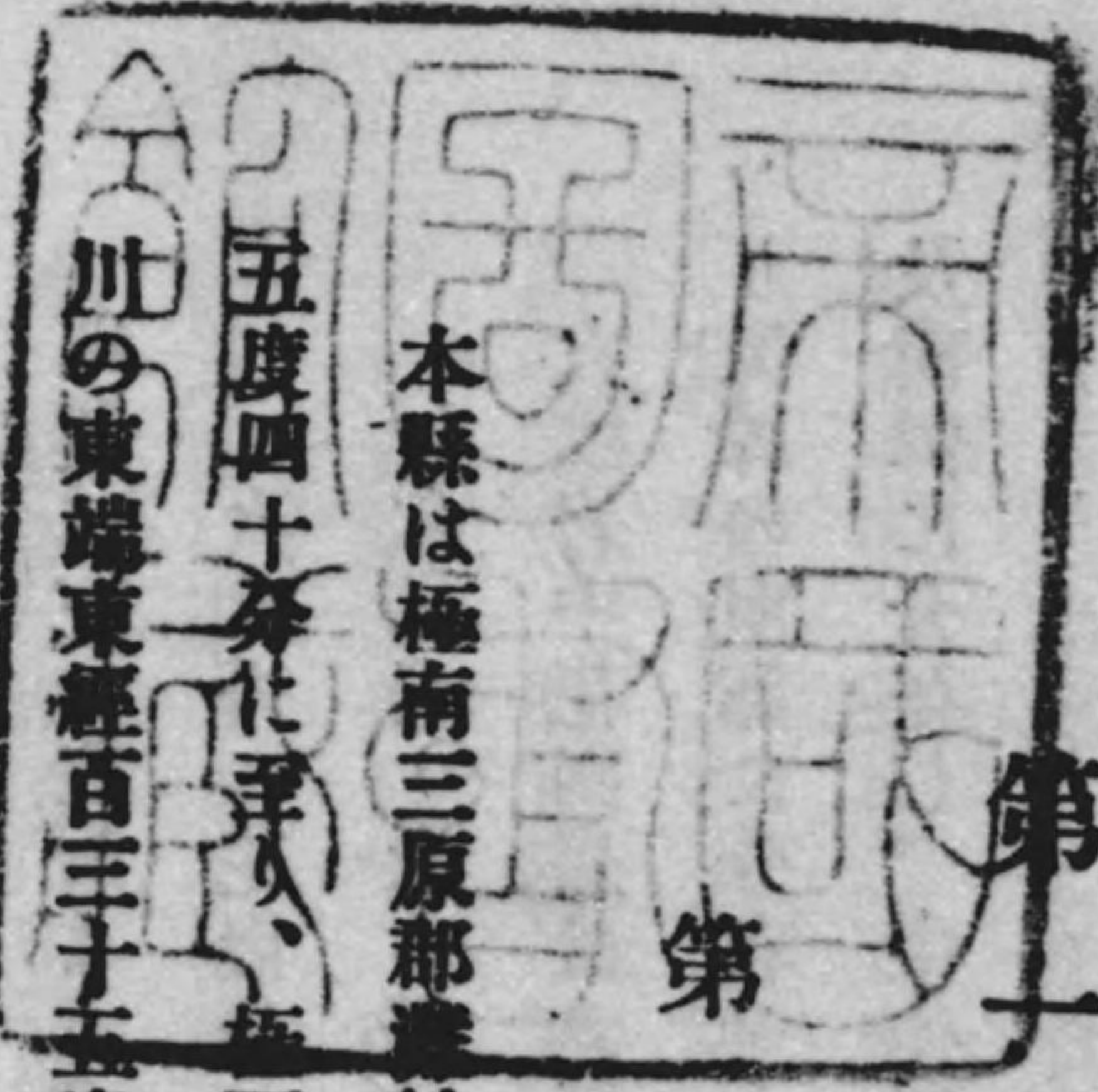
第三節	行政警察	二六二
第三節	刑事警察	二六八
第十一章	衛生	二七一
第一節	總說	二七一
第二節	保健	二七二
第三節	防疫	二七九
第四節	家畜防疫	二八八
第五節	醫藥	二九〇
第十二章	都市計畫	二九五
第一節	都市計畫の沿革	二九五
第二節	都市計畫	二九七

第三節	都市計畫事業	三〇〇
第四節	土地區劃整理組合	三〇二
第五節	受益者負擔制度	三〇三
第六節	委員會の成績	三〇五
第十三章	公園	三〇六
第一節	總說	三〇六
第二節	明石公園	三〇七
第三節	舞子公園	三〇〇
第十四章	表彰	三一

兵庫縣要覽

第一章 總說

第一節 地理



本縣は極南三原郡津村湖崎の南端北緯三十四度十二分より、極北城崎郡餘部村餘部の北端北緯三十五度四十分に至り、極西佐用郡西庄村西大島の西端東經百三十四度十七分より、極東川邊郡東谷村黒川の東端東經百三十五度二十八分に至る間に位し、南北五十里、東西三十二里、面積五百三十九方里を包有す。其の位置畿内の西部山陰山陽兩道の東端と南海道の一部とに跨り、南に勝景瀬戸内海を控へ、北は怒濤澎湃たる日本海に臨む。而して關東に於ける横濱港と共に我が國二大貿易港たる關西の大支關神戸港を擁して隠然我が帝國に於ける重要な地位を占有せり。

管轄地域は五箇國に跨り、内攝津に在りては神戸、尼崎、西宮、武庫、川邊、有馬の三市三郡、丹波に在りては氷上、多紀の兩郡に亘り、外に播磨、但馬、淡路の三國に及ぶ五市四百十五ヶ町村にし

て、東は大阪府、西は鳥取及岡山の二縣に隣り、東北は京都府に境し、南北西面は海に臨む。

地勢を觀るに、淡路一國は別に島嶼を形成せるも其の他は中國山系に横斷せられ中央は高く南北は低し。北部丹波、但馬は頗る山嶽に富むも、南半攝津、播磨は概して平坦にして田畑多く、丘陵的山野起伏せり。海岸線の延長百餘里にして日本海は風濤怒激岬礁雜出して良港に乏しと雖、内海は波浪靜穩にして良港多し。

地質は左の岩層より成る。

火成岩 花崗岩、石英閃綠岩、石英粗面岩、玄武岩、蛇紋岩

水成岩 太古層、古生層、中生層、第三紀層、第四紀層

火成岩中花崗岩は六甲山より淡路の北半に發達し、安山岩及石英粗面岩等は攝津、播磨の中央部より但馬の南部に分布せり。水成岩の太古層は淡路國沼島に限られ、秩父古生層は丹波、播磨の中央部及南但に介在し、中生層は淡路の南部及丹波篠山附近に分布し、播磨の東部には第三紀層の大區域あり。

土性は概して壤土を雜へ、地味膏腹ならざるも五穀は能く豊熟す。

山嶽の大なるものは攝津に摩耶、六甲、長尾、大船あり、播磨に書寫、雪彦、笠形、七種、日名倉、黒尾、船越の諸山あり。但馬には本縣第一の高山水の山ありて海拔一千五百メートルを算し、其の他

鉢伏、妙見、床尾、須留ヶ峯、栗鹿等概して高山多く、丹波には三國、彌十郎、淡路には先山、諭鶴羽の諸山あり。比較的造林に適する箇所多し。

河川は多く源を中國山脈中に發す。南流するものを神崎、武庫、加古、市、夢前、揖保、千種の諸川とし、北流して日本海に入るものを圓山、竹野、佐津、矢田、岸田の數川とす。其の流程二十里に至るもの二三にして舟楫の便あるものは神崎、加古、揖保、圓山等に過ぎず。

神戸市は本邦大都市中大阪、東京、名古屋に亞ぎて第四位に在り、本縣第一の都市にして人口七十萬を有し、諸官衙、學校、會社、工場等櫛比して政治、經濟、交通の中心たるのみならず、我が國第一の貿易港にして、百貨の聚散殷盛を極め、近時又生絲の輸出を以て世界市場に飛躍するに至れり。神戸市に亞ぐものは姫路、尼崎、明石、西宮の各市、洲本、飾磨、伊丹、高砂、豊岡、加古川、三木、由良、福良、龍野、赤穂、篠山、出石の各町とす。姫路は播磨第一の都會にして第十師團の所在地たり。尼崎は東神崎川を距て、大阪市に接し新興の工業都市として近時の發展著し。西宮、伊丹は古來良醇を以つて聞け、三木は刃物、龍野は醤油及素麵、赤穂は塩の名産地なり。其の他有馬、城崎、湯村、寶塚、武田尾は温泉を以て其の名高く、須磨、舞子、明石、高砂は風光の明媚を以て稱せらる。

郡市別面積

全管	五三九・六二四	加東郡	一六・二八一	栗原郡	四八・四一三
神戶市	四・一〇〇	加西郡	一八・三八〇	城崎郡	三七・二一〇
姫路市	〇・八三四	多可郡	一一・九八二	出石郡	一七・七四九
尼崎市	〇・四六六	加古郡	六・九二〇	養父郡	二九・五九三
明石市	〇・五〇五	印南郡	七・七四八	朝來郡	二〇・七二二
西宮市	〇・三四三	飾磨郡	一九・五九〇	美方郡	三一・三七四
武庫郡	一五・一九〇	神崎郡	二七・八〇二	氷上郡	三二・〇一三
川邊郡	一八・〇五七	揖保郡	一八・九〇〇	多紀郡	二四・三三〇
有馬郡	二四・〇六九	赤穂郡	二三・三三三	津名郡	二〇・八九七
明石郡	一三・三二八	佐用郡	一八・〇七七	三原郡	一七・五四八
美濃郡	一三・八七〇				

土地段別

(昭和二年十二月末日現在)

(段別)

(百分比)

御料地	三四三・九	田畑	二五、三四八・三
官地	二九、一四三・五	山林	七・八
民有地	五八八、七三五・六	宅地	三、七八七・四
計	六一八、二二三・〇	其他	二九、一四三・五

第二節 氣象

民有々租地	五五七、〇八一・七	田	一一一、八六七・八
民有免租地	二八、〇五二・九	畑	二七、四五〇・二
年租地	三、六〇一・〇	山林	一一、五五三・六
計	五八八、七三五・六	宅地	三九二、九四〇・六
		其他	一一、〇三三・七
		野地	二五八・七
		計	五五七、〇八一・七

本縣は畿内、山陰、山陽及南海の一畿三道に跨り廣袤實に五百三十九方に及び、中央には分水嶺たる中國山脈東西に走り、地を南北に横断して山陰山陽を劃せり。隨て氣候自ら一様ならず、即ち北部但馬、丹波、北播地方は稍寒冷なるも雨雪多きにより植物の生育狀態一般に良好にして、平均溫度攝氏十五度、平均降雨量千七百耗乃至二千耗に達し、林業、養蠶業等に適す。之に反し南部は概して溫暖にして北部に比し平均一度餘高きも、降雨量は却て少く千二百耗前後なるを以て土地比較的乾燥し米麥、果樹の栽培に適し、樹木の如きも松樹の繁殖多し。

昭和二年に於ける管内氣象の概要を表示すれば左の如し。

加		城流川保撰				川種千		方地海沿							
水上郡	佐治町	柏原町	伊居村	八幡村	神崎町	朝来町	撰保町	山崎町	赤穂町	佐用町	明石市	武庫町	神戸市	津名郡	三原郡
二・八	二・八	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五	二・五
(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五	(-) 二・五
二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三
二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三	二・三

城流川山園			川田矢流		城流川岸武			城流川古							
出石郡	城崎郡	養父郡	朝来郡	美方郡	美方郡	四宮市	有馬郡	川邊郡	加古郡	印南郡	美濃郡	加西郡	加東郡	多可郡	多紀郡
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六	(-) 二・六
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六
二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六	二・六

(-)は零度以下なることを示す。

神戸測候所

神戸市中山手通七丁目に在り。明治二十八年氣象臺測候條例發布に伴ひ内務大臣より本縣測候所の位置を神戸に指定せられ、同二十九年十一月建築落成し十二月末より觀測を開始す、是れ當時の一等測候所なり。其の後大正七年一月より城崎郡豊岡町に、同八年一月より津名郡洲本町に各出張所を設け二等測候所に準すべき諸般の事務を開始し今日に及べり。

第三節 人口

人口總數

大正十四年國勢調査の結果に依れば本縣現在人口の總數は二百四十五萬四千六百七十九人にして、之を五年前第一回國勢調査の人口に比較すれば十五萬二千八百八十人を増し、一箇年平均三萬五千七十六人、人口千人に付一三・三人の増加を示せり。(全國毎年平均増加率一三・一人)

人口密度

人口の密度は一方里に付四千四百九十三人にして全國平均二千四百十七人の約二倍に當り、第一回國勢調査當時の四千二百十三人に比し二百八十人を増したり。市部は各市とも五萬人以上なるも、郡部の平均は三千二十二にして武庫郡の一萬一千二百三十三人最も多く、加古郡の一萬一千二十六人、印南郡の七千二百七十六人に亞ぎ、宍粟郡の一千八百八人最も少し。

男女の割合

女百人に付男の割合は各地域に依り一樣ならずと雖平均一〇二人にして、第一回國

勢調査當時の一〇四・四人に比し二・四人を減じ、逐年減少の趨勢にあるものゝ如し。

現在人口

(十月一日現在)

國勢調査	推計人口	昭和元年	昭和二年	世帯		人口		女百に付男
				男	女	男	女	
大正九年	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇
十年	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇
十一年	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇
十二年	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇
十三年	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇
十四年	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇
推計人口	同	同	同	二,三三三,三三三	一,二二五,三三三	一,一〇八,〇〇〇	一,二二五,三三三	一〇二・〇

推計人口は内閣統計局に於て大正九年及十四年國勢調査結果の人口總數に依り人口増加率に基き推計したるものなり。

郡市別現在人口

(大正十四年十月一日現在)

郡市	總數	男		女		女百に付男
		男	女	男	女	
全管	二,四五四,六七九	一,二三九,三二六	一,二一五,三五三	一〇二・〇		
神戸市	六四四,二二二	三三五,七六二	三〇八,四五〇	一〇八・九		
姫路市	五五,七二三	二七,四一五	二八,二九八	九六・九		
尼崎市	四四,二四一	二二,九三九	二二,三〇二	九八・四		
明石市	三七,二四四	一八,〇一一	一九,二三三	九三・六		

西宮市	三四、四二七	一六、六六一	一七、七六六	九三、八
武庫郡	一九三、〇五八	九六、七四三	九六、三一五	一〇〇、四
川邊郡	一〇一、〇八〇	四八、六二八	五二、四五二	九二、七
有馬郡	四二、〇七九	二一、二四一	二〇、八三八	一〇一、九
明石郡	五九、一七五	二九、七九七	二九、三七八	一〇一、四
美濃郡	四〇、二八七	二〇、七八三	一九、五〇四	一〇六、六
加東郡	五二、〇三二	二六、三九一	二五、六四一	一〇二、九
多可郡	三九、〇八五	一九、三二四	一九、七六一	九七、八
加古郡	四一、七〇二	二〇、七九六	二〇、九〇六	九九、五
加古郡	七九、二八九	三九、一四四	四〇、一四五	九七、五
印南郡	五六、一九〇	二七、九九三	二八、一九七	九九、三
飾磨郡	一〇六、五九七	五一、六八〇	五四、九一七	九四、一
神戶郡	五五、八三七	二七、九五二	二七、八八五	一〇〇、二
揖保郡	八五、四一三	四二、六七四	四二、七三九	九九、八
赤穂郡	六〇、五三六	三〇、七四三	二九、七九三	一〇三、二
佐用郡	二八、九八九	一四、七五七	一四、二三二	一〇三、七
宍粟郡	五四、六二一	二七、六一五	二七、〇〇六	一〇二、三
城崎郡	七九、六四一	四〇、七一七	三八、九二四	一〇四、六
出石郡	二五、〇〇七	一一、五八九	一二、四一八	一〇一、四
美作郡	四八、二九一	二四、二五〇	二四、〇四一	一〇〇、九
朝来郡	三二、九七六	一六、六六四	一六、三二二	一〇二、二
美作郡	四六、一二五	二二、一六三	二二、九六二	一〇〇、九
永上郡	七一、五〇〇	三五、八三二	三五、六六八	一〇〇、五

多紀郡 四九、〇四六
 津名郡 一二二、四八五
 三原郡 六七、八〇一

二五、〇七三
 六〇、四〇九
 三四、五八〇

二二、九七三
 六二、〇七六
 三三、二二一

一〇四、六
 九七、三
 一〇四、一

在留外國人 昭和二年末現在在留外國人の總數は男五千四百八十三人、女三千三百六十二人、計八千八百四十五人にして、内支那人は五千六百十八人にして總數の六割四分を占め、之れに亞ぐを英吉利人の九百七十二人とし、米國人の四百六十人、獨逸人の四百四十三人、露西亞人の四百三十三人順次之れに亞ぎ、印度人は二百九人、瑞西人は百十人、佛蘭西人は百四人にして、其の他の諸國人は何れも百人に満たず。

人口動態 昭和二年に於ける出生數は七萬六千四百五十二人、死亡數は四萬八千四百三十四人にして出生死亡の差に依る自然増加は二萬八千十八人、即ち人口千人に付一〇・六八人なり。

婚姻の總數は一萬八千三百四十八、即ち人口千人に付七・二八人にして、大正九年の八・八七人を最高とし漸次低下を示しつつあり。

離婚の總數は千七百七十八、即ち人口千人に付〇・七一人にして、毎年大なる増減なく〇・七人内外を上下しつつあり。

死産の總數は四千六百七十九人、即ち人口千人に付一・八六人にして、大正九年の二・三九人を頂上とし逐年減少の趨勢を示せり。

第四節 沿革

一一

明治四年七月廢藩置縣行はれ、地方行政區劃の基礎新に制定せらるゝや、同年十一月二日には豊岡縣を置き、丹後、但馬二國と丹波國の内多紀、水上、天田の三郡とを管し、次いで十一月九日には姫路縣を飾磨縣と改稱し播磨國一圓を、十一月十五日には名東縣を置き阿波、淡路二圓を、十一月二十日には兵庫縣を置き畿津國の内八郡、菟原、武庫、川邊、有馬の五郡を各管轄す。越けて明治九年八月二十一日には飾磨縣、豊岡縣及名東縣を廢し、飾磨縣播磨國一圓、豊岡縣但馬國一圓、丹波國の内多紀、水上二郡及名東縣淡路國一圓を兵庫縣へ合併し、豊岡縣丹後國一圓と丹波國の内天田郡とを京都府へ、名東縣阿波國一圓を高知縣へ夫々合併せり。

明治十三年五月五日攝津國八郡郡の内を割きて神戸區を置き、同二十二年二月三日には神戸區を改めて神戸市と爲し、又飾東郡の一部を割きて姫路市を置き何れも同年四月一日より市制を施行せり。次いで明治二十九年三月二十九日には、攝津國の内八郡、菟原、武庫の三郡を廢し其の區域を以て武庫郡を置き、播磨國飾東、飾西、揖東、揖西、神東、神西の六郡と多可郡の一部とを廢し其の區域を以て飾磨、揖保、神崎の三郡を置き、但馬國城崎、美含、氣多、七美、二方の五郡を廢し、其の區域を以て城崎、美方の二郡を置き、同年四月一日より之を實施せり。又明治二十九年三月二十九日に

は岡山縣管下、美作國吉野郡石井村及讀甘村大字中山を播磨國佐用郡に編入し、同じく四月一日より之を實施せり。此に於て本縣の管轄區域は現今の狀態に落つき爾來三十有餘年其の境界を變せず。

大正五年四月一日には川邊郡尼ヶ崎町を廢し其の區域と、同郡立花村の内大字東難波村及西難波村の區域とを以て尼崎市を置き、大正八年十一月一日には明石郡明石町を廢し其の區域を以て明石市を置き、大正十四年四月一日には武庫郡西宮町を廢し其の區域を以て西宮市を置けり。近くは昭和四年四月一日武庫郡六甲村、西郷町及西灘村を廢して其の區域の内六甲村の一部を除くの外之を神戸市に編入し以て今日に及べり。

以上は即ち本縣管地變遷の大様を述べたるに過ぎずして、素より區々たる町村區域の分合は之を悉さず。

今昭和四年五月一日現在に於ける管轄區劃を見るに、全管地域五箇國五市二十五郡六十六町三百四十九箇村にして攝津國は神戸、尼崎、西宮の三市及武庫、川邊、有馬の三郡、播磨國は姫路、明石の二市及明石、美含、加東、多可、加西、加古、印南、飾磨、神崎、揖保、赤穂、佐用、宍粟の十三郡、但馬國は城崎、出石、養父、朝來、美方の五郡、丹波國は水上、多紀の二郡、淡路國は津名、三原の二郡に各分たる。

歴代の長官

任官年月	在職年月	官名	氏名
明治元年五月	一ケ年	縣知事	伊藤俊介(博文)
同 二年四月	二ケ月	縣知事	久我維麿
同 二年五月	二ケ月	縣知事	中島錫胤
同 二年六月	三ケ月	縣知事	陸奥陽之助(宗光)
同 二年八月	一年三ケ月	權知事	税所長藏(篤)
同 三年十月	一年二ケ月	權知事	中山信彬
同 四年十一月	四年十一ケ月	縣令	神田孝平
同 九年九月	一年九ケ月	權令	森岡昌純
同 十一年五月	七ケ年	縣令	同
同 十八年四月	一年四ケ月	縣令	内海忠勝
同 十九年七月	三年六ケ月	知事	同
同 二十二年十二月	一年七ケ月	知事	林董
同 二十四年六月	五年十一ケ月	知事	周布公平

同 三十年四月	三年七ケ月	知事	大森鍾一
同 三十三年十月	十五年七ケ月	知事	服部一三
大正五年四月	三年一ケ月	知事	清野長太郎
同 八年四月	三年三ケ月	知事	有吉忠一
同 十一年六月	一年五ケ月	知事	折原巳一郎
同 十二年十月	二ケ年	知事	平塚廣義
同 十四年九月	一年九ケ月	知事	山縣治郎
昭和二年五月		知事	長延連

第二章 自治及自治監督

第一節 自治團體

縣

本縣は五市二十五郡を包轄し、縣廳を神戸市下山手通四丁目に置けり。縣の事務は知事官房に秘書係、外務係、文書課、統計課、内務部に議事課、地方課、營繕課、農務課、耕地整理課、商工課、都市計畫課、會計課、土木部に庶務課、道路課、軌道課、河港課、學務部に學務課、社寺兵事課、社會課、警察部に外事課、高等警察課、特別高等警察課、警務課、刑事課、保安課、建築課、工場課、調停課、衛生課を置きて夫々分掌せり。縣の官吏及吏員は昭和二年末に於て知事、内務部長(書記官)警察部長(書記官)學務部長(書記官)土木部長(地方技師)の外地方事務官十八人、地方警視十七人、地方小作官二人、地方技師十一人、視學十四人、屬百四十六人、警部七十二人、小作官補二人、技手三十一人、通譯二人、警部補百五十四人、消防士四人、機關士二人、防疫吏員三十四人、道路技師七人、土木技師三人、衛生技師七人、學校衛生技師一人、農林技師十人、商工技師一人、道路主事一人、農林主事二人、統計主事一人、社會教育主事一人、社會事業主事一人、其の他縣吏員七百六十五人、巡查二千八百五十七人、消防手百三十二人とす。議決機關としては縣會議員五十六人内市郡選出十五人、郡郡選出四十一人にし

て名譽職參事會員は十二人とす。縣會は毎年一回通常會を招集する外最近五ヶ年間に於て臨時縣會を招集すること五回に及び縣參事會は毎月二回之を招集す。縣會議員選舉有權者は五十萬四千三百五十七人にして之を市郡に區分すれば神戸市十二萬五千九百八十八人、姫路市九千五百五人、尼崎市八千八十三人、明石市七千八百八十一人、西宮市六千九百八十八人、郡部三十四萬八千六百九十二人なり。昭和三年度に於ては一般會計に歲出總額二千二百二十萬七千四百九十九圓を計上し別に二十八個の特別經濟を有す。

神戸市

神戸市の吏員は市長の外助役二人、收入役及副收入役各一人、市吏員一千六百五十一人にして議決機關たる市會議員は六十二人、名譽職參事會員は六人なり。昭和二年に於ける市會議員選舉有權者數は四萬三千五十二人を算せり。明治二十二年四月一日市制を施行し大正九年四月には隣接武庫郡須磨町を編入し更に昭和四年四月武庫郡西郷町、西灘村及六甲村(字西平野を除く)を編入して境域を擴大せり。昭和二年度歲入出豫算は一千六百三十七萬七千六百八十四圓にして、市債九千四百八十六萬六千六百六十八圓を有せり。市營事業の主なるものは電燈電力供給事業、電氣鐵道、上水道、運河、公園、高等女學校、實業學校、生絲検査所、公設市場、傳染病院、結核療養所、火葬場、圖書館、住宅等なり。

姫路市

姫路市の吏員は市長の外助役一人、收入役一人、市吏員八十九人にして、市會議員は二十八人、名

譽職参事委員は六人なり。昭和二年度に於ける市會議員選舉有権者数は九千二百四十七人を算せり。明治二十二年四月一日神戸市と同時に市制を施行したる以來明治四十五年四月飾磨郡國衙村、市殿村の一部を編入し更に大正十四年四月飾磨郡城北村を編入して今日に至れり。

昭和三年度歳入出豫算額八十一萬二千五百九十圓を算し、市債は百三萬六千三百四十一圓を有せり。市營事業の主なるものは上水道、住宅、傳染病院、公園、實業學校、塵芥焼場、屠場等なり。

尼 崎 市

尼崎市の吏員は市長の外助役一人、収入役一人、市吏員七十七人にして議決機關たる市會議員二十八人、名譽職参事委員六人あり。昭和二年度に於ける市會議員選舉有権者數八千四百四十七人を算せり。大正五年四月一日市制施行以來其の境域に變更を見ず。

昭和三年度歳入出豫算額七十一萬五百七十六圓にして、市債六十六萬九千二百七十八圓を有せり。市營事業の主なるものは上水道、住宅、公設市場、職業紹介所、實費診療所、中學校、高等女學校、圖書館、公園等なり。

明 石 市

明石市の吏員は市長の外助役一人、収入役一人、市吏員六十六人なり。議決機關たる市會議員は三十人、名譽職参事委員六人にして昭和二年度に於ける市會議員選舉有権者數は七千三百四十九人を算

せり。

大正八年十一月一日市制を施行したるものにして昭和三年度歳入出豫算額四十九萬九千七百四十六圓を算し市債は五十四萬二千四百七圓を有せり。市營事業の主なるものは高等女學校、公設市場、住宅、傳染病院、公會堂等なり。

西 宮 市

西宮市の吏員は市長の外助役一人、収入役一人、市吏員八十一人なり。議決機關たる市會議員は三十人、名譽職参事委員六人にして昭和二年度に於ける市會議員選舉有権者數は六千三百六十二人を算せり。市制を施行したるは大正十四年四月一日にして五市の内最も新しく、昭和三年度歳入出豫算額八十三萬一千二百五十三圓を算し、市債四十一萬二千二百十九圓を有せり。市營事業の主なるものは上水道、實費診療所、公設市場、住宅、高等女學校、圖書館、火葬場等なり。

町村及水利組合

最近に於ける本縣町村數を見るに、町六十六、村三百四十九にして町村數の多き全國屈指の中に在り。又水利組合は二十五にして内水害豫防組合二、普通水利組合二十三なり。

缺員の者を除き町村長は四百六名あり、内名譽職三百九十二名、有給職十四名あり。又助役四百九名中名譽職は三百十三名、有給職は九十六名にして収入役は四百十名あり。

昭和二年度に於ける町村會開會度数を見るに三千百六十一回にして、豫算會の一に對し其の他の會は六・五の割合に在り。町村會議員定数は九百八十八名にして最も多きは三十名に及び最も少きは八名、通例十二名なり。

昭和三年度町村總豫算は二千五十八萬七千六百十九圓、内財源を稅收入に需むるもの千百三十三萬七千九百五十六圓にして、水害豫防組合豫算總額一萬七千五百三圓、普通水利組合豫算總額八萬三千九百四十三圓なり。

町村營事業の主なるものは有馬郡有馬町、城崎郡城崎町、美方郡温泉町の各浴場經營、城崎郡豊岡町及城崎町、加古郡高砂町の上水道、宍粟郡萬澤村、氷上郡上久下村、春日郡村及鴨庄村の電燈事業、城崎郡豊岡病院組合、美方郡村岡町及氷上郡柏原町の病院、養父郡養父市場村の家畜市場等にして、此の外公設市場、公會堂、公營住宅、圖書館、幼稚園、産婆等を設くるもの數十ヶ町村に達せり。

附 貴族院議員及衆議院議員

本縣に於ける貴族院議員は多額納稅者議員二名を選出す。

昭和二年互選資格者百八十七人、之を市郡に區分すれば神戸市内住居者八十五人、姫路市五人、尼崎市五人、明石市二人、西宮市十四人、郡部七十六人なり。

衆議院議員は神戸市五人、尼崎市、西宮市、武庫郡、川邊郡、有馬郡、津名郡、三原郡四人、明石

市、明石郡、美濃郡、加東郡、多可郡、加西郡、加古郡、印南郡三人、姫路市、飾磨郡、神崎郡、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡四人、城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡、氷上郡、多紀郡三人、計十九人を選出す。衆議院議員選舉有權者數は昭和三年二月十日現在五十二萬五千五百四十一人にして之を市郡に區分すれば神戸市十三萬一千八百九十三人、尼崎市九千九十三人、西宮市六千九百五人、明石市七千六百二十二、姫路市九千五百七十五人、郡部三十六萬五千三十三人なり。

第二節 自治監督

市町村の監督

縣下五市四百十五ヶ町村（二十五郡）を便宜五區に別ち課長の外地方事務官四名、屬二十名を以て分掌し、事務の研究、聯絡統一を圖る爲、時に事務官會議を開き監督上遺憾なきを期しつゝあり。而して町村事務視察は毎年一回之を施行するを適當とするも諸種の關係等あるを以て、少くも隔年一回各町村を一巡するの計畫を以て遂行しつゝあり。又各郡に於ける研究會等には係官を派遣し自治の研究と指導とに努めつゝあり。

自治講習會

昭和二年以來縣下十ヶ所又は十二ヶ所に於て一ヶ所約三日間の豫定を以て市町村吏員講習會を開催

し講師は地方事務官、屬之に當り主として地方制度の實務に關する講習を行ひ素質向上、能率増進に資しつゝあり。此の結果相當效果あるを認むるを以て昭和四年度に於ては期間を一週間内外とし目的の達成を期せんとす。

調査研究囑託

他府縣に於ける優良町村の視察、自治向上資料の調査研究を兵庫縣町村長會に囑託し、其の結果に基き自治の改善に力め、以て町村長會の健實と自治の進展に資しつゝあり。

統計吏員設置奨励

近時益繁多なる統計事務の刷新改善を圖らんには市町村に専任吏員を設置せしめ、直接調査の衝に當る統計調査員の活動を促し、以て單位觀察を正確ならしむるの必要あり。此を以て大正九年四月統計吏員設置奨励規程を定め其の設置方を促せり。大正九年度に於ては四十三人の専任吏員補助金額五千二百八十圓なりしも、逐年増加し昭和四年度に於ては百五十名の専任吏員補助金額一萬三千五百圓を算するに至れり。

統計講習會

兵庫縣統計講習會は統計事務の刷新改善を圖る一助たらしめんとして開催せられたるものにして、

明治三十六年神戸市に於けるものを以て嚆矢とし、以來回を重ねること十三に及べり。講師は斯界の名士を聘し講習員は市町村吏員、統計調査員、教員等多數を網羅し、所期の成績を擧げつゝあり。

第三章 財政

第一節 縣 財政

本縣の經濟は三部制に依り市郡聯帶、市部及郡部に分れ別に特別會計にして市郡聯帶に屬するもの二十、市部に屬するもの二、郡部に屬するもの三あり。

文化の發展、國力の充實に伴ひ國家並地方財政の膨脹するは免るゝ能はざる自然の趨勢にして、本縣經濟も亦逐年増加の傾向に在り。明治十二年縣會創始の當時に在りては、歳出總額僅々三十二萬圓に過ぎざりしも、日清戰役後事業の勃興と時代の趨勢とに依り漸く膨脹の著しきものあり、明治三十五年には二百十四萬圓を算するに至り、爾來日露戰役、世界大戰等稀有の大飛躍期を經過して、昭和四年度に至りては一般會計豫算實に二千三百五十五萬八千九百九圓に及び、之を二十年前の明治四十二年度の決算に比するに九倍に當り、更に之を府縣制施行當初の明治三十二年年度決算に比すれば十倍に相當し、其の増加の甚しきこと驚くべきものあり。

今本縣財政の増加の状態を左に表示すべし。

歳入	經常部		臨時部	
	明治四十二年度決算	昭和三年度豫算	昭和四年度豫算	
縣稅	一、八〇三、二三七	八、三九七、三五一	八、六八六、五二九	
財產收入	五、三九四	三五、七四八	三六、三八〇	
使用料及手数料	一〇〇、一六三	一、〇六一、一七六	一、一八三、三九七	
國庫下渡金	二二八、四八八	六七四、六六一	七〇六、〇四九	
雜給分擔金	—	三三六、一七七	六四四、八八六	
市分賦金	三四三、二五五	二一、七二一	二九五〇二	
經常部計	二、四八〇、五三七	三、七六一、六五一	四、〇二三、四二五	
臨時部	—	一四、三三三、四八五	一五、三一〇、一六八	
總計	—	—	—	
繰越補助金	一五九、五七九	四二〇、五三二	五八四、六五四	
國庫補助金	一一〇、六〇七	一、六九八、九九五	一、六五〇、七一六	
財產拂代金	三、六五三	一、〇〇〇、〇〇五	八四四、七五二	
寄附金	—	七四六、三六五	七四三、八三一	
土木費納付金	—	七六、八三三	九三、八八三	
土木費負擔金	—	一二、五〇〇	一八、六一七	
縣債	—	一、九三一、四〇〇	三、五五一、四〇〇	
貸付金償還金	—	四一一、一六〇	五〇九、四九六	
市郡連帶經濟繰入	—	四七五、七七四	二五二、三九二	
臨時部計	二七三、八三九	六、八七三、五六四	八、二四八、七四一	
歳入總計	二、七五四、三七六	二一、二〇七、〇四九	二三、五五八、九〇九	

歲出

明治四十二年度決算

神戶市	一八、三七八
會社	一六〇、一三四
縣官吏職員	六〇、三六九
警察廳舍修繕	八、七三九
警察廳舍修繕	四〇二、二四四
土木	三七〇、三三一
衛生及病院	七〇、六七一
勸業	八二、八三一
社會事業	一四、一一九
都市計畫事業	一、九三四
運轉	一一、一五八
財產	三二、九三六
縣費取扱	一、九三六
議事堂管理	五九一
公團	一、一六三
縣廳舍修繕	一、六五八
諸途諸費	二、四六八
統計	二、四六八

昭和三年度豫算

神戶市	一一、一三三
會社	五九、四四〇
縣官吏職員	一五四、一一一
警察廳舍修繕	一、二四三、八五八
警察廳舍修繕	二〇、九六八
土木	三、七〇一、一二九
衛生及病院	四〇、七二六
勸業	一、二九四、六五二
社會事業	二、三三三、三二五
都市計畫事業	二二〇、四一七
運轉	五五一、三五〇
財產	七〇、七四五
縣費取扱	八三、〇九四
議事堂管理	五二、〇〇四
公團	四七、七五二
縣廳舍修繕	二五六、七七二
諸途諸費	一一、六二四
統計	一一、八四〇
統計	一〇、四九四
統計	九、一五五

昭和四年度豫算

神戶市	一一、六九七
會社	五九、八四四
縣官吏職員	一五〇、八七七
警察廳舍修繕	一、二四七、六四九
警察廳舍修繕	二〇、九四一
土木	三、九〇五、〇五〇
衛生及病院	四一、六二七
勸業	一、四三二、九七七
社會事業	二、四二九、〇一九
都市計畫事業	二二七、二三四
運轉	六三二、六三四
財產	八三、五一四
縣費取扱	八七、八三七
議事堂管理	八四一
公團	五一、四五九
縣廳舍修繕	二六八、五七二
諸途諸費	一一、七〇二
統計	一四、五七三
統計	一〇、二五五
統計	一〇、四九四
統計	一四、三三三

臨時部

警察廳舍建築費	四一、一五六
土木	六一、七八〇
勸業	三六、三九〇
土木	八四六
衛生	五一、九四九
勸業	一一、六〇五
衛生	九一、五七七
勸業	五一、七九八
統計	一一、一一一
社會事業補助費	一一、一一一
移民獎勵補助費	一一、一一一
兵隊醫藥費補助費	一一、一一一

鄂應舍修繕費	一、七六四
土地收用費	七一
市町村吏員懲戒審査會費	一一、一一一
市町村及水利組合補償費	一一、一一一
地方改良費	一一、一一一
諸給與費	一一、一一一
縣吏員給料旅費及家中諸費	一三五、二四九
豫備費	一一、一一一
經常部計出	二、四一〇
臨時部計出	一、九二九、二一八

鄂應舍修繕費	一九〇
土地收用費	一一、一一一
市町村吏員懲戒審査會費	一一、一一一
市町村及水利組合補償費	一一、一一一
地方改良費	一一、一一一
諸給與費	一一、一一一
縣吏員給料旅費及家中諸費	二四、〇〇〇
豫備費	一一、一一一
經常部計出	一〇、三〇二、二九四
臨時部計出	一〇、三〇二、二九四

鄂應舍修繕費	一九〇
土地收用費	一一、一一一
市町村吏員懲戒審査會費	一一、一一一
市町村及水利組合補償費	一一、一一一
地方改良費	一一、一一一
諸給與費	一一、一一一
縣吏員給料旅費及家中諸費	二六、八一八
豫備費	一一、一一一
經常部計出	一〇、八五九、八二〇
臨時部計出	一〇、八五九、八二〇

警察廳舍建築費	二六四、一四一
土木	七八五、四〇九
勸業	一四一、三四一
土木	二四〇、四三六
衛生	一五七、〇〇〇
勸業	二三四、六七一
衛生	一二五、六八〇
勸業	四八一、五七四
統計	二四、六三七
社會事業補助費	七二、五〇〇
移民獎勵補助費	五、〇〇〇
兵隊醫藥費補助費	一、〇〇〇

警察廳舍建築費	三三六、七一〇
土木	六六一、七一一
勸業	三四六、七一一
土木	二七四、一五二
衛生	一八七、五〇〇
勸業	二五六、四九五
衛生	一二八、七四五
勸業	五七〇、〇二六
統計	二五、二六七
社會事業補助費	八七、五〇〇
移民獎勵補助費	五、〇〇〇
兵隊醫藥費補助費	一、五〇〇

	明治四十二年度決算	昭和三年度豫算	昭和四年度豫算
帝國在籍華人會館市聯合分會補助費		八、〇〇〇	八、〇〇〇
史蹟名勝天然記念物保存補助費		一、八〇〇	一、八〇〇
消防補助費		五、〇〇〇	七、〇〇〇
兵庫縣都市研究會補助費		一、〇〇〇	一、〇〇〇
史蹟名勝天然記念物調査費		三、五五八	三、六一八
市町村立小學校教員退職金補充費	一八、三八〇	九四一、四五九	一、〇九五、九六三
市町村立小學校教員加給費補充費	四七〇	四五、六〇七	八〇、五〇三
慈善救濟基金補充費		一五、九〇〇	一〇、九〇〇
恩賜賑恤基金補充費		七、〇〇〇	七、〇〇〇
官吏職員恩給基金補充費		三八、三二八	三八、三二八
郡廳舎建築費	六一〇		
公立學校職員年功加給費補充費		七九、六六三	七九、六六三
兒童就學獎勵資金補充費		四、三四三	五、一九一
神戸病院會計編入		三一、五七〇	
市町村立小學校教員恩給基金編入		一、五八七	
警察費本年度支出額		一八七、八三五	一三三、二二六
土木費本年度支出額	一六六、四二二	三、九三四、九五七	四、七〇三、八六八
教育費本年度支出額	一七、四八二	五九〇、七七四	二五二、三九二
勸業費本年度支出額	一五、〇〇九	四三〇、〇七一	四八〇、八〇四
勸業補助費本年度支出額	四、二五四		
建築工事監督費		一四、四〇七	一〇、八〇一
感化院諸費本年度支出額	二一、〇八四	二九、〇〇〇	二七、七五〇
特別會計運用金償還費			

昭和三年十月一日現在の縣有財産は金券九百八十一萬四千三百十圓あり、外に土地五十萬坪、建物七萬七千坪、船舶百二十七隻あり。

縣債費	現金	預金	貸出金	有價證券	計
住宅改良費市町村貸付金					一、九九九、五〇七
市町村貸付金利子補給					六二八、五〇〇
市部經濟編入金					八、一七〇
臨時部計		五九〇、八〇七			二五二、三九二
歳出總計		二、五二〇、〇二五			一、二、二〇七、〇四九
現金	二、九五七、八六三				一、九三四、一七八
預金	一、七四一、五五一				六二八、五〇〇
貸出金	四〇八、八四一				八、一七〇
有價證券	四、七〇六、〇五五				二五二、三九二
計	九、八一四、三一〇				一、二、二〇七、〇四九
土地	五〇〇、七六三				一、九三四、一七八
建物	七七、四九四				六二八、五〇〇
船舶	一二七				八、一七〇

昭和三年三月末日現在の本縣負債額を見るに一千五百五十萬一千三百八十一圓にして、内普通土木費七百八十四萬五千八百一十一圓、災害土木費三百三十五萬八百圓、その他四百三十萬五千四百圓を算せり。

第二節 市 財政

本縣に於ける市は現今五を數へ、明治二十二年四月一日より市制を實施したる神戸、姫路の两市を
始めとし、大正五年四月一日には尼崎市、大正八年十一月一日には明石市、大正十四年四月一日には
西宮市、各市制を布き爾來夫々事業の遂行に力め、文運の進歩に伴ひて財政膨脹の傾向を招來せるこ
と皆其の軌を一にせり。

市の自治的活動の尤なるものは、電氣事業、水道事業、學校、病院の經營其他種々社會事業等あ
り、之等は多く特別會計に依り經理するもの多けれども今各市の一般會計豫算に付主要なる費目を別
ちて掲ぐれば次の如し。

歳入	神戸市		姫路市	
	昭和元年度	昭和二年度	昭和元年度	昭和二年度
役所	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三
土木	四七、九九八	四九、三八六	四八、〇四六	四八、〇四六
教育	八一五、二二一	五八〇、七五四	三六九、一二三	三六九、一二三
衛生	三、一七二、七八六	三、三六一、〇〇八	三、二四七、七四四	三、二四七、七四四
勸業	一、〇三三、七二二	一、〇三四、五五六	九六二、四八六	九六二、四八六
諸税及賃	三三、七八六	四六、六七〇	三五、一五〇	三五、一五〇
基本財産及蓄積金	三、三〇三、一七六	三、五七九、八一四	三、七〇九、三九八	三、七〇九、三九八
財産	六八、五七九	三五、四八八	三七、二三五	三七、二三五
神社	二八、五九三	二、四五〇	二、五一〇	二、五一〇
其の計	七、六四八、九一四	六、二六二、九四六	八、二二五、七六八	八、二二五、七六八
その他	一七、三九〇、六一四	一六、三七七、六八四	一七、九〇二、〇五三	一七、九〇二、〇五三
計	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三
役所	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三
土木	四七、九九八	四九、三八六	四八、〇四六	四八、〇四六
教育	八一五、二二一	五八〇、七五四	三六九、一二三	三六九、一二三
衛生	三、一七二、七八六	三、三六一、〇〇八	三、二四七、七四四	三、二四七、七四四
勸業	一、〇三三、七二二	一、〇三四、五五六	九六二、四八六	九六二、四八六
諸税及賃	三三、七八六	四六、六七〇	三五、一五〇	三五、一五〇
基本財産及蓄積金	三、三〇三、一七六	三、五七九、八一四	三、七〇九、三九八	三、七〇九、三九八
財産	六八、五七九	三五、四八八	三七、二三五	三七、二三五
神社	二八、五九三	二、四五〇	二、五一〇	二、五一〇
其の計	七、六四八、九一四	六、二六二、九四六	八、二二五、七六八	八、二二五、七六八
その他	一七、三九〇、六一四	一六、三七七、六八四	一七、九〇二、〇五三	一七、九〇二、〇五三
計	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三

歳入	神戸市		姫路市	
	昭和元年度	昭和二年度	昭和元年度	昭和二年度
役所	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三
土木	四七、九九八	四九、三八六	四八、〇四六	四八、〇四六
教育	八一五、二二一	五八〇、七五四	三六九、一二三	三六九、一二三
衛生	三、一七二、七八六	三、三六一、〇〇八	三、二四七、七四四	三、二四七、七四四
勸業	一、〇三三、七二二	一、〇三四、五五六	九六二、四八六	九六二、四八六
諸税及賃	三三、七八六	四六、六七〇	三五、一五〇	三五、一五〇
基本財産及蓄積金	三、三〇三、一七六	三、五七九、八一四	三、七〇九、三九八	三、七〇九、三九八
財産	六八、五七九	三五、四八八	三七、二三五	三七、二三五
神社	二八、五九三	二、四五〇	二、五一〇	二、五一〇
其の計	七、六四八、九一四	六、二六二、九四六	八、二二五、七六八	八、二二五、七六八
その他	一七、三九〇、六一四	一六、三七七、六八四	一七、九〇二、〇五三	一七、九〇二、〇五三
計	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三
役所	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三
土木	四七、九九八	四九、三八六	四八、〇四六	四八、〇四六
教育	八一五、二二一	五八〇、七五四	三六九、一二三	三六九、一二三
衛生	三、一七二、七八六	三、三六一、〇〇八	三、二四七、七四四	三、二四七、七四四
勸業	一、〇三三、七二二	一、〇三四、五五六	九六二、四八六	九六二、四八六
諸税及賃	三三、七八六	四六、六七〇	三五、一五〇	三五、一五〇
基本財産及蓄積金	三、三〇三、一七六	三、五七九、八一四	三、七〇九、三九八	三、七〇九、三九八
財産	六八、五七九	三五、四八八	三七、二三五	三七、二三五
神社	二八、五九三	二、四五〇	二、五一〇	二、五一〇
其の計	七、六四八、九一四	六、二六二、九四六	八、二二五、七六八	八、二二五、七六八
その他	一七、三九〇、六一四	一六、三七七、六八四	一七、九〇二、〇五三	一七、九〇二、〇五三
計	一、三三五、九二〇	一、四二四、六一二	一、二六四、五九三	一、二六四、五九三

神戶市 姫路市 明石市 四宮市 計

土地	建物	有價証券	その他	現金	計
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三
三、三五四	一、四八七、七三三	四九、三三九	一、四八八、八九三	二、三三三	一、四八八、八九三

市基本財産 (昭和三年三月末日現在)

役所	會議所	土木	教育	衛生	勸業	諸税	基本財産及蓄積金	神社	其の他	計
九五、一五七	四、六〇〇	一一一、二四二	一九六、一三八	五八、八三〇	二、九七〇	七五〇	三五、八六六	二、五七五	三八七、八八四	三八七、八八四
九五、一九二	四、二〇六	一七六、八八二	二一一、六六六	六三、五三四	二、〇三八	四五五	六、三三四	三、八三七	一〇九、四五六	一〇九、四五六
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七
九五、三三七	四、四三〇	九四、〇五七	二二八、五二八	五八、二三三	二、三八八	二九一	六、五一〇	四、三九二	三三七、〇八七	三三七、〇八七

三五

役所 會議所 土木 教育 衛生 勸業 諸税 基本財産及蓄積金 神社 其の他

昭和三年度	昭和二年度	昭和元年度
七、五二二	五、五五七	四、六三八
七、二六一	七、四八一	七〇、四一八
一八四、五三三	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇九九
三七八、二四一	三七八、〇三四	三五四、〇三六
一八三、七〇六	一七五、五五八	三五三、八五一
八三一、二五三	六七三、六三〇	八八三、〇四二

891.253
672.170
119.083

535.419
499.786
35.633

西宮市

役所	會議所	土木	教育	衛生	勸業	諸税	基本財産及蓄積金	神社	其の他	計
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八
七二、〇四八	二、八二三	一八、三六二	二六八、六一二	三七、八三一	二、七七九	一三〇	四四六	二、九一一	八三、四〇八	八三、四〇八

三四

神戶市	三、三三四	一、四八七、七三三	四九、三三九	二、三三	四七	二、三三
姫路市	一、三三四	一、四七三	一九、五〇四	一、三三	四七	一、四八八、八三三
明石市	一、三三四	一、四七三	一九、五〇四	一、三三	四七	一、四八八、八三三
四宮市	一、三三四	一、四七三	一九、五〇四	一、三三	四七	一、四八八、八三三
計	三、三三四	一、四八七、七三三	四九、三三九	二、三三	四七	二、三三

市基本財産 (昭和三年三月末日現在)

役所	九五、一五七	九五、三三七
會議所	四、六〇〇	四、四三〇
土木費	一一一、二四二	九四、〇五七
教育費	一九六、一三八	二二八、五二八
衛生費	五八、八三〇	五八、二三三
勸業費	二、九七〇	二、三八八
諸税及負債	七五〇	二九一
基本財産及蓄積金	三五、八六六	六、五一〇
財産費	二、五七五	四、三九二
神社費	三〇	一
其他	三八四、八八四	三三七、〇八七
計	八八三、〇四二	八三一、二五三



西宮市

役所	四、六三八	五、五五七	七、五二二
會議所	七〇、四一八	七四、四八一	七七、二六一
土木費	一〇〇、〇九九	四〇、〇〇〇	一八四、五三三
教育費	三五四、〇三六	三七八、〇三四	三七八、二四一
衛生費	三五三、八五一	一七五、五五八	一八三、七〇六
勸業費	八八三、〇四二	六七三、六三〇	八三一、二五三
諸税及負債	四四六	四六〇	四六〇
基本財産及蓄積金	二、九一一	二、七〇四	二、三〇七
財産費	一六二	一一二	一一二
神社費	八三、四〇八	一一〇、八四六	一七五、三九九
其他	四八九、五一二	五三五、四一九	四九九、七四六
計	八三、四〇八	一一〇、八四六	一七五、三九九

831.253
693.170
119.627

535.419
899.786
356.773

基本財産を除く市財産 (昭和三年三月末日現在)

市	土地	建物	有價証券	その他	現金	計
神戶市	三,〇三三,八八八	一五,三七七,六六五	一,五八〇,九二一	—	一,〇〇八,五〇九	三八,六二八,〇九三
姫路市	四三三,三三三	—	七,〇六八	—	三三三,九九七	一,五五〇,〇五八
明石市	二,六三三,四八一	—	—	—	八,三三七	二,六三三,七三八
西宮市	一,〇六九,二〇〇	八,一〇,〇〇〇	—	—	—	一,九四四,二〇〇
計	三,三三三,五八三	一七,七六六,一〇一	一,五八〇,九二一	五五,〇〇〇	一,九八八,〇八八	六,九四四,六三五

市債 (昭和三年三月末日現在)

市	教育費	衛生費	勤業費	土木費	その他	計
神戶市	九,一七〇,三九六	二,九九九,六〇〇	二,九七七,〇〇〇	三〇,九七一,七〇〇	四〇,一七二,一七〇	六八,三六二,八六六
姫路市	四三,五五〇	—	—	—	六七,九七九	一,〇三六,五二九
明石市	二六,六六六	—	—	—	一五〇,八八〇	六九,二二八
西宮市	二六,四二〇	一五,三三三	—	一八,五六一	六七,三五六	五四,三〇七
計	九,七七〇,〇〇〇	三,一五八,九三三	二,九七七,〇〇〇	三〇,九〇九,二六一	四〇,九七〇,九二六	九七,五三六,一三三

第三節 町村財政

昭和三年度に於ける町村豫算總額は二千五十八萬七千六百十九圓にして、之を明治十二年度の六十七萬圓に比すれば實に三十一倍、明治三十五年度の三百四萬圓に比すれば七倍に當り、尙漸増の傾向

に在り。其の最も著しく膨脹せしは、大正七年より同九年に至る世界大戰の好況時代なり。町村歳出中費途の主要なるものは教育費、土木費、營繕費等にして、就中教育費は歳出總額の四割を占め町村財政の難關たり。

財源は主して町村税に俟つもの多く、寄附金、國庫下渡金、補助金、交附金等之に亞ぐと雖も漸次諸般の經費増加を來し、財源に餘裕を存する町村極めて少なく町村債は漸く増加の著しきものあり。

町村歳入豫算

町村	昭和二年度		昭和三年度	
	税	入	税	入
町	一一,一七一,七六一	—	一一,三三七,九五六	—
村	七五七,二八〇	—	八二四,四二七	—
國庫下渡金	—	一,九九三,五一二	—	二,一五八,六九三
交附金	—	四三〇,四七五	—	四二五,七九九
補助金	—	四七三,三〇七	—	六一四,一〇三
寄附金	—	六二五,八五六	—	五七一,六〇四
繰入金	—	一,三五〇,三九二	—	一,三一〇,七二九
公債	—	四七三,九六五	—	一,〇八六,四〇〇
其他	—	二,二九三,四七三	—	二,二五八,五七五
計	一九,五一一,〇二二	—	二〇,五八八,二八六	—

町村歳出豫算

會 役 費	昭和二年度	昭和三年度
土 木 費	一三四、〇八五	一二七、八九七
教 育 費	三、二三一、五四六	三、二三八、二五一
衛 生 費	一、二五九、八八五	一、四〇四、五六一
警 務 費	九、三〇一、五二七	九、一一七、七四一
勤 勞 費	九六七、七五二	一、〇二八、二〇六
財 政 費	一七九、八三八	三〇二、六五二
公 債 費	一五五、一〇七	一八六、五五三
其 他 費	一五四、九三〇	二〇三、三八五
計	八七一、三八七	一、〇四五、一〇三
	三、二五一、〇一二	三、九三三、二七〇
	一九、五〇七、〇六九	二〇、五八七、六一九

町村基本財産

(昭和三年三月末日現在)

土 地 價 額	二四、三二〇、〇六三
建 物 價 額	一、七六七、六七八
地上權設定部分林野の立木價額	五八九、七四八
諸公債證券價額	一、〇八六、一六九
現 金	九四一、四二四
其 他 財 産 價 額	五、五〇四、八六八
計	二〇六、三三二
	三四、四一六、二八二

基本財産を除く町村財産

(昭和三年三月末日現在)

土 地 價 額	一二、七三七、一四六
建 物 價 額	一五、六〇一、四七六
地上權設定部分林野の立木價額	四二、〇〇〇
諸公債證券價額	五七、四二二
現 金	一、一七八、二〇二
其 他 財 産 價 額	一、〇〇三、〇三四
計	三〇、六一九、二八〇

部落有財産

(昭和三年三月末日現在)

土 地 價 額	三一、〇〇四、七七九
建 物 價 額	一、四九六、二五八
地上權設定部分林野の立木價額	四三三、六一六
穀 物 價 額	八、七〇五
諸公債證券及諸株券價額	四三三、六〇三
現 金	一、六八〇、三二八
其 他	二二二、五五三
計	三五、二六九、八四二

町村債

(昭和三年三月末日現在)

教 育 費	一、七〇三、二六五
衛 生 費	五四八、八五〇

勤 業 費 二、七四二、三〇四
 普 通 土 木 費 三三、〇六〇
 災 害 土 木 費 二、〇六四、九六九
 舊 債 の 償 還 三、六九九
 其 他 八七六、六三二
 計 七、九七二、七七九

四〇

第四節 水利組合及水害豫防組合財政

昭和三年度に於ける水利組合歳出總額は八萬三千九百四十三圓にして、組合數二十三、組合員數一萬六千三百三十八人なり。而して之が負債額を見るに九十七萬二千七百四十五圓にして、内普通土木費は九十六萬七千九百四十五圓、災害土木費は四千八百圓なり。水害豫防組合は有馬、氷上の両郡に各一組合あるのみにして其の歳出額は一萬七千五百三圓、組合員數は二千四十八人なり。

第五節 租 稅 負 擔

本縣に於ける縣民の租稅負擔狀況を觀察するに、直接國稅の昭和二年度實收總額は二千二百八十萬六千五百三十二圓にして、之を前年に比較すれば百九十六萬二千五百九十九圓の減額なり。今種目別稅額を前年に對比するに次の如し。

地 所 地	昭 和 元 年 度	昭 和 二 年 度
地 租	三、一八〇、〇七五	三、一四六、八九四
所 得 稅	一六、四七六、八六一	一五、九四二、一一一
營 業 收 益 稅	九五	二、五九九、四〇九
營 業 稅	四、二三四、三〇八	五六、七五九
營 業 稅	八一、六七九	六八、二二一
營 業 稅	八五、二二二	七四、六六七
取 引 所 營 業 稅	七一〇、三五二	九一八、四七一
資 本 利 子 稅	二四、七六八、五九一	二二、八〇六、五三二
計		

次に縣稅の昭和四年度豫算を見るに總額八百六十八萬六千五百二十九圓にして、歳入總額の三割七分に當る。之を前年度に比するに二十八萬九千七百七十八圓の増加を示せり。租稅漸増の傾向は經費膨脹の趨勢に伴ふ自然の數にして又已むを得ざる所なり。

市分賦額を見るに昭和四年度豫算額四百二萬三千四百二十五圓にして前年度に比較し二十六萬一千七百七十四圓の増加なり。

	昭 和 三 年 度	昭 和 四 年 度
地 租 附 加 稅	二、七六八、一六七	二、七五一、一七〇
營 業 收 益 稅 附 加 稅	八九八、〇五二	八六二、六七九
所 得 稅 附 加 稅	一、八四五、一一二	一、八四三、七八二
營 業 稅 附 加 稅	一、四四一	二、四〇二
取 引 所 營 業 稅 附 加 稅	二一五	二一五

四一

管業種業
 雑種業
 家屋種業
 特別地
 計

昭和三年度	昭和四年度
二二九、四一五	二六八、二〇五
一、四九九、二六一	一、八〇二、二〇〇
八三七、四一三	八三七、四一〇
三〇八、二七五	三一八、四六六
八、三九七、三五二	八、六八六、五二九

神戸、姫路、尼崎、明石、西宮の五市を合算したる昭和三年度市税豫算總額は九百四十四萬三千五百五十一圓、歳入總額の四割五分に當り、前年度より四十五萬一千三百五十一圓の減額なり。

地租附加税
 所得税附加税
 管業收益税附加税
 取引所管業税附加税
 縣稅家屋稅附加税
 同管業稅附加税
 同雜種稅附加税
 特別稅家屋稅
 同管業稅
 同雜種稅
 同戶別稅
 同其他
 計

昭和二年度	昭和三年度
五一八、一五六	六〇二、九二七
一、三七五、九一八	一、五七七、二一四
二、三二七、七七三	一、二〇八、四四四
一一、三三七	八、五二五
八一八、二九三	八二二、四七六
三〇、六四七	三七、四五四
二九一、八六三	二七二、八九五
二、五四七、五六四	二、九一三、五〇八
一五八、一一四	二二六、七二二
一、七三四、二七三	一、六九八、五四七
一三、七五七	一六、五二九
六六、二〇七	五八、三一〇
九、八九四、九〇二	九、四四三、五五一

縣下四百十九ヶ町村の昭和三年度町村税豫算總額は一千百三十三萬七千九百五十六圓を算し、歳入總額の五割五分を占む。之を前年度に比するに二十二萬六千九百九十四圓の増額を示せり。税目別に掲記すれば次の如し。

地租附加税	昭和二年度	昭和三年度
所得税附加税	一、四八七、二八一	一、四九〇、七八八
管業收益税附加税	一一九、六六八	一八六、九七〇
管業稅附加税	六八〇、〇九七	五五九、四一五
縣稅管業稅附加税	三、五七七	五、一一八
同雜種稅附加税	二〇六、三九〇	二四一、六六九
同家屋稅附加税	一、四〇二、三九五	一、四三九、九九五
特別稅段別	一、五八七、九二四	一、五七九、七六四
同戶別	九、六六九	一一、五九九
同演劇興行稅	二、三四三	一、三九四
同其他	一、二二四	一、一五三
計	五、四二八、一四四	五、六三五、九四八
	一七三、〇五〇	一八四、一四三
	一一、一一一、七六二	一一、三三七、九五六

以上述ぶる所は最近に於ける一兩年の各種租税の状況なり。即ち縣市町村の經費の大半は之を租税に仰ぐものなれば、税額の多少、負擔の輕重は直接縣民の休戚に關する所大なり、最近數年間に於ける現住戸數一戸當平均負擔額並現住人口一人當平均負擔額は次の如く、一戸に付百十圓内外、一人に

付二十二、三圖の負擔に當れり。

平均	現住 一人	大正十三年度 同十四年度	直接國稅		縣稅		市町村稅	
			昭 和 元 年 度	同 二 年 度	昭 和 元 年 度	同 二 年 度	昭 和 元 年 度	同 二 年 度
同	同	同	四三・一八八	四八・八九二	二二・四一一	二二・七五三	三九・〇一七	四一・八六〇
同	同	同	四七・八三九	四三・〇八七	二四・二三四	一五・五五一	四二・二七〇	三九・六八七
同	同	同	八・五〇八	九・八七二	四・四一五	七・六八六	七・六八六	七・四五二
同	同	同	九・六六一	八・六九四	四・五九四	四・八六四	八・五三八	八・〇〇八
同	同	同	八・六九四	三・一三八	三・一三八			

現計又は決算に依れるも昭和二年度縣稅及市町村稅は豫算なり

第四章 教 育

第一節 總 說

昭和三年三月末日に於ける學齡兒童の總數は四十四萬二千五百十四人、内就學の始期に達したる者三十七萬九千八百九十一人にして、尋常小學校の教科を修むる者は男十三萬七千七百七十四人、女十三萬三千六百二十一人、計二十七萬一千三百九十五人なり。

學齡兒童數の増加するに拘らず小學校數は六百三十二にして比較的増加せざるも、規模は逐次擴張せられ、學級數に至りては七千八百三十八學級にして十年前に比し千七百三十八學級を増し、教員數は八千八百九十一人にして十年前に比し二千八百四人の増加を見るに至れり。一校平均の學級數は一一・四學級にして大正七年以來毎年〇・一學級乃至〇・四學級を増加し、一學級の教員數は常に一人内外を持續せり。一學級の兒童數は四六・四人にして大正八年の五一・六人を最高として逐年減少しつゝあり。幼稚園數は九十一、幼兒數は八千三百六十三人にして、十年前に比し倍加せるも、小學校に類する各種學校に在りては校數五十校、生徒數五千九百五人にして、實業補習學校の普及に従ひ漸次減少せり。

中等教育機關は中學校十八校、此の生徒數一萬二千八百八十五人、高等女學校四十一校、此の生徒數一萬五千二百九十八人にして、本科第一學年入學志願者百に對する入學者の割合は中學校四十五人、高等女學校五十人を示し、志願者の増加は依然として停止せざるの状態に在り。

師範學校は男子二校、女子一校にして生徒數は男子一千二百八十六人、女子四百七十二人、計千七百五十八人、外に農業補習學校教員養成所一あり。

高等學校は官立私立各一校、專門學校は私立二校、實業專門學校は官立三校あり。官立實業專門學校の内神戸高等商業學校は昭和四年度より商業大學に昇格したるを以て新に縣立神戸高等商業學校を設立せり。

實業學校は工業二校、農業七校、商業九校、職業五校、計二十三校にして、生徒總數九千三百七十七人、實業補習學校は五百十六校にして生徒總數五萬三千三百三十二人を算す。

其の他盲啞學校三校、生徒數二百九十七人、各種學校五十五校、生徒數五千四百七十一人、青年訓練所五百二十七、生徒數二萬九千六百八十五人、圖書館五十八、圖書冊數十九萬二千七百六十六冊等あり。縣下の教育機關は近來益々内容を充實し著々として面目を改めつゝあり。

第二節 初等教育

一、小 學 校

本縣に於ては學制頒布後幾許もなく明治五年十月神戸市に明親小學校の開設を見たり。之縣下に於ける公立小學校の嚆矢なり。爾來小學校設置の機運漸く熟し明治十二年教育令公布の際に於ては、小學校の總數は七百七十五校、教員數二千八百八十一人、兒童數八萬一千六人を算し、明治二十三年小學校令改正當時に至りて小學校總數八百四十四校、教員數二千三百三十七人、兒童數十萬二千二百四十四人の多きに達したり。明治三十三年小學校令の改正及小學校令施行規則の制定さるゝや小學校總數は稍減少して七百二校となりたるも、教員數は三千三百九十五人、兒童數は十六萬九千六百十六人に増加し、昭和三年三月末に於ては小學校總數六百三十二校、教員數八千八百九十一人、兒童數三十六萬三千八百三十五人の多きを算するに至れり。以上述ぶる所に依り近時に於ける推移發達の傾向を見るに、規模小なる小學校は漸次整理せらるゝと共に就學兒童の増加に伴ひ教員を充實するに力めたる蹟を窺知するを得べし。

初等教育に於ては勅語の聖旨を奉體し更に内外の情勢より察して大に精神教育を重視し、學校教育の實際化を計り、産業教育施設の達成を企圖し、加ふるに創造教育の進展を期するの方針を樹立し之を本として指導獎勵を加へ今や其の實績を揚げつゝあり。教員の研究修養は教育の成績を擧ぐるに必須の要件なるを以て、努めて之を獎勵し、側ら各種の講習會、講演會、研究會等を開催して其の實力

の向上を圖り、又御成婚記念事業の一として規定を設けて兒童の就學を奨励し、學校設備に就きては銳意之が改善に努め衛生設備の如きも漸次其の普及を見るに至れり。

二、幼稚園

明治二十二年十月私立神戸頌榮幼稚園の創立せられたるを以て本縣幼稚園の濫觴とす。公立としては明治三十年三月御影幼稚園の設置せられたるを初めとし、爾來其の進歩遅々として埒らざりしが、最近幼稚園令の公布せらるゝに及び保育思想俄に普及し、隨て園舎は急激に増加し、今や總數數百二十、保育幼兒數約一萬人に達し、内容も亦益充實して全く面目を一新したるの感あり。更に縣及市の保育會も創設せられて縣下保育事業の振興に努力しつゝあり。

第三節 中等教育

一、中學校

明治五年學制の頒布に依り教育の制度定まり、學校系統確立するに至りて漸次中學校設置の機運に向ひ、明治八、九年の交篠山、豊岡、洲本等の各地に其の設立を見たり。爾來漸く其の數を加へ、明治十二年教育令公布の時に於ては縣下の中學校數は公立五、私立三、其の生徒數男女合せて四百六十六人に上れり。然れどもその當時は中學教育の草創期に際し、其の施設頗る區々にして徹底を缺くもの多かりしが、明治十四年中學教則大綱發布せらるゝに至りて漸く整備統一の緒に就けり。然るに經

濟界の變動に因り地方財政の疲弊甚しく中學校の經費支出に困難を感じ廢校するもの續出し一時衰頹の徵あり、明治十九年中學校令公布の時に於ては僅に組合立姫路中學校及私立鳳鳴義塾の二校、生徒數合せて二百五十人を有するに過ぎざる状態なりき。

明治二十年姫路中學校は縣立となり鳳鳴義塾と相併びて縣下の青年が青雲の志を遂ぐべき登龍門たりしが、日清戰役後國運の發展に伴ひ中學教育振興の機運盛となり、明治二十九年に於ける神戸、豊岡兩校の設立を初めとして漸く其の數を加へ、明治三十年に於ては縣立六校、生徒千七人を有するに至れり。

爾來漸次發達の歩を進め日露戰役後に至りて一大進展を見、明治四十年に於ては校數八、生徒二千五百七十六人を數へ、次で歐洲大戰後に於ては更に一大飛躍をなし、大正十三年には公立十四、私立五、計十九校、生徒數一萬千六百四十人に上り、其の後更に公立一校、私立一校を加へ今や校數二十一、生徒數一萬五千百十二人を有するの盛況を呈せり。

一方昭和三年度に於て第一神戸中學校に設置したる夜間中學講座は入學志願者數募集人員の四倍に上り其の成績頗る良好なるを以て之が増設の必要を認め、昭和四年度に於て更に第二神戸中學校、御影師範學校及姫路中學校に之を設置することゝなれり。

中學校は國民の中堅を養成すべき重大なる任務を有するを以て之が教育に當りては強健なる身體と

堅實なる人格との陶冶を眼目とし、公民的訓練を徹底し、高尚なる趣味を養ひ、創造的態度と勤勞愛好の精神とを涵養し、以て處世の才能を養成するに重を置き、世の所謂準備教育の弊に陥るが如きことなきを期し此の方針を以て監督指導に努め其の成果漸く見るべきものあるに至れり。

二、高等女學校

維新當初に於ける女子教育は一般に前代の遺風を承けて之を尊重せず其の發達遲々たるの風あり。特に女子中等教育に至りては最も不振の状態に在りしが、此の傾向は本縣に於ても亦同様にして、明治初年頃に於て女學校と見るべきは、神戸女學院の前身たる英和女學校が明治八年神戸市に開設せられたるもの一あるのみ。其の後各種の教育漸次發展の途に就けるに拘らず女子中等教育は依然として進まず、明治十二年教育令發布の際に於ける縣下の女學校は尙僅に二校に過ぎざりしが、明治二十年に至り神戸市に私立親和女學校設立せられ、次いで明治二十五、六兩年には神戸市に松蔭、姫路市に日本の兩女學校の設置を見、稍其の數を加へたり。而して日清戰役後國力の發展に伴ひ漸く女子教育勃興の機運を生じ、明治二十八年には高等女學校規程制定せられ、次いで明治三十二年高等女學校令の發布を見るに及び縣下の女子中等教育も亦漸く發展の途に就き、明治三十四年縣立神戸、同三十六年郡立淡路兩校の設立を見、更に日露戰役後に於ける國民的自覺は大に女子教育機關の増設を促し明治四十五年には公立九校、私立二校を有するに至れり。然れども縣下女子中等教育機關の眞に充實

するに至りたるは歐洲大戰後に在り、即ち大正十三年に於ける狀況を見るに其の校數、高等女學校、公立十九、私立七、計二十六、實科高等女學校、公立七、私立二、計九にして總數三十五校に達し、生徒數は高等女學校一萬七百二十六人、實科高等女學校千二百三十人、計一萬一千九百五十六人を數ふるに至れり。

爾來益充實の歩を進め今日に於ては高等女學校、縣立十三、市町村立十三、私立十一、計三十七、實科高等女學校、町村立五、私立一、計六、總數四十三校、生徒數一萬六千九百五十人に達せり。又昭和四年度に於ては中學夜間講習所の成績に鑑み第一神戸高等女學校に夜間高等女學講習所を設置し晝間勉學の道を得ざる女子のために學習の便を與ふることゝなれり。

高等女學校は堅實進取的にして克く世務を解する良妻賢母の養成を以て其の眼目となし、併せて確固たる志操と高尚なる趣味とを養成し、常に勤勞を好み、創造工夫に努め、家庭の實務を樂みとするが如き性格の陶冶に重を置き、一切の教育施設は皆之を中心として計畫實施するを監督指導の方針となし銳意之が徹底に努力しつゝあり。

第四節 師範教育

本縣の師範教育は明治五年學制頒布に依り教員養成の必要を認め、明治七年十月兵庫縣師範傳習所

を神戸元町に設け管内町村より傳習生を選抜入學せしめたるを以て晴矢とす。明治十年之を改稱して神戸師範學校となし、其の前年併合したる豊岡、飾磨兩縣の設置せる豊岡、姫路の兩校を廢して之に合せ、校舍を新築し、設備を充實して優良教員の養成に努めたりしが、當時の生徒數は僅に七十餘人に過ぎざりき。其の後時勢の進運に伴ひ漸次其の規模を擴張し、設備を充實し、校運漸く隆盛に赴きしが、日清戰役後に於ける小學教育の異常なる振興は教員養成機關の大いなる擴張を促し、遂に明治三十二年武庫郡御影町に新築移轉して其の面目を一新し、生徒二百七十五人を收容するに至れり。然るに縣下の情勢は尙之を以て足れりとせず、小學教員の増加と素質の向上との要求頗る切なるものあり、到底一校を以て之に應ずる能はざるに至り、明治三十四年新に姫路師範學校を設立し、次いで明治三十六年明石女子師範學校を設けて時代の進運に供へ、斯くて新設校に於ける學年の完成したる明治四十年には三校の教員數五十二人、生徒數七百一人を數ふるに至れり。

爾來國運の伸展と制度の改正とに伴ひ組織の改善、設備の充實を圖りて教育の徹底を期し、時勢の進運に副はんことに努めたり。即ち明治四十年師範學校規程の改正せらるゝや、新に本科第二部並豫備科を置き、又歐洲大戰後教員充實の必要を生ずるや逐年其の學級を増加して之に應じ、越えて大正十四年に至り師範學校規程の改正に伴ひ豫備科を廢して本科第一部を五箇年とし、且專攻科を設けて以て今日に及べり。今や男子二校は共に本科第一部第二部及專攻科を有し、其の學級數合せて三十八、

生徒數千三百九十六人を數へ、女子校も亦其の編制を同じくして學級數十三、生徒數四百七十一人を算し、兩者を合すれば五十一學級、千八百六十八人の生徒を有し、年々の卒業生六百を越ゆるの盛況を呈せり。

師範學校は國民教育の源泉たる小學教員の養成を目的とするを以て、其の教育に付ては國家の要求に遵ひて、常に時代に適應する施設を行ひ、敬天愛人の至情に燃ゆる堅實高深なる人格の陶冶と、眞に人の魂を動かすに足る俊敏豊富なる智徳の養成とを以て其の眼目となし、一切の學習修養を之に歸結せしむるを教育方針とし、之に依りて監督指導を勵行せり。今や其の卒業生は縣下小學教育者の大部分を占めて其の活動の根幹となり、國民教育の實績を舉げつゝあり。

第五節 專門教育

本縣に於ける專門學校並實業專門學校は官立二校、縣立一校、私立二校、計五校にして外に高等學校官立一校、私立一校あり。

官立神戸高等商業學校は明治三十五年の設立に係り、卒業生を出すこと三千有餘名なりしが、昭和四年度より昇格して商業大學となりたるを以て本縣に於ては新に高等商業學校を創設し本年四月より開校せり。之が修業年限三ヶ年、定員は四百五十名なり。

官立神戸高等商船學校は故男爵川崎芳太郎氏の寄附に依りて設立せられ大正九年開校せり。入學期は年二期、修業年限五ヶ年年、學科は航海、機關の二部にして、生徒は直ちに海軍々籍に編入せられ卒業後は各船舶に商船士官として奉職しつゝあり。

官立神戸高等工業學校は大正十年の開校にして、卒業者を出すこと五回、別に高等専修學校を附設し、夜間教授をなしつゝあり。

私立關西學院は明治二十二年米國人の開設する所にして、神學部、文學部及高等商業部の三部に分てり。現在生徒總數一千有餘、昭和四年度には校舎を神戸市より武庫郡甲東村に新築移轉し其の内容外觀共に完備充實するに至れり。

私立神戸女學院は明治八年の設立にして、米國人の經營にかゝり、大學部、高等部及音樂部の三科に分つ。卒業者を出すこと五百餘、在學生徒數二百餘なり。

姫路高等學校は大正十一年の開設にして分科は文科及理科とし、生徒定員二百名、卒業生を出すこと四回に及べり。

甲南高等學校は武庫郡本山村に在り。大正十二年財團法人甲南學園の設立する所にして修業年限七ヶ年、生徒定員は高等科二百四十名、尋常科三百二十名なり。

第六節 實業教育

實業教育は明治十一年全國に率先して縣立商業學校を設立したるを以て始めとし、爾後明治三十五年に至る間に農業學校二校、工業學校一校の設立を見たるが、其の後神戸、姫路の二市及縣下六郡に商業學校並農業學校の設立あり、大正十一年郡制廢止に伴ひ數校は廢止せられ、他は縣立に移管組織を變更せられたり。其の前後農工商各科の學校増設あり。現今公私立を合して農業七校、工業二校、商業十二校、計二十一校、生徒總數八千七百人に達せり。而して農業學校及工業學校には本科の外に専修科を又農業學校及商業學校には女子部を設くる等益其の充實に努めつゝあり。

實業補習學校は時代の要求に應じ近年特に之れに力を用ゐたるを以て其の勃興著しきものあり、現在に於ては學校數五百三十一校、生徒數五萬八千名を算し、就學歩合七六%を示せり。而して之れに要する専任教員養成の爲大正十二年以來教員養成所を開設すると共に實業教育主事二名を置きて實業教育一般の指導に盡せり。

第七節 特殊教育

一、盲聾啞學校

盲學校は明治三十九年私立訓盲院の創立に始まり、大正元年私立尼崎訓盲院の創立あり、次いで私立盲人技術學校の設立を見たるが、大正十四年四月に至り訓盲院及盲人技術學校を縣に移管し、縣立盲學校と改稱して、其の内容設備を整へたり。現今兒童生徒數は男百四十六人、女十八人、計百六十四人にして、移管以來の卒業生百三十二人なり。然るに就學者數逐年増加の傾向あるを以て、昭和四年度に於ては更に縣立盲啞學校を新設することとなり。

雙陸學校は大正四年に於て私立神戸雙陸學校設立せられ爾來之れに依て雙陸教育の普及を圖れり。而して之が收容生徒數目下百二十五人を算せり。以上何れも特志家の創設にして相當の實績を收めつゝあり。

二、各種學校

各種學校中小學校に類するものは總數五十六校にして、其の兒童生徒數は五千百八十二人なり。貧困兒童のために夜學校を設けて初等教育を行ふもの、女子に裁縫手藝を課するもの等を主とし、其他小學校の卒業生にして直に實務に就く者の爲に職業教育を施すものあり、何れも其の成績見るべきものあり。

其の他の各種學校の總數は五十五校にして生徒の數は六千五百八十二人なり。殆ど私立にして實業に關する實際的教育を施すものなり。

第八節 社會教育

社會教育の指導並監督は從來視學をして之に當らしめたるも、時勢の進歩に伴ひ專任者を置くの必要を認め、大正十年には初めて社會教育主事を置き、續いて社會教育主事職制を定めて之が指導獎勵に力めたり。然るに大正十四年勅令を以て地方社會教育職員制の公布を見たるに依り、從來の縣吏員を廢し新に勅令に依る社會教育職員を置き社會教育事務に従事せしむるに至れり。

本縣社會教育の施設は大要文部省の施設に依據したるも、經費其の他の關係上多少の相違あるを免れず。其の概況左の如し。

一、青年訓練所

大正十五年青年訓練所令の公布と共に縣下全市町村一齊に之を設置し、其の數現に五百三十五、訓練を受ける者の數三萬七千を超へ、入所六割一分、出席五割三分を示せり。訓練生は一般に眞面目にして訓練の趣旨を理解し其の生活化に努めつゝあり。

本縣は毎に之が振興を企圖し、縣青年訓練委員會を起し、時に應じて指導員講習會を開き、更に各郡市に青年訓練研究會、各町村に青年訓練振興會の組織を慫慂し、今や青年訓練所は其の土地に即して健實なる發達を遂ぐるの端緒を得るに至れり。

二、青年團

青年團は町村青年團を以て基礎とし、各都市毎に郡市青年團を組織して之が連繫輔導に當らしめ、更に之を聯合して縣聯合青年團を組織し、知事を團長として専ら連絡統一を圖り、指導啓發に力め、又必要に應じ聯合事業の經營に當れり。而して之が經費は長くも大正十四年五月 大正天皇御結婚滿二十五年御祝典に際し、男女青年團體事業獎勵の御思召を以て特に御下賜あらせられたる御内帑金を基金とし、本縣にて造成せる男女青年團體事業獎勵資金より生ずる利子を以て之に充當し、別に縣費を以て郡市青年團に補助金を交附せり。現今團數四百二十三、團員數十二萬一千三百七十二人あり。青年團の指導に關しては聖訓に恪遵し、縣青年綱領五項目を定めて之に依據せしめ、地方の實情に即して各適切なる施設を講せしめ、縣に在りては毎年指導者の講習を行ひて之が啓發善導に努めつゝあり。

三、少年團

少年團の創立を見たるは大正八年にして、爾來年々其の數を増加し、現時に在りては團數五十三、團員一千六百人を算せり。之等少年團は何れも少年團日本聯盟に加盟し、其の規定せる綱領並掟を遵守し、教範に則り班教育制度に依りて訓練を施せり。而して各團體の連絡提携を圖り、共同の進歩を期せんが爲、神戸地方聯盟を組織し、時に應じて共同訓練を行ひつゝあり。少年團の現状に鑑み其の

健全なる發達を圖らんには優秀なる幹部並指導者を得ること極めて緊要なるを以て縣に於ても之を助成せんとするものなり。

四、女子青年團

青年女子の修養團體は處女會と稱したるも、最近に到るまで其の設置未だ昔からざりき。然るに先帝御成婚滿二十五年の御盛典に際し長くも男女青年團體事業獎勵の御思召を以て御内帑金を下賜せられ、又 今上天皇陛下東宮に御在しませし時優渥なる令旨を賜はりたるより聖旨の宏遠聖恩の洪大なるに恐懼感激し、内務、文部兩大臣の訓令に基づき、縣下一齊に女子青年團を組織し、次いで郡市聯合會を作り、更に昭和二年縣聯合女子青年團を組織し、五大綱領を定めて修養の指針と爲し、本縣よりは補助金を交附して指導獎勵を行へり。現今市町村に於ける五百有餘の團體、六萬の團員は互に緊密なる提携のもとに人格の修養に志し、健全なる國民たるの資質を養ひ、以て女子の本分を完ふし聖旨に奉答せんことを期せり。

五、成人教育

成人教育講座

社會の實務に従事せる一般成人に對し絶えず修養向上の施設を講ずるは極めて緊要なるを以て、縣に於ては成人教育講座を開設すると共に、市町村に對し之が開設を獎勵せり。縣主催の講座は縣下の

中等學校及各種試驗場等に委嘱し、其の協同により一郡市一ヶ所以上、地方業開期節を選び、長期(六十五時間以上)に亘りて開設せり。右の外御成婚記念事業資金歳入の一部を以て毎年公民教育講座を開設し來たれるが、昭和三年度に在りては各郡市に於て御聖徳並團體に關する講座を開きたり。

戸主會、婦人會

成人男女の修養、社交の團體として之が創立並發達を奨励しつゝあり。然れども戸主會に在りては各種の事情により創立未だ普からざるも、婦人會に在りては殆ど未創立町村なく、昭和三年には縣聯合婦人會の組織成り、統一的發達の緒に就けり。

六、圖書館

本縣の圖書館は其の數六十二館(公立四二、私立一九)にして未設置町村甚だ多し。町村立圖書館の設置普及を圖るは極めて緊要なるを以て、あらゆる機會に於て之が設置を奨励し、町村に各一館を標準として、近く其の域に達せしめんとす。

如上の現況に鑑み本縣に於ては昭和四年度より縣巡回文庫を設置し、圖書の貸出を行ひ、圖書供給缺乏の一部を補ひ以て讀書機關の不足に備へんとする計畫なり。

七、育英事業

御成婚記念事業基金(特別會計)より生ずる利子の一部を以て育英事業を行へり。其の年額豫算は九十名に達せり。

千二百圓にして、本縣内に居住し専門學校以上の學校に在學し、身體強健品行方正學力優秀なる者にして、家庭の事情學資の給貸與を希望する者に在學中學資として年額二百圓乃至四百圓を貸與す、現に給貸與せる者二十八名、貸與金年額約八千圓なり。

其の他縣下公私有英事業團體は其の數十一にして、貸與資金總額七萬四千圓、給貸與を受くる者三十名に達せり。

第五章 社會事業

第一節 總 說

本縣は廣闊なる農村地域と神戸市の如き大商工都市とを包擁するを以て、小作問題、労働問題等複雑なる關係を有するのみならず、神戸港は外國文化移入の門戸たる關係上、思想問題に就ても考究を要する點尠からず。殊に歐洲大戰後時勢の推移と時代の要望とに依り、公私の社會的施設は著しく普及せるを以て之が適否消長は其の影響する所極めて大なりとす。此を以て能く人心の歸嚮を察し地方の實情に應じて最も適切なる施設をなすと共に、公私の社會事業團體の指導獎勵に就ては深甚の注意を拂ひ、益其の健全なる發達を遂げしめ、以て公共の福祉を増進せんことに努めざるべからず。以下本縣に於ける社會事業の概況に付大要を述べし。

第二節 縣の社會事業

一、恤 救

窮民救助 昭和二年に於て赤貧にして廢疾又は疾病に罹り業を營むこと能はざる爲救助を受け

たる者は國費及地方費を通じ百十二人、年末現在三百九十八人にして、之れに要したる救助金額一萬五千六百五十圓なり。今年末現員事由別を示せば左の如し。

癩	四二
老疾	一九七
疾	七六
弱	八三
計	三九八

罹災救助基金 明治三十二年三月法律第七十七號罹災救助基金法に基き設置したる罹災救助基金の總額は、昭和二年十月一日現在二百五十四萬四千二百四十六圓にして、之が運用に關しては慎重に取扱ひ設置の精神を謬らざらんことを期せり。昭和元年度の支出金額及其の内譯左の如し。

遊樂所費	二八四
食料費	八、四九六
被服費	九七九
小屋掛費	八二七
就學費	九五四
學用品費	一〇二
計	二七二
行旅病人	一一、六五八

行旅病人 昭和二年に於て法令に基き救護を受けたる行旅病人は三百四十一人にして、救護中

死亡したる者百三人、年末に於て現に救護中の者五十三人なり。

行旅死亡人の取扱数は總數三百六人、内病死は六十八人にして、變死は二百三十八人なり。而して縣費を以て處辨したる金額は左の如し。

行旅 病人
行旅 死亡人

九、八四四
二、四五〇

尙昭和元年に於ける在外送還者の總數は二十人、縣費處辨金額は千四百七圓なり。

恩賜賑恤

昭和元年度に於て慈惠救濟基金及恩賜賑恤基金を以て助成金を下附したる私設社會事業團體數は二十團體にして、五十圓乃至五百圓、總額四千四百四十圓の助成金を下附せり。

大正八年七月創設したる救護視察員は現在八名あり、神戸、姫路、尼崎、明石に駐在し専ら困窮者の保護救濟に當らしめたるも、財界不況の結果は益々社會を複雑ならしめ、其の目的を徹底せしめ能はざるを以て、昭和二年七月方面委員制度を設けて、縣内全般に亘り方面委員を設置するに至れり。之が委員數は現今五百五十六名にして一人當世帯數は八百八十五、人口は四千百三十九人に當り、其の擔當多きに過ぐるを以て、漸次増員を計り聖旨の普及に力めんとす。

二、軍事救護

軍事救護 昭和二年度に於ける軍事救護法に依る救護の總數は、戸數六百五十一戸、人員千九

百五人、金額六萬九千八百八十圓にして、前年に比し經濟界の不況に由る失業者多きため戸數六十九戸人員二百七十九名、金額一萬七百六圓を増加せり。

三、醫療保護

經濟生會 本縣の濟生會事業は大正元年八月既に之に着手して事業の普及に努め、大正三年二月之に關する勅令の公布と共に益趣旨の徹底を圖りつゝあり。主たる事業は救療事業にして其の委託救療、直接救療、巡廻診療に依り救助されたるもの、總數は昭和二年度に於て救療實人員九千三百七十七人、延人員十二萬三千百五人に及べり。

四、經濟保護

住宅組合 大正十年住宅組合法發布以來、昭和二年に至る七箇年間に於て低利資金の貸付を受け住宅を建設する爲、住宅組合の設立を許可せられたる者其の數百七十、組合員數千七百四十四人なり。其の内住宅建築濟戸數千六百二十戸、未建設百二十四戸なり。資金は縣に於て借入れ轉貸したるもの二百二十七萬九百圓、神戸市に於て借入れ轉貸したるもの八十五萬四千圓、計三百十二萬四千九百圓にして組合の設立は年を逐ふて増加の趨勢に在り。

右の外大藏省預金部低利資金の貸付を受け豊岡町は公營住宅三十四戸(資金六萬圓)を、大塩町は公會堂二棟(資金二萬圓)を建設し、又社會公共事業資金として簡易保險局積立金の貸付を受けたるもの

縣三十萬圓、市二十三萬三千圓、その他町村三十九萬一千七百圓、計九十二萬四千七百圓なり。

移殖民保護獎勵

人口問題、食糧問題解決の一策として海外移殖民保護獎勵に努めたる結果、南米ブラジル國移殖民に對して注意をひくもの激増したり。最近三ヶ年に於ける狀況左の如し。

大正十四年	一二家族	七〇人
同 十五年	八〇家族	五三六人
昭和二年	四五家族	二九八人

兵庫縣海外渡航者講習所は大正九年十月の開所に係り神戸港に集中し來たる海外移住民に對し、海外移住に必須なる事項の講習をなすを目的とす。開所以來昭和元年末までの講習終了者は二萬六千二百人に達せり。然るに昭和三年三月國立移民收容所設置せられ此の事業は同所に移管せらるゝこととなり。

五、社會 教化

地方改善 本縣に於ける融和促進の施設に就ては明治四十四年以來銳意其の實を擧ぐるに努めたり。今大正元年度以降昭和二年度に至る事業の概況を示せば左の如し。

(1)獎勵金を下付せられたる團體	團體	一八	改善區域	戸數	九、一七二	人口	三九、七五二

(2)表彰せられたる融和事業功勞者	總數	二一	宮内大臣	一	内務大臣	一	縣ヨリ	八	中央融和事業協會ヨリ	八	兵庫縣清和會ヨリ	三
	總數	二一	教育施設	一	衛生施設	一	産業施設	八	土木施設	三	住宅改善施設	三
(3)社會改良事業補助 (大正九年年度) (昭和二年年度)	總數	二九、一八、三〇一	事業數	三〇、三、三三〇	金額	五、四、〇三三	事業數	五、一、九〇〇	金額	八、三、七三〇	事業數	三、三、二〇、八〇〇
	總數	二九、一八、三〇一	事業數	三〇、三、三三〇	金額	五、四、〇三三	事業數	五、一、九〇〇	金額	八、三、七三〇	事業數	三、三、二〇、八〇〇

融和會 融和促進の目的を以て大正十二年七月創立したる本會は、今や縣下五市二十五郡に支部を設け委員百二十六名を囑託する等着々として目的の貫徹に努めつゝあり。昭和二年度に於ける歳入歳出の豫算左の如し。

補助金	二八、〇〇〇	會費	二、五〇〇
寄附金	一、〇〇〇	雑費	一一七
雑収入	一、三三三	總計	三一、七五〇
歳入	三一、七五〇	歳出	五、二〇〇

總額	二六、三五〇
獎學獎勵費	八、三〇〇
講習講演會費	一三、三〇〇
雜誌刊行費	三、〇五〇
大會及會合費	一、七〇〇
豫備費	二〇〇
計	三二、七五〇

内一萬圓は各支部若は市町村に於て開催する職業講習會に對する補助金なりとす。

六、兒童保護

養育費 養育費に關しては法令の定むる所に従ひ、年齢滿十三歳を限りとして之を救助せり。昭和元年度に於ける成績左の如し。

前年より越人員	三三人
新規養育者	八人
養育廢止者	四人
年末現在人員	三七人
養育費	六五〇圓

兒童保護

兒童愛護デー實施に因り普く趣旨の徹底に力むる外、昭和二年縣下九箇所にて各一日づつ農繁託兒事業講習會を開催したるに講習人員九百四十人を算し、同年度の農繁託兒所成績は左の如く五十八箇所の多きに達し、夫々獎勵金を交付したり。昭和三年度以降に於ても該事業獎勵費と

して九千圓を豫算に計上せり。

託兒所數	五八
延日數	一、四五二
託兒數	二、五三二人

感化事業

本縣は本邦に於ける海外交通の門戸にして其の人情風俗等外來思想の影響を受くること大なり。従て之に伴ひ保護を要する少年の増加驚くべき多數に上り、之が感化機關の設置亦頗る緊要なるものあり。此に於て明治四十二年三月明石郡魚住村に縣立土山學園を設置し専ら感化事業の促進に備へたり。昭和二年末に於ては職員二十四名、收容人員百三人にして其の經費三萬一千六百六十九圓を算せり。

七、其の他

動物虐待防止會

人道に適したる法律の制定、各種虐待の禁止、畜類取扱方に關する教示又は疾病若は勞働不能の場合に於ける保護治療に依り動物の生活狀態を改善せん爲、明治四十一年動物虐待防止會を設置したり。視察員三名を置き市内交通難所を巡回せしめ牛馬の虐使、過重なる積荷、一般動物の狀況を視察し、愛護の念を鼓吹せしむ。昭和元年中に取扱たる件數二千九百八十二件、同年度經費一萬二千五百六十八圓なり。

其他 教化團體兵庫縣聯合會、財團法人兵庫縣救濟協會、財團法人内鮮協會は民心の作興、風教の刷新、感化救済、内鮮融和等夫々其の目的の貫徹に努めつゝある外、本縣に於ても失業状況、中等學校卒業生の就職状況の調査、一般不良住宅に関する調査及農漁村住宅改善に関する調査等を行ひ社會的施設の參考に供する等鋭意新業の完備に努力しつゝあり。

第三節 市の社會事業

神戸市に於ける社會施設は公設食堂六、職業紹介所五、日傭労働紹介所二、宿泊所二、保育所二、兒童相談所一、附屬診療所低格兒童預所一、實費診療所三、救護院附養老院一、巡迴産婆七區七名、住宅組合二十五組、公設住宅二、音楽堂一にして大正九年以來時運の進展と共に著しき發達を遂げ以て今日の盛大を見るに至れり。

右の外姫路、尼崎、明石、西宮の各市に於ても時代の要求に促されて、夫々社會的施設の充實に力めつゝあり。以下其の概況を略説すべし。

一、救 貧

神戸市立救護院 神戸市西代善谷に在り。敷地二千四十一坪、棟數十一、建坪二百十四坪、收容定員七十人とす。昭和元年中に於ける收容状況左の如し。

計	前年より	收容	解数	死亡	年末現在
	男	一七	五〇人	一八	三〇人
女	三七	三〇	一六	一八	三三
計	五四	八〇	三四	三七	六三

二、診 療

各市に於ける診療事業の現況次の如し。

神戸市立市民病院	三	敷坪	八五三	建坪	七、三三二	入院	二、三七〇八九	外來	六七〇	一日平均
尼崎診療所	一	敷坪	二四	建坪	二、一九五	入院	一、五九九	外來	四	六
市立明石診療所	一	敷坪	八〇	建坪	三〇	入院	四、四六一	外來	二二	四
市立西宮診療所	一	敷坪	八〇	建坪	三〇	入院	一	外來	一	一

三、簡 易 食 堂

神戸市に於ける昭和二年簡易食堂の状況は左の如し。

食 堂	六
建 坪	四六五坪
座 席	五五〇
實 上	二二二、七八圓
入 堂	一、五五四、九二〇人
一日平均入堂人員	四、二六八人

四、住 宅

神戸市に於ける市営住宅は木造和風二階建にして棟数七五、電敷二〇七、建坪一、八六六坪、創設費七四二、九〇〇圓にして、家賃は店舗(二五圓)、理髪店(二三圓)、浴場(七〇圓)を除き、最高二四圓、最低九圓、一疊當家族一圓乃至一圓四十四錢なり。其の居住者は總數二百三組にして會社員、市吏員最も多く官吏、公吏之に亞ぐ。

其他の市に於ける公營住宅の状況左の如し。

市名	戸数	坪数	建築費	家賃	
				最高	最低
尼崎市設住宅	一一六	八三一	一一五、〇一〇	一八、四八	六、四〇
姫路市營住宅	四八	七九一	七三、七三八	一六、〇〇	一一、〇〇
明石市營住宅	五二	七三七	五六、一三二	一七、〇〇	一〇、〇〇
西宮市營住宅	一〇	一九四	三、一七二	二二、五〇	一六、〇〇

又神戸市に於ける住宅組合の昭和元年末總數を見るに二十五組合にして貸付金の總額八十三萬一千七百三十二圓、戸數二百六十七戸なり。

五、神戸市共同宿泊所

宿泊者は工場労働者、商業、仲仕最も多く交通労働者、事務員、手傳、行商人、農業、人夫之れに亞ぐ。昭和二年に於ける状況次の如し。

宿泊所数	二
宿泊人員	二二八、六二一人
一日平均宿泊人員	三五二人
宿泊料總額	二五、七二六圓

六、職業紹介

神戸市職業紹介所 昭和二年度に於ては不況愈甚しく、求人口の梗塞、雇傭條件の低下等は一層需給の調節を困難ならしめ、失業問題の對策に一轉機を劃するの必要に迫られたるを以て、少年部の設置、俸給者部の特設、職員紹介委員會の活動、失業救済土木事業の施行等取扱方法、經營方針又は施設に大改革を加へ、新に積極的行動を開始せり。昭和元年中に於ける市内四ヶ所の職業紹介の状況左の如し。

市名	計	求人数		求職者数		紹介数		就職者数	
		男	女	男	女	男	女	男	女
尼崎市職業紹介所	計	男	二二、七六一	男	二五、一一九	男	一七、一四六	男	一〇、二九九
		女	四、四七五	女	三、五一一	女	二、七〇二	女	一、六八八
計		男	二七、二三六	男	二八、六三〇	男	一九、八四八	男	一一、九八七
昭和元年中に於ける紹介状況左の如し。	計	求人数	一、八三四	求職者数	四、二六五	紹介数	一、一〇七	就職者数	五八二
		男	八三六	男	八二三	男	三三五	男	一九七
計		男	二、六七〇	男	五、〇八八	男	一、四四二	男	七七九

七、社會改良事業

都市の急激なる膨脹に伴ひ改善を要する地域に對し諸般の改善施設を講ずるの必要を生じたるを以て住宅の改善、道路の改修計畫を樹つる等鋭意目的の遂行に力めつゝあり。又最近神戸市に於ては市内在住朝鮮人調、乳兒幼兒死亡調査、死亡並出生調、食堂調査等を施行し將來施設計畫上の參考資料とせり。

八、兒童保護

神戸市巡回産婆 兒童保護事業の一端として大正十一年巡回産婆の制を起せり。爾來其の實績見るべきものあり、一層事業を擴張し、目的の達成に努力せり。今昭和元年中の取扱数を掲ぐれば左の如し。

産婆數	新規婦	分		回数數
七	一、九八七	男	女	一六、九八五
		生産	生産	
		死産	死産	
		六六九	四三	
		六八二	五〇	

神戸市保育事業 市立保育所數は二箇所、建物坪數三百五十五坪五勺にして學齡未滿の幼兒及四十日以上の乳兒を受託せり。定員百七十名なるも現在の受託狀態は遙に定員を凌駕せり。

神戸市兒童相談所 兒童相談所に於ける昭和元年中の取扱總件數は六萬一千五百十六件にして、

育兒健康に關するもの五萬六千六百六十六件、特殊兒童教育保護に關するもの二千九百四十四件、母産の衛生妊産に關するもの二千八百九十二件、精神鑑定及職業に關するもの二千五百六十六件等其の主なるものとす。

神戸市兒童遊園地 神戸市兒童愛護聯盟會の寄附に依る兒童遊園地は二箇所にして土地坪數四百二十坪なるも、大正十五年開催せる兒童愛護デー及パザーの純益二千餘圓を以て更に東西各一箇所に新設の計畫あり。

九、民衆的娛樂

神戸市立音樂堂 神戸市湊川公園に在り。田村新吉氏の母堂追善供養記念に係る寄附金に依り建設せり。無料を以て一般市民の使用に供し相當効果を收めつゝあり。

第四節 町村の社會事業

一、救 療

町村に於て救療の目的を以て診療所を施設せるものは伊丹町、御影町、今津町、住吉村の三町一箇村にして何れも相當の成績を收めつゝあり。

二、住 宅



公營住宅を施設せるものは六箇町村にして何れも住宅難救済及家賃緩和の目的を以て逓信省簡易保
險局又は本縣より低利資金の融通を受け或は町村積立金を以て建築せるものなり。現在總戸數二百七
十九、坪數三千八百十坪、此の建築費は四十四萬八千二百圓なり。施設町村は北條町、篠山町、豊岡
町、加古川町、五莊村、大塩町なり。

第五節 私設社會事業

一、養老救済

✓ 神戸養老院 神戸市都由乃町二丁目に在り、老人並貧困なる老人の保護救済を目的とし明治三十
二年一月の創立たり。昭和二年に於て入院したるもの十八人、前年より繰越たるもの十二人にして、
年内に扶養義務者へ引渡したるもの八人、死亡したるもの六人、年末現在の在院者十六人なり。

✓ 神戸婦人同情會 神戸市宮本通二丁目に在り、大正五年三月の創立にして専ら婦人の救済並託
兒を事業とす。婦人救済部に於て取扱ひたる最近一箇年の件數千八百九十一件、收容延人員二百九十
名にして内自殺を未然に救ひ得たるもの五十人に達せり。

二、軍人遺族救護

✓ 愛國婦人會兵庫支部 明治三十四年七月設置せらる。昭和二年末有功章佩用者四百五十七名、會
員總數四萬七千九百八十二名、賛助員百八十二名にして同年中の贈金一萬三千三百二十四圓、救護し

たる人員百七十八、之に要したる金額千六百七十二圓なり。

✓ 聖徳佛敎婦人會報國會 明治二十七年日清戦役に際し軍事後援に盡したるを以て創始とす。爾
來國家有事の際第十師團に屬する軍人及其の家族を恤慰救護し、毎年第十師團戦死者の大追弔法會を
執行せり。

三、救療

日本赤十字社兵庫支部診療所、聖イエス團友愛救済所、高野山療養院は何れも貧困者に無料又は實
費を以て診療を施す團體にして、日本赤十字社兵庫支部診療所は一萬七千八百二十五圓、イエス團友
愛救済所は四千八百六十五圓、高野山療養院は一萬三千五百四十八圓の經費を支出し居れり。昭和元
年中に於ける入院及外來の施治患者總數十二萬七千六百九十一人にして一日平均三百五十人の割合に
當れり。

外に鐘紡診療所ありて一部區域の貧困者の無料診療を行ひ、又聖神戸萬國病院及聖中華會館ありて
一は外國人の、他は中華民國人の救療機關たり。

四、職業紹介及授産保護

救護隊神戸無料職業紹介所 神戸市に於ける雇人口入屋の數實に二百五十、而かも皆營利にして
何等雇人、被雇人の利害を顧慮せざるもの多し。金子小太郎氏之を慨し大正元年八月本所を創設せり。

昭和元年に於ける成績左の如し。

	求人數	求職數	紹介數	就職數
男	三、三三三	五、一三六	四、〇二九	三、一九九
女	二、二八四	九七二	一、三二四	九四六
計	五、六一七	六、一〇八	五、三四三	四、一四五

七八

神戸婦孺修會 神戸市新川部落の親善啓發のため同地帯失業者に對し一定の用器小車を貸與し、市内各所より屑物を蒐集せしめ時價を以て之を買收し、消毒撰分類別せしむるものにして雇入人一日平均二十七名、一箇年の取扱約十二萬貫に達せり。

不具者救済互助會 神戸市腕塚町に在り。不具者に生業を授けて之を救済するものにして、昭和元年に於ける就業者數左の如し。

	前年越	本年入所	計	延人員	年末現在人員
男	四	一二	一六	二、一四九	七
女	一〇	二三	三三	四、一三六	一〇
計	一四	三五	四九	六、二八五	一七

五、保護、保育及感化

神戸市に於ける少年、少女の感化及保護事業を營むものに**岡田修養保護院**、**慶徳寮**及**武庫の里**あり。岡田修養保護院は大正十年八月の創立にして最も古く、昭和二年末在院少年十一名、之を學校別

にすれば中學校一名、職工學校一名、商工實習學校一名、小學校六名、給仕二名にして何れも良好なる成績を示せり。慶徳寮、武庫の里は創立日尙淺きも着々設備を整へ漸次好成绩を挙げ、外に**澁川研究會**ありて、少年保護事業の増設豫防を目的とする社會運動、保護思想の徹底に盡しつゝあり。

神戸自助學院 神戸市再度筋に在り。明治三十五年八月の創立にして苦學生を保護し克く各人天賦の能力を發揮せしめんことに努めつゝあり。昭和元年末の在院者十一名にして内關西學院高等部に二名、縣立第三中學校、**神港商業學校**、**縣立工業學校**、**村野工業學校**、**育英商業學校**に各一名在學し、四名は院内に於て獨學し居れり。

育兒教育事業を營むもの、内主なるものを**神戸孤兒院**、**女子教育院**、**神戸報國義會**とし何れも神戸市に在りて、昭和元年末收容者男七十四人、女八十七人、計百六十一人なり。又尼崎市別所村に**琴浦育兒院**ありて何れも相當の成績を收めつゝあり。

乳幼児保育に關する施設は神戸市に於ける**熾戰役記念保育會**保育所四の外**神戸同朋保育園**及**尼崎託兒所**あり、昭和二年末現在男二百九十二人、女二百七十三人、計五百六十五人を收容せり。

六、盲啞者保護

神戸盲人後援會 明治三十八年の創立に係り専ら盲人に關する調査研究、不幸なる盲人の救済に當れり。現在學資の一部又は全部を支給せるもの十名、寄宿人員五名あり。

七九

神戸盲啞院 明治三十九年の創立にして現今苦學生の食費を給するもの十二名、此の金額二千五百七十四圓、被服を給するもの十名此の金額百七十圓、學業費を給するもの十二名此の金額百九十圓に達せり。

七、釋放者保護

免因保護に關する私設團體は神戸佛教聯合慈友會、神戸愛隣館、神戸自戒會、神戸播磨保正會、有馬郡各宗聯合會、播磨兵庫縣聯合保護會の六にして、昭和元年中に保護救済を加へたるもの、直接保護二百十八人、間接保護五百五十一人、一時保護千四人、計千七百七十三人に及び之に要する經費總額一萬一千七百七十二圓を算せり。

八、其の他

日本海員救濟會兵庫支部 本會の創始は明治十三年にして帝國々運の伸長上最も重要なる海運の發達を助成するの目的を以て、普通海員及高等海員の養成、保護救済等の事業を行ひつゝあり。昭和二年末の會員數、特別四百二十八人、通常一萬七千二十五人、計一萬七千四百五十三人にして、同年釀金總額一萬二千五百三圓なり。

神戸海員ホーム 海員の感化慰安及救済を以て目的としたる神戸海員ホームは大正五年十月の創立にして現に土地三百十坪及木造瓦葺二階建一棟六十坪の資産を有す。昭和二年に於ける宿泊延人員

一萬四千二百八十三人にして、一日平均三九・一人に當る。

以上の外教化實行を事業とする神戸積徳會、共同作業、貯蓄獎勵等を事業とする瀬下河野農民共同救護社あり。何れも社會教化のために努力し、相當の實績を擧げつゝあり。

第六章 社寺及教會

第一節 神社

本縣に於ける昭和二年末の神社總數は四千八百九十八、内官幣社は官幣大社の廣田神社、伊弉諾神社、官幣中社の生田神社、長田神社、海神社、別格官幣社の湊川神社、國幣中社の伊和神社、出石神社以上八社にして、縣社は六十三、内西宮神社は西宮戎として最も名高く、其の他郷社百六十二、村社千九百十二、無格社二千七百五十三あり。而して神職總數は四百三十四人なり。

社名	祭神	祭日	鎮座地
官幣大社 廣田神社	天照大御神 荒魂	三月十六日	武庫郡 大社村 廣田
官幣中社 伊弉諾神社	伊弉諾 尊	四月廿二日	津名郡 多賀村
官幣中社 生田神社	稚日女 尊	四月十五日	神戸市 下山手通一丁目
官幣中社 長田神社	事代主 神	十月十八日	同 長田町三丁目
官幣中社 海神社	底津 綿津見 神	十月十一日	明石郡 垂水町
國幣中社 伊和神社	大己貴 神	十月十五日	美作郡 神戶村 伊和
國幣中社 出石神社	出石 八前大 神	十月二十日	出石郡 神美村 宮内
別格官幣社 湊川神社	贈正一位 備前正成公	七月十二日	神戸市 多聞通三丁目
外十八			

第二節 寺院

寺院を見るに昭和二年末總數は三千五十七、住職の總數は二千七百二人にして、眞宗に屬するもの九百十にして最も多く、眞言宗の六百五十三之に亞ぎ、其の他は曹洞宗四百三十九、淨土宗三百四十六、臨濟宗三百十七、天台宗百八十七、日蓮宗百五十七の順序にして、黄蘗宗は遙に少く僅に三十二、時宗の十六最も少し。

宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	宗	計	寺院	住職
眞言	眞言	曹洞	淨土	臨濟	天台	日蓮	黄蘗	時宗	九一〇	八八三
六五三	四三九	三四六	三一七	一八七	一五七	三二	一六	三、〇五七	五〇二	二、七〇二

第三節 諸 教 會

神道に屬する教會所は昭和二年末に於て總數千八百八十九を數へ、内天理教は八百十五にして總數の七割を占む。

天	金	黒	神	神	御	大	其
理	光	住	理	嶽	社	の	計
教	教	道	教	教	教	他	
八 一 五	九 二	五 七	五 六	三 三	一 二	七 二	一、 二 八 九

佛道に屬する教會所は昭和二年末總數五百、内真言宗に屬するものは二百二十五にして總數の半ばに當り、真宗に屬するもの百四十五にして三割を占む。

天	日	眞	眞
台	蓮	言	宗
宗	宗	宗	宗
二	七	〇	二
一	四	五	二
二	五	五	五

法	淨	臨	曹	黃
相	土	濟	洞	藥
宗	宗	宗	宗	宗
二	八	八	七	四
一	八	八	四	〇
五	〇	〇	〇	〇

基督教會を見るに昭和二年末に於て會堂八十九、宣教者六十九人、信徒一萬三千二百四十人なり。基督教會は郡部町村に於て之を見ること極めて稀にして、右は主として神戸市に係る事實なり。

日本組合基督教	會堂	宣 教 者	信 徒
日本聖公教	一四	八	二、六二三
日本基督教	一二	〇	一、六三六
浸禮教	七一	八	二、一四二
天主公教	五七	五	一、一二九
福音教	三五	五	一、八五二
福音教	三	三	三五
ハリストス正教	二	二	二五三
其の他	三五	二八	三、五七〇
計	八九	六九	一三、二四〇

第四節 特別保護建造物及國寶

昭和二年末現在特別保護建造物は總數三十七棟にして、内神社所屬のもの十四棟、寺院所屬のもの

二十三棟なり。

又國寶を有する神社十五、寺院五十八にして、國寶の数は書蹟三十七點、繪畫百四十二幅、彫刻百二十六點、經卷九卷、美術工藝品十五點、金石文一點、刀劍五振、計三百三十五件に上れり。

特別保護建造物

所有社寺	所在地	名稱	構造
*本興寺	尼崎市	開山堂 三光堂	桁行九間、梁間三間、單層、屋根鎌木造、本瓦葺 三間社流造、屋根本瓦葺 三連春日造、屋根檜皮葺 屋根切妻造、本瓦葺
四宮神社	四宮市	表大門四脚門 塔婆(三重塔)	三間三層塔婆、屋根檜皮葺 三間社流造、屋根檜皮葺 三間社流造、屋根檜皮葺 三間社流造、屋根檜皮葺
八幡神社	武庫郡山田村	本殿	一間社春日造、屋根檜皮葺 三間社流造、屋根檜皮葺
若王子神社	同	本殿	一間社流造、屋根檜皮葺
八幡神社	川邊郡四谷村	本殿	一間社流造、屋根檜皮葺
御靈神社	有馬郡貴志村	本殿	一間社流造、屋根檜皮葺
住吉神社	同 藍村	本殿	一間社流造、屋根檜皮葺
*高貴布神社	同 高平村	本殿	一間社流造、屋根檜皮葺
*太山寺	明石郡伊川谷村	本堂(藥師堂) 仁王門	桁行七間、梁間六間、單層、屋根入母屋造、本瓦葺 八脚門、屋根入母屋造、本瓦葺
石峰寺	美濃郡上淡河村	中堂(藥師堂) 塔婆(三重塔)	桁行五間、梁間五間、單層、屋根入母屋造、上部茅葺、下部本瓦葺 三間三層塔婆、屋根檜皮葺
天津神社	同 北谷村	本殿	一間社、屋根入母屋造(妻正面)、檜皮葺
*淨土寺	加東郡小野町	本堂(藥師堂) 淨土堂(阿彌陀堂)	方五間、單層、屋根檜皮葺 方三間、單層、屋根檜皮葺

所有社寺	所在地	名稱	構造
八幡神社	同 同	拜殿 本殿	桁行七間、梁間三間、單層、屋根四柱本瓦葺 三間社流造、屋根檜皮葺
朝光寺	同 米田村	本堂	桁行七間、梁間七間、單層、屋根四柱造、本瓦葺
*一乗寺	加西郡下里村	妙見堂 辨法堂 護法堂	三間社流造、屋根本瓦葺 一間社春日造、屋根本瓦葺 一間社春日造、屋根本瓦葺
*越林寺	加古郡鳩里村	太子堂 總持堂 常行堂	桁行七間、梁間六間、單層、屋根入母屋造、本瓦葺 方三間、單層、屋根檜皮葺 桁行三間、梁間二間、重層、屋根入母屋造、本瓦葺
圓教寺	飾磨郡曾左村	大講堂 金剛堂	桁行三間、梁間四間、單層、屋根四柱造、本瓦葺 桁行七間、梁間六間、重層、屋根入母屋造、本瓦葺
*彌勒寺	飾磨郡野村	本堂	桁行三間、梁間三間、單層、屋根入母屋造、本瓦葺
*斑鳩寺	揖保郡斑鳩村	塔婆(三重層)	桁行三間、梁間五間、單層、屋根入母屋造、本瓦葺
*温泉寺	城崎郡城崎町	本堂(大悲殿又 は圓通閣)	桁行五間、梁間五間、單層、屋根入母屋造、茅葺
中島神社	出石郡神美村	本殿	二間社流造、檜皮葺
名草神社	美父郡八鹿町	塔婆(三重塔)	三間三層塔婆、屋根檜皮葺
八幡神社	水上郡柏原町	社殿	拜殿三間社流造、本殿桁行梁間三間を連接す、屋根檜皮葺

✓ 所有社寺 所在地 淡川神社 神戸市多聞通二

名 稱 段讀腹巻一領 紙本墨書法華經奧書一幅

種別等級 美術工藝丙種 筆蹟丙種

所有社寺 所在地
多聞寺 明石郡垂水町

*太山寺 同 伊川谷村

伽耶院 美濃郡志染村

淨土寺 加東郡小野町

*一乘寺 加西郡下里村

*鷲林寺 加古郡加古川町

尾上神社 同 高砂町

十輪寺 同 同

長樂寺 印南郡西志方村

隨願寺 飾磨郡水上村

圓教寺 同 曾左村

神積寺 神崎郡田原村

岩屋寺 同 豊富村

*斑鳩寺 揖保郡斑鳩村

加茂神社 同 室津村

見性寺 同 同

大覺寺 同 網干町

最明寺 佐用郡三日月村

光久寺 美濃郡安師村

名稱

木造藥師如來坐像一軀

木造日光月光菩薩立像二軀

絹本着色不動四童子像一軀

絹本着色兩外曼荼羅圖二幅

絹本着色釋迦三尊像一軀

絹本着色金剛經十六善神像一軀

絹本着色法華童子像一軀

絹本着色法華童子像一軀

絹本着色法華童子像一軀

絹本着色法華童子像一軀

絹本着色法華童子像一軀

絹本着色法華童子像一軀

絹本着色法華童子像一軀

九〇

種別等級

彫刻甲種四等

同

繪畫甲種三等

繪畫甲種四等

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

九一

大石其雄宅跡
 處女塚
 和田岬砲臺
 四宮砲臺
 鶴山鶴善殖地
 高砂の松
 尾上の松
 曾根の松
 生島樹林
 妙見の大杉
 日置村榎
 淡路國道松並木
 千手の松
 高羽の松
 八代の大榎
 姫路の松
 慶野松原

赤穂郡赤穂町
 武庫郡御影町
 神戸市
 西宮市
 出石郡室壇村
 加古郡高砂町
 加古郡尾上村
 印南郡曾根町
 赤穂郡坂越村
 養父郡八鹿町
 多紀郡日置村
 三原郡
 同 賀集村
 神戸市高羽
 朝來郡山口村
 姫路市本町
 三原郡松帆村

第七章 産業

第一節 總説

本縣は我が國本土の中西部に位し、其の管轄五ヶ國に跨り面積五百三十九方里を包有す。南北に海を控へ中央には中國山脈東西に走りて地勢を分ち、河川は何れも南北に流れて海に注ぐ。河川の大なるものは神崎、武庫、加古、揖保、圓山等の諸川にして、所謂播州平野は加古川の灌漑する所なり。此の如く地理的天恵豊なるを以て農林、畜産、水産等各種の原始産業よく分布發達し他面本邦貿易の中樞たる神戸港を擁し、又大生産地たる大阪市に近接せるを以て商工業の隆昌なること我が國屈指の中に在り。されば各種の産業は何れも優越なる地歩を占め、之が消長は本邦産業の隆替に影響する所尠からず。

今昭和二年に於ける本縣生産物價額を觀るに八億一千餘萬圓にして、内工業は六億四千萬圓に達し總額の七割九分を占め、農産は一億圓にして一割三分に當る。蠶業の三千萬圓、畜産の千百萬圓、水産の一千萬圓、林産の八百萬圓、鑛産の四百萬圓等は何れも總額の四分にだも満たすと雖、其の生産物はあらゆる種類を網羅して本縣境域の廣大と産業の發達とを語れり。

以下節を逐ひて各種産業の概況を説述せん。

第二節 農業

一、農業の概況

本縣は概ね土地肥沃にして各種の植物能く繁茂し、耕種方法亦集約的に發達して農業の隆盛を致せり。然るに輓近都市の繁榮に伴ひ町村人口の吸収せらるゝもの多く、又各種工場は農村到る處に勃興して耕地は住宅、敷地等に化し、漸次減少の傾きあり。然れども本縣は大貿易港たる神戸市を始め姫路、尼崎、明石、西宮等多くの都市を包有し、又大阪市に隣接して之等絶大なる消費に對し供給上優越なる地の利を占め、蔬菜果實等の園藝農産物並各種畜産物の生産は益盛ならんとする趨勢に在り。昭和二年に於ける農産物價額は一億六百二十四萬七千七百六十圓にして生産物總價額の一割三分に當り、其の主なるものは米麥、蔬菜類、繭、生糸等なり。

農家戸數

昭和二年十二月末日現在に於ける農家戸數は十八萬五千五百二十七戸にして全國の第六位を占め、現住戸數の三割五分に當る。而して農家戸數の内農業を主とするもの五割八分を占め、兼業農家は四割二分の割合なり。又之を自作小作別に見れば自作農家二割五分、小作農家三割三分、自作兼小作農

家四割一分に當れり。最近十ヶ年間の趨勢を見るに僅に千五百十三戸約一分の増加に過ぎざる状態なり。

耕地面積

昭和三年十二月末日現在に於ける耕地總面積は十三萬八千四百九十九町九段にして、内田は十一萬一千五百二十四町九段(八割一分)、畑は二萬六千六百二十五町(一割九分)なり。輓近耕地にして住宅地又は工場敷地と化するもの、或は道路、鐵道、軌道、河川、水路等の敷地となるもの相次ぎ逐年減少の傾向に在り。

	年末現在面積	年内擴張	年内潰産
田	一一一、五二四・九	二二八・三	四一九・二
畑	二六、六二五・〇	一五六・五	二七三・三
計	一三八、一四九・九	三八四・八	六九二・五

農作物

米 昭和三年に於ける米作付段別は十萬五千八百三十四町八段歩にして、收穫高は二百三十五萬五千九百四十七石、此の價額七千四萬九千八百十八圓を算し、農産物總價額の約五割に當れり。本縣の米産額は新潟、福岡の兩縣に亞ぎ全國の第三位を占め品質の優良なるを以つて知らる。作付段別は近時漸減の傾向を示せるも收穫高は却て増加を來し、一段歩收穫高二石二斗二升六合に當れり。又現住人口一人當の收穫高は八斗八升なり。米の主産地は播磨にして就中加古川の流域を以て最となし、市、

夢前、揖保の諸川の灌漑區域亦現はる。播磨に亞ぐは攝津にして、神崎、武庫兩川の灌漑する地方に産額多し。

米産額累年比較

年	作付段別	收穫高	一段歩收穫高
明治三十二年	一〇五、四八〇・六	一、四六一、三〇四	一・三八五
同 三十七年	一〇六、八六九・四	二、二一一、四四三	二・〇六九
同 四十二年	一〇八、四八五・六	二、二二一、六〇九	二・〇四七
大正三年	一一〇、〇四四・二	二、四一〇、二一六	二・一九〇
同 八年	一〇九、九三一・九	二、五五一、八五六	二・三二一
同 九年	一〇九、四八五・九	二、五五二、三三五	二・三三一
同 十年	一〇九、一〇一・八	二、二二一、七八二	二・〇三七
同 十一年	一〇八、四三七・八	二、五八六、八〇一	二・三八六
同 十二年	一〇八、三五七・七	二、一〇一、〇二六	一・九三九
同 十三年	一〇六、九一四・八	二、〇六七、二八三	一・九三四
同 十四年	一〇七、一七六・五	二、三四三、六三〇	二・一八七
昭和元年	一〇六、八二六・七	二、一九五、三九七	二・〇五五
同 二年	一〇五、九六六・四	二、四五五、二二六	二・三一七
同 三年	一〇五、八三四・八	二、三五五、九四七	二・二二六

春 昭和三年に於ける麥作付段別は五萬六千二百十町歩にして、收穫高は九十五萬二千三百九十七石、此の價額一千四百一十一萬二千七百五十圓なり。内産額の最も多きは稷麥にして小麥之に亞ぎ大

麥は遙に少し。今麥の種類別割合を見るに作付段別、收穫高ともに稷麥は五割一分に當り總數の大半を占め、小麥は四割を示し、大麥は僅に九分を産するのみ。麥の中稷麥及小麥は全國有數の産地にして殊に小麥は輸出麥粉の原料たるものなれば之が盛衰は等しく工業家の注目措かざる所にして、農産物中重要な種類に屬するものなり。麥の作付は年々減少の傾向を辿りつゝあるも、價格の高低に由りて或は増加を示し或は之を手控ふる等時によりて其の波瀾あるを免れず。今昭和三年の作付段別收穫高を表示すれば次の如し。

種	作付段別	收穫高	價額	一段歩收穫高
大	麥	五、一六三・一	八三、七五二	一・六二二
小	麥	二二、四九七・〇	三八一、二〇九	一・六九四
稷	麥	二八、五四九・九	四八七、四三六	一・七〇七

食用農産物 昭和三年に於ける作付段別は九千百三十五町歩を算し、價額は二百七十三萬六千九百六十九圓に達せり。

食用農産物は米の代用又は補助たり得る性質上、食糧政策的見地よりするも之を忽にすべからざるものにして、往昔饑飢に際し餓死の慘狀を呈せるが如きは、四海比隣の今日に在りて之を憂ふるに足らずと雖、一朝有事の際は重要な食糧たるものなれば、之が指導奨励並改善に對しては常に注意を怠らざる所なり。

今昭和三年に於ける種類別産額を掲記すれば次の如し。

種類	作付段別	收穫高	價額	一段歩收穫高
大豆	三、六五三・三	四一、七四六	六九一、八五六	一、一四三
小豆	一、一三四・九	九、九九三	二三一、四六三	八八一
粟	三八二・四	四、〇六五	七三、五五五	一、〇六三
稗	一・二	八	一〇四	六六七
黍	六四・三	六七九	一〇、七三三	一、〇五六
玉蜀黍	一一・五	一五二	二、三三四	一、二一六
蕎麥	四七八・三	四、二九四	五五、六六九	八九八
甘藷	二、〇四二・五	五、二二五、五六六	一、〇六三、三〇一	二五六
甘藷切干	一、三六五・八	三、五〇六、四七八	六〇六、七三四	二五七
馬鈴薯	九、一三五・二	二、二三三	二、七三六、九六九	

園藝農産物 昭和三年中に於ける園藝農産物價額を觀るに八百六十八萬一千百九十六圓にして内果實は百三十萬一千三百二十七圓(一割五分)、蔬菜及花卉は七百三十七萬九千八百六十九圓(八割五分)なり。

果實及蔬菜花卉類の栽培は一般に專業少なく、果實類は放任のもの多數を占め、蔬菜類は自家消費に充つるもの大半なり。然れども都市に於ける大消費を對象とする果樹園の専門的經營、蔬菜類の專業的栽培等漸次盛ならんとする傾向に在り。

昭和三年中の果實及蔬菜花卉類の收穫數量、價額等を列記するに次表の如し。

果實	樹數	收穫高	價額
梅	一一七、二三七	五、四八八	一一六、七六六
杏	三、八四三	二八六	四、五〇四
李	九、九五一	六〇〇	八、六二一
桃	一五一、一二三	五一一、三一四	一三八、五六四
櫻桃	七三	三五	四〇
枇杷	一二九、三四〇	三〇六、八六四	一六三、六九五
枇杷本	六七、四七五	一三八、一七二	六二、七〇四
西洋梨	六、六〇二	一四、二〇九	七、八九九
日本梨	五〇三	三九四	四七六
生柿	四五三、二七五	九七八、六九〇	三三一、八二三
干柿	一二六、六一五	六八、九八二	四五、七七〇
葡萄	四二、七五一	二四六、七六八	一〇四、七六三
無花果	九一、四四一	一二九、五七八	七一、七九一
蜜柑	一四、一八六	二一七、一二四	七一、三四八
ネーブルオレンジ	一〇六、八九七	四七、五〇三	二五、一二六
夏橙	三一、一六八	四九六、六二九	一〇三、五九二
其の他の柑橘類		一二〇、六〇九	四三、八四五
計			一、三〇一、三二七

工藝農産物 本縣に於ける工藝農産物中産額の最も多きは葉煙草にして其の産額全體の七割を超
 わ、尙年を逐ふて増加の勢を示せり。此の外主要なるものは蒟蒻芋、杞柳、三椏、蘭、菜種、大麻、
 楮、胡麻、薄荷等にして、何れも一萬圓乃至十四五萬圓の生産あり。抑工藝農産物は工業的操作の過
 程を経て始めて食品たり嗜好品たり或は工産品原料たり得るものにして、其の儘吾人の使用に供し得
 るもの極めて少し。故に經濟界の景氣如何に因る工業の振不振は原料の需要に大なる關係ありて、之
 が栽培は好況なると不況なるとに由り左右せらるゝこと甚しく、隨て其の産額の如き年によりて一様
 ならず。

昭和三年中に於ける工藝農産物の産額を見るに作付段別二千八百八十七町歩、價額百八十八萬三千三百
 八十三圓を算せり。之が種目別産額を表示すれば次の如し。

種目	作付段別	收穫高	價額	一段歩收穫高
楮	三	九五・三	二〇、九二一	二二
菜	三	二〇五・〇	一四、三五五	二八
胡麻	大	二六八・五	五七、一一二	二八
蒟蒻芋	大	六一・四	二、一九二	八・六
蘭	大	七九・三	四〇・七	六・六
三椏	大	四・二	二四、七三一	三・一
葉煙草	七	一九・〇	七四五	一八
計		二〇、九二一	五〇、九四二	二六八
		二、一八七・六	四一〇	二〇五

種目	收穫高	價額	一段歩收穫高
絲瓜	〇・一	六四一	六四一
藍	一・〇	五六〇	五六
除虫菊	〇・四	四七	一二
實	一三三・七	三六四、二九七	二七五
實	二七・六	三、四六四	一三
杞柳	二〇一・八	一〇七、八五〇	五三
薄荷	九・七	一〇、四八八	一〇八
葉煙草	一、〇八一・四	四五七、七五九	四二
計	二、一八七・六	一、八〇三、三八三	一

其他農作物 以上の外縁肥用作物、茶、觀賞用植物、果樹苗、桑苗等あり。縁肥として栽培す
 るものは紫雲英、苜蓿、蠶豆及豌豆、青刈大豆等を主なるものとし、昭和三年に於ける其の作付段別
 は五千三百五十六町歩、收穫高二千六百二十八萬七千六百十七貫に上り、之が價額五十四萬三千八百
 十二圓に及べり。

昭和三年六月末日現在の茶畑の段別を見るに六百四十七町にして、同年中に於ける製茶戸數四萬五
 百六十一戸を數へ、十四萬六千二十四貫、二十七萬五千八百四十圓の産額を示せり。

觀賞に用ひらるゝ植物としては街路樹、庭園樹、盆栽、鉢花、切花、宿根、球根草花等を擧げ得れ
 ども、本縣に於ける生産の最も多きは庭園樹にして、之が生産地は川邊郡なり。昭和二年七月より同
 三年六月に至る一ヶ年間の觀賞植物生産價額二十九萬二千二十二圓を算せり。此の生産戸數は一千九

十四戸なり。

昭和二年七月より同三年六月に至る一年間の果樹苗生産數量七十五萬八千本、價額四萬四千三百餘圓、内生産最も多きは柑橘苗の七千九百九十五圓にして、桃苗の七千七百三十四圓、柿苗の七千四百四十七圓之に亞ぎ、何れも其の産額大差なし。他は苹果苗、梨苗、葡萄苗等にして皆二千圓乃至四千圓の生産あり。生産戸數は三百戸に充たず。桑苗の生産價額は十一萬八千二百七十五圓にして此の生産戸數四千十九戸を數ふ。苗木の主産地も亦川邊郡にして長尾村附近をその中心と爲す。

二、農業に關する施設

耕地整理

耕地整理は當初縣農會に於て獎勵指導せしが明治四十二年より縣に移管せり。當時地區數僅かに二十五、面積七百七十七町歩に過ぎざりしも、爾來指導獎勵に努めたるも低利資金の供給、助成金の恩與ありて漸次地區數及施行面積を増大し、加ふるに大正七年に於ける但馬地方の水害復舊事業及大正十三年の旱害に鑑み事業を起せしもの多く、爲に著しき増加を示せり。

今昭和三年に於ける狀況を掲ぐれば次の如し。
(本表調査は三月末日現在工事施行又は組合設立認可は十二月末日現在)

基本調査	箇所	面積
設計測量	八一	七七、三七三
	一、三四三	四三、八二七

工事施行又は組合設立認可
工事 完了

四四三
二二六

一六、九二七
五、八五六

農事試験場

時運の進展に伴ひ農事改良の必要あり、即ち時代の要求に應じて明治二十七年始めて明石市に設置せられたるを縣立農事試験場の創始とす。明治三十五年同地に園藝場を設け果樹、蔬菜、花卉等を栽培し研究指導に務め來りしが、大正九年に至り之を廢止し、代ふるに朝來郡枚田村に但馬分場を設けて事業の發展を期せり。昭和二年には武庫郡良元村に園藝試作場を、翌三年には加東郡福田村に酒造米試験地、揖保郡旭陽村に蔬菜採種圃を設置し、共に農産に關する各種の試験研究並之に伴ふ技術の研鑽を遂げ、改良の範を示し以て農産の改良増殖に努めつゝあり。又明石本場に於ては米麥、葡萄、温州蜜柑、聖護院大根採種、胡瓜抑制栽培、西洋蔬菜、稻泥負虫驅除試験、稻熱病豫防試験等の各委託試験地を縣下適當の場所に選定し、夫々擔當者を定めて之が試験研究を行ひ、農事振興の一助たらんことを期せり。

穀物検査所

明治四十一年一月縣令第八號を以て米穀検査規則を發布し、之に依り本所を兵庫縣廳内に置き但馬を除く二十郡に一ヶ所宛出張所を設置し、更に大正六年但馬五郡に各一ヶ所宛の出張所を増設せり。

大正十三年十二月小作調停法實施以來昭和三年に至る五ヶ年間に於ける本縣小作調停申立数を檢するに四百七十九件にして全國の四分四厘に當り、其の争議の内容も極めて峻烈なり。即ち小作者の多数は農民組合に加盟し持久自重を續け、地主も亦猛然立ちて結束を固め相對峙して深刻なる階級闘争を現出せるもの尠からず。

小作調停の内容に付き見るに從來地主側より申立つるものに在りては小作料の請求多かりしが、近時土地返還を要求するもの多数を占め、又小作料減免問題に對する小作人の申立件数は地主の其れを凌駕するの状況なり。

而して本縣小作争議中特筆を要するは阪神沿線及須磨等市街地附近に於ける小作問題にして、近時都市の膨張に伴ひ土地價額の異常なる騰貴を招來せし結果、地主は農地を宅地、工場地として利用するを得策とし多年耕作に従事し來れる小作人を放逐するや、茲に土地明渡しに對する補償金の多少に關し峻烈なる争議を醸成するに至るものなり、其の補償金の高率なること全國に冠たり。隨て之等小作問題に對する調停は年々困難の度を加ふるの感あり。今本縣小作調停の趨勢を表示すれば次の如し。

大正十三年	調停申立件数	地主	小作人	關係地面積
	二	二	五四	一八・一

大正十四年	五六	三二八	一、一三五	三七五・二
昭和元年	一一七	五六五	一、八七〇	四六〇・三
昭和二年	一三〇	五一二	一、六六四	四六七・二
昭和三年	一七四	五四七	二、六一六	六八一・二
計	四七九	一、九五四	七、三三九	二、〇〇二・一

自作農創成

本縣に於ては農村の現況に鑑み逐年増加の傾向に在る小作争議の緩和に資し、農業經營の安固及農村發達の堅實を期せんが爲、昭和元年度より向ふ十ヶ年間を一期として自作農創成施設を定め之が實行を期しつつあり。然れども事業資金の關係上所定の計畫を遂行し得ざるを遺憾とす。今其の實施成績を見るに左の如し。

年 度	創成資金貸付額	創成土地段別	貸付町村数	創成人員
	昭和元年度	九五〇、〇〇〇	田 二三四・二 畑 一〇・六 宅地 一・三	一〇四
昭和二年度	二五〇、〇〇〇	田 六〇・三 畑 二〇・〇 宅地 〇・三	二四	四四四
昭和三年度	五三〇、〇〇〇	實 施 中		

農業倉庫

一一二

本縣に於ける農業倉庫建設の獎勵は大正七年三月農業倉庫獎勵規程の發布に始まり爾來銳意之が獎勵發達に努め來れり。

近時一般に斯業の理解せらるゝや之が建設の希望漸く増加せるに際し、大正十四年規程の改正に依り、建築費に對し本建六割以下附屬建三割以下の補助を與へ之が建設を助成するに到れるを以て建設希望者一層増加せり。昭和二年より既往十ヶ年間に於て建設補助金の交付を爲したる本建棟數は百二に及び、坪數本建四千七百五十四坪、附屬建千五百七十七坪に達し、此の建築費は六十餘萬圓、補助金の交付額二十五萬八千圓を算せり。

本縣農業倉庫の昭和二年十月末に於ける狀況を見るに、經營主體百一、本建棟數百二十二、本建坪數五千七百七十七坪、附屬建坪數千七百五十坪、收容量十二萬五千石に達せり。

元來農業倉庫は米麥其の他の商品の保管を以て主たる目的となし、之に伴ひ販賣並運送入庫品に對する金融、寄託物の調製、改装、荷造等の業務を遂行するものにして、之が農村振興に寄與する愈切實にして其の機能漸く一般の認むる所となり、近時益發展の傾向に在り。縣に於ては此の趨勢に鑑み連年之が助長獎勵を怠らず將來益完全なる發達を期せんとす。

農業倉庫利用狀況を観るに、昭和元年末事業主體七十四に付主要取扱品たる米麥の入庫十七萬三千

石、利用人員一萬二百三十二人にして内生産者八千四百四十三人、小作料寄託者千五百三十三人、其の他商人五百五十六人に及び。之を前年度に比し入庫三萬八千六百石、利用人員四千人の増加を見たるは事業主體の増加に依るものありと雖又一般農作者の理解に依る利用の多きや言を俟たず。

生産者の寄託に屬する米麥は五萬八千三百石、小作料二萬八千石、其の他商人八萬六千八百石にして商人の寄託に屬するもの特に割合の多きを見る。之農作者が地方商人に籠絡せられ易く農業倉庫をして取引機關たらしめ得ざるに由るなり。

入庫品目の主要なるものは米麥其の他穀物、繭等にして之に亞ぐものは素麵、杞柳、藁製品、肥料類等なり。

農會

明治三十二年農會法實施以來各都市町村農會設立せられ、明治三十四年六月縣農會の設立を見るに至れり。大正十二年一月改正農會法の施行に伴ひ之等農會は何れも新法に依る組織に改め、現在縣農會一、郡市農會二十八、町村農會四百に達せり。

農會は農業に關する生産は勿論經濟的、社會的並教育的方面に亘り廣く農業の改良發達を圖り、其の福利を増進せしむる爲、農業の指導獎勵に關する施設、農業に従事する者の福利増進に關する施設農業に關する調査研究、紛議の調停又は仲裁、其の他必要なる事業を遂行し斯界に貢献しつゝあり。

三、蠶業の概況

本縣の蠶絲業は其の起源遠く中古に在りて關西諸縣中最も古き歴史を有せり。明治の中業に至り漸く興隆し、晩近長足の進歩を遂げたり。

養蠶業

昭和三年に於ける養蠶戸數は四萬三千五百七十五戸にして全國の中位を占め、本縣農家戸數の約二割に當る。繭産額は百四十九萬九千八百八十三貫、此の價額一千二十六萬八千七百九圓なり。之を期節別に見れば春蠶の收繭高は百萬百十二貫にして總收繭高の六割七分に當り、此の價額七百二十六萬百六圓を占むるも、夏秋蠶に在りては四十九萬九千七百七十一貫即ち三割三分に當り、價額は三百萬八千六百三圓に過ぎず。本縣は地勢の關係上北部但馬、丹波、北播地方は一般に養蠶業に適し、一面農家の副業としては養蠶最も適當なるを以て、各種の奨励施設と相俟ちて今や縣下全般に亘りて之が普及を見るに至り逐年産額を増加を示す趨勢に在り。

養蠶戸數

年	戸數			總數	蠶種播立枚數	
	春蠶	夏秋蠶	實戸數		春蠶	夏秋蠶
大正十三年	三、一六六	一、九二六	三、九九六	一、四三三	一、七、四〇〇	三、一七〇
同十四年	三、一五三	二、八二二	三、三三四	一、六、三二一	一、七、八二八	三、五三三
昭和元年	三、〇五七	三、〇六六	三、〇〇一	一、七、六四四	一、〇、六八四	三、六八〇

繭生産高

年	總數	繭高			價額
		上繭	玉繭	屑繭	
大正十三年	一、〇五、一三三	一、〇〇、七五七	六八、五七〇	三、八八八	八、〇七、〇〇一
同十四年	一、三三、六三三	一、一〇、五三二	八六、三四四	五、七四七	三、二六三、九四三
昭和元年	一、二六、一三三	一、一三、三三三	八四、六七二	四六、三二一	一、〇〇一、八六六
同二年	一、三三、一四二	一、一九、四五九	八四、二四二	四一、四四一	八、七二〇、八三七
同三年	一、四九、八三三	一、三〇、六三三	九一、三四二	四八、〇〇九	一〇、二六八、七〇九

桑園

昭和三年六月末に於ける桑園段別は一萬二百六十四町六段歩にして之を桑樹の仕立別に見れば、立通段別最も多く總段別の五割九分を占め、之に亞ぐは根刈段別の三割七分にして中刈及高刈段別は各二分に過ぎず。近時養蠶業の進歩發達に伴ひ桑園改良は刻下の急務にして、如上の仕立別割合に見るも立通段別殆ど六割に及ぶが如きは益改良事業の必要なるを語るものに外ならず。

桑園段別 (六月末日現在)

年	根刈	中刈	高刈	立通	計
大正十三年	二、四四二・一	一九〇・六	一九九・六	六、五六二・五	九、三〇四・八
同十四年	二、五六九・五	一九一・一	一七九・九	六、五〇八・五	九、五四〇・〇

昭和元年	三、〇〇五・五	二、三三二・七	二、二二七	六、五四六・八	九、九九七・七
同二年	三、三三五・〇	二、三三一・五	二、二六一	六、三二〇・四	一〇、一〇三・〇
同三年	三、八〇四・一	二、二〇二	二、三〇六	六、〇〇九・七	一〇、二六四・六

一一六

明治初年に於ては數多小規模なる製絲場の設立を見たるも經營に關する智識に乏しきと資金其の他の關係により起伏興亡幾多變遷の歴史を経て漸く現時の會社組織による製絲場に統一せられ大いに其の面目を改むるに至れり。

昭和三年に於ける製絲場は其の數六百六十九にして、繰絲釜數五千六百六十釜、繰絲工女七千四百八十三人を有し、生絲製造高二十三萬一千三百七十六貫、此の價額一千八百七十三萬九百五圓に達せり。以上の内器械製絲に係るものは二十一工場、四千五百四十五釜、工女六千三百七十二人にして生絲産額の九割五分を占む。其の主なるものは飾磨郡城南村の片倉製絲工場、養父郡大藏村の山口組製絲場及養父郡、八鹿町、同養父市場村、城崎郡日高町、朝來郡梁瀬町、宍粟郡山崎町、水上郡成松町の各郡是製絲工場等なり。近時蠶種の改良に伴ひ繭質向上して著しく其の製造能率を増進せり。

四、蠶業に關する施設

蠶業試驗場

城崎郡日高町に在り、大正七年の創設にして初め原蠶種製造所と稱せしが大正十一年十一月農商務

省令第二十二號道府縣蠶業試驗場規則の發布に伴ひ蠶業試驗場と改稱せり。

主なる事業は原蠶種の製造配付、生絲産繭の檢定、蠶業技術員の講習並蠶業に關する各種の試験調査等にして、之が經費は昭和四年度に於て三萬六千七百七圓を算し、事業の發展に力めつゝあり。

蠶業取締所

本所は兵庫縣廳内に在り、現今支所は宍粟郡山崎町、養父郡八鹿町及水上郡柏原町の三箇所を設置せり。

明治四十四年三月法律第四十七號蠶絲業法の施行に依り設立したるものにして、主なる業務は蠶病の豫防取締及蠶種検査並桑苗の取締等にして之が經費は昭和四年度豫算四萬三千六百六十一圓なり。

養蠶同業組合

養蠶同業組合は明治三十六年五月佐用郡に於て初めて重要物産同業組合法に依り蠶絲同業組合を設置したるに始まり、其の後各郡に普及し現今に於ては十三郡に亘りて養蠶同業組合の設立を見るに至れり。

組合は一郡を區域とし養蠶業者を以て組織す。組合は組合員の協同一致に依り營業上の弊害を矯正し、其の利益を増進せしむる爲技術員の設置、桑園の改良獎勵、期節教師の設置、蠶種の選定並貯蔵生繭販賣斡旋等を其の主なる業務となせり。

養蠶同業組合聯合會

一一八

兵庫縣養蠶同業組合聯合會は大正十一年十二月の設立に係り、多可郡外十二養蠶同業組合を以て組織す。其の目的は養蠶同業組合間相互の連絡統一を計り、相扶けて事業上の障礙を除き弊風を矯め、以て養蠶業の改良發達を圖るに在り。

兵庫縣蠶種同業組合

兵庫縣廳内に在り、明治四十五年五月の設立にして、縣内蠶種製造業者を以て組織し現在組合員二十七名を有せり。組合は組合員をして一致協力營業上の弊風打破に力め、以て信用を市場に高からしめ、蠶種の改良發達を圖り、共同利益を増進する爲品種の改良、販路の擴張並宣傳、講習講話等諸の事業を營めり。

兵庫縣器械製絲同業組合

朝來郡枚田村に在り、大正二年九月の設立にして縣内器械製絲業者を以て組織し現時加入工場數十九あり。其の目的とするところは、組合員の協力に依りて舊來の弊習を排除し、信用を向上し、以て生絲製造業の改良發達を圖るに在り。されば相誠めて生絲の粗製濫造の防止を講じ、生絲及荷造の改良統一を計り、或は講習會講話會を開催し又は職工争奪の取締を爲す等斯業發達の爲盛に活動しつゝあり。

五、畜産業の概況

本縣は管轄地域廣闊にして、其の中央部を東西に連亘せる中國山脈は地を南北に兩斷し、地形は自ら海に向ひて丘陵的山野を展開せり。されば家畜の放牧に家禽の養殖に到る處天與の好適地ありて、或は專業に或は副業に畜産振興の機運今や益盛にして本縣畜産業の將來は先づ地の利を得て而して人の協力に榮わんとす。家畜の主なるものは牛にして馬及豚之に亞ぎ、其の他のものは少し。家禽の主なるものは鶏にして鶩之に亞ぐ。

昭和二年末に於ける畜牛數は全國の第一位を占め、同年六月末に於ける鶏の數は第七位、鶩は第三位を示し、之等は何れも我が國有數の生産地たり。昭和二年中の畜産物價額は一千百四十四萬九千九百圓を算し、肉、卵、乳等の主要營養食品の生産額は何れも百四五十萬圓乃至四百萬圓に餘り、之が指導獎勵と相俟ちて前途愈有望なるものあり。

家畜

牛 昭和三年末に於ける牛の飼養戸數は九萬三百四十二戸にして前年に比し七厘の減少を示せり一戸に於ける飼養頭數を觀れば一頭のもの最も多く全飼養戸數の九割五分を占め、二頭のもの四分、以下三頭四頭は順次其の割合僅少にして、五頭以上のもの僅に三厘の歩合を示すに過ぎず。而して昭和三年中に於ける生産數一萬四千十八頭、斃死數四百六十九頭、年末現在數九萬八千六百八十五頭にして

前年に比し何れも多少の減少を來せり。而して牝牝の割合は牝八割、牡二割に當り、又之を年齢別に觀れば滿一年未滿八分、滿一年以上二年未滿一割、滿三年以上八割二分の割合を示せり。即ち生産せられたる牝牛は期年ならずして縣外に搬出せらるゝを示すものにして、牝牛生産が農家の經濟を潤すこと尠少ならず、有畜農業の推奨せらるゝ理由の一たり。主たる生産地は但馬にして全生産の四割に餘れり、之れに亞ぐを淡路とす。

馬 昭和三年末に於ける馬の飼養戸數は七千八百八十九戸にして前年に比し五分六厘減少せり。一戸に於ける飼養頭數は一頭のもの殆ど全部にして九割二分を占め、以下頭數を増すに従ひ戸數を減じ、五頭以上のものは僅々二分に充たす。次に同年中に於ける生産數は二百六十七頭、斃死數は百三十三頭、年末現在數は九千六百三十六頭にして前年に比し生産數六十三頭を増したれ共他は何れも稍減少せり。年末現在數の牝牝の割合は牝三割牡七割に當り、種類別は和種三割五分、雜種六割三分、洋種二分に相當せり。更に之が年齢別は明四歳以上最も多く九割五分を占め、明三歳の三分、明二歳の一分の順序にして當歳の九厘最も少し。馬は牛と並びて平時に於ける有用家畜の尤なるものなると共に一朝有事の際には軍事上特に重要なものなれば、馬匹の改良は國家の國策に屬す。本縣に於ても亦産馬の改良、蕃殖獎勵に力めたる結果生産數に於ても、年末現在數に於ても近來漸次増加の趨勢を示せり。

豚 本縣は氣候風土兩つながら養豚業の適地にして、加ふるに京阪兩大消費地を近隣に控へ、滋養食品推奨の見地よりするも之が飼育獎勵は甚だ有意義の事に屬す。近年飼育生産額に増加し、有望なる未來を有するに至れり。昭和三年末に於ける飼養戸數を見るに一千七百四十三戸にして、前年に比し實に三割八分の増加を示せり。一戸に於ける飼養頭數は頭數の増すに伴ひ、戸數を減すること比々皆然りと雖その割合は牛馬の如く甚しからず、即ち一頭のもの三割、二頭のもの二割九分、三頭のもの一割一分、四頭のもの八分、五頭以上のもの二割二分に當れり。生産數は七千二百三十八頭、斃死數は一千七百七十四頭、年末現在數は九千四百七頭にして前年に比し大なる生産増加を來せり。

綿羊及山羊 綿羊及山羊の飼養は甚だ振はず。昭和三年に於ける狀況を見るに其の年末現在飼養戸數前者は僅に三戸にして後者も亦十四戸を數ふるに過ぎず。その年末現在頭數は綿羊十九頭、山羊三百四頭にして、生産數も一は三頭、他は八十六頭のみ。

綿羊に在りては飼養戸數前年に比し半減し、年を逐ふて衰微の徴あり。山羊に在りても飼養戸數前年より大なる減少を示し、近年の傾向を見るも増減常ならず、牛馬豚の隆盛なると同日の談に非ず。

家 禽

鶏 本縣に於ける養鶏業は全國的樞要の地位に在り、曩には縣下揖保郡揖西村に國立養鶏場の新設せらるゝありて之が指導獎勵と共に近年愈隆昌ならんとする趨向を示し、輸入卵の防遏に向つて精

進せり。今昭和三年六月末日現在の鶏飼養戸数を見るに十一萬七千九百四十四戸にして、現住戸數百中二・一戸に當れり。一戸に於ける飼養羽數の割合は十羽未満六割八分、十羽以上五十羽未満二割九分にして、五十羽以上は遙に少く僅に三分を占むるのみ。此の割合は即ち専業の僅少にして農家の副業的飼養多きを語るものなり。次に飼養の最も盛んなるは淡路にして、之に亞ぐは内海沿岸地方なり。鶏總羽數は百五十八萬八千九百九十六羽にして、一戸當平均飼養數は成鶏雛共各六・八羽、計一三・六羽なり。而して雌雄の割合は雌八割八分、雄一割二分、成鶏と雛との割合は成鶏僅に雛に優れるのみ。一羽の平均價格は雌一圓五十一錢、雄一圓三十一錢、雛四十九錢なり。

既往一ヶ年の産卵數を検するに七千八百餘萬箇にして、飼養戸數一戸に付約六百七十箇、雌一羽に付百一十箇に當り、産卵數は前年に比し一割三分の増加を示せり。

鶯 昭和三年六月末に於ける鶯に付其の状況を見るに、飼養戸數は一千三百三十六戸にして、現住戸數百中僅に〇・三戸に當り、一戸に於ける飼養羽數は十羽未満の少數飼養七割六分を占め、五十羽以上の専業者は五十二戸にして四分に過ぎず。總羽數は二萬九千五百四羽にして、飼養戸數一戸に付二二・二羽に當れり。而して雌雄の割合は雌七割七分、雄二割三分、成鶯と雛との割合は成鶯三割七分、雛六割三分に相當せり。一羽の平均價格は雌一圓四十五錢、雄一圓三十八錢、雛三十九錢なり。過去一ヶ年の産卵數は五十萬箇にして、飼養戸數一戸に付約三百八十箇、雌一羽に付約六十箇に當れり。而して前年に比し二割二分二厘の増加を示せり。

鶯の飼養最も盛んなるは淡路一圓にして副業的のもの多數を占め、専業的のものは川邊、武庫兩郡、神戸市等に盛なり。最近數年漸増の傾向を示せるに拘らず昭和三年に至りて稍減退を現はせり。

畜産物

屠殺 昭和三年末に於ける屠場數は二十一、同年内の屠殺數は成牛二萬三千九百四十四頭、犢二千九百五十四頭、馬四百五頭、豚二萬四百八十六頭、山羊二十三頭、計四萬六千九百六十二頭にして、牛は其の大半を占め四割九分に當り、豚四割四分、他は皆僅少なり。而して肉の總數量は百三十萬百十二貫にして總價額は四百四十七萬八千七百五十三圓なり。屠殺の最近に於ける趨勢を觀るに一般需要の増加に伴ひ逐年増加の傾向を示しつつあり。

屠畜の主なるものは牛及豚にして、其の屠殺數の最も多きは神戸市なり。神戸市の屠殺數は全縣下の半ばを超え、牛は所謂神戸牛の名によりて其の美味を謳はる。

牛乳 牛乳の需要近時一般に増大せし結果、逐年搾乳業の盛大を致せり。殊に酪農組合の設置は著しき搾乳量の増加を招來せしかど、現今尙其の大部分は乳製品原料として使用せらるゝ状態なり。乳牛の種類は數次の變遷を重ねて近來ホルスタイン種系大多數を占むるに至れり。

昭和三年末に於ける搾乳場數は六百九十六、内専業者二百四、農家其の他四百九十二にして、乳牛

は三千八百四頭、内約六割は専業に係るものなり。同年内に於ける搾乳高は四萬九千五百三十石を算し、内二萬七千九百七十五石約五割七分は専業者の搾乳なり。前年に對する比較を見るに搾乳場數二百七十、乳牛九百四十九頭、搾乳高五千二十四石の各減少を示し、最近數年間の趨勢は年を逐ふて減少に傾けり。之れ一般不況に依る需用減少の結果なり。

乳牛の一年間斃死數は六十九頭、一頭當搾乳高は十三石、一石當平均價格は専業のもの三十四圓八十四錢、農家其他のもの十九圓九十四錢なり。

山羊乳 昭和三年中に於ける山羊乳の搾乳高は七石、販賣高は六石、此の價額三百七十三圓にして頗る僅少、言ふに足らず。

蜜 蜂 昭和三年末に於ける飼養戸數は二百四十四戸にして箱數は五百五十九箱なり。同年中の産額蜜は八百三十四貫、三千二百四十二圓、蜜蠟は十二貫、九十七圓なり。近年減少の趨向を辿り年を逐ふて振はず。

乳肉製品及糖類 乳製品の主なる者は煉乳及バターなり。神戸は從來外人の需要により搾乳者が僅にクリーム及バターの製造を爲せしに過ぎざりしが、明治四十二年農家の餘乳利用を開始せし以來之を製造する者増加するに至れり。煉乳も亦從來小規模の個人經營なりしも大正五年三原郡に煉乳工場設置以來優良なる製品を出すに至り、大正九年には神崎郡に、大正十三年には飾磨郡に何れも優秀

なる工場設置せられ農家の餘乳を以て煉乳の製造を開始するに至れり。
肉製品は主として豚肉の加工品なり、神戸地方に於て製造せられハムの如きは其の製品の一部を南洋方面へ輸出せられつゝあり。
罐詰の主要なるものは蟹、鱈、鯖、毒、枇杷、筍、松茸等にして、揖保、城崎、水上、津名の諸郡に少量の産額あるに過ぎず。昭和三年中の生産額左の如し。

乳 製 品		肉 製 品	
總 煉 乳	人 造 乳	總 數	其 他
一、三三三、三一九	一〇、九〇〇	三九、八一二	九〇、七五〇
一、二八一、一六五	二九〇	二一、九八三	一〇、九三九
三、一三〇、八	九、六五六	六、八九〇	一〇、〇八一
五二、三、四二二	三、八七八	一八、一六九	一七、八、二八三
四七、八、一三〇	六、一七〇	五、〇五〇	
三、四、九二七	三、一七	三三、三〇〇	
六、一七〇		一、八、一六九	
三、一七		五、〇五〇	
		一〇、〇八一	
		三、八七八	
		六、一七〇	
		三、一七	
		九、六五六	
		二九〇	
		一〇、九〇〇	
		三、一三〇、八	
		一、二八一、一六五	
		一、三三三、三一九	

畜牛改良

縣内を二區とし但馬、丹波及播磨の北部に於てブラウンスキス種を混血し役肉用牛の改良を行ひ播磨攝津及淡路地方にてはエアシャー種により役乳を兼ねたるものに改良を行ふこととし、之が施設として縣に於ては明治三十五年以來年々優良なる種牝牛を購入し、郡市並郡市農會及畜産組合に貸與し以て之が改良を奨励したる結果、役肉用種たる但馬牛は從來の美點（力役）を發揮し加ふるに早熟早肥の性を進め、役乳兼用のものにありても體格の改善と共に乳量を増加せしめ、大いに其の價値を向上せしめたり。然れども尙一層の改良を計らんが爲大正四年より乳用種牛を飼育せる地方には主としてホルスタイン種を入れ、大正十一年度には亞米利加合衆國よりホルスタインフリーション種及エアシャー種に屬する種牝牛を各一頭購入し縣種畜場に繋養し、又大正十二年度より年々ホルスタインフリーション種種牝牛五頭を先進地より購入して之を畜産組合に貸付し、更に畜産組合をして同種牝牛を以て乳牛の改良増殖を奨励しつゝあり。又大正十年度よりは試験的に原産地より短角種を入れ但馬牛の改良を行ひ更に大正十二年度よりは畜産組合をして優良種牝牛を購入せしめ其の内三十六頭を限り購入費に對し補助し、現今縣有並畜産組合有二百頭の種牝牛を以て改良増加を企てつゝあり。

馬匹改良

馬匹の改良は實用的駉鞍馬の生産を以て目的とし、明治三十九年農商務省より濠洲産牝馬五頭並種牝馬二頭の貸下を受けしを始めとし、爾來年々數頭の種牝馬の貸下を受け産馬地たる淡路兩郡に配置し、以て淡路産馬の改良に資すると同時に、之等種牝馬に交配すべき母體を改良するの必要を認め、明治四十年以來東北地方より蕃殖牝馬の共同購入を爲さしめ、大正十二年度よりは更に購入費補助の途を講じ漸次馬格の向上を促せる結果、近時優良なる産馬を見るに至れり。種牝馬は凡て國有貸下のもを以て之に充て現在十二頭を管理しつゝあり。

酪農獎勵

明治三十五年以來乳牛改良の結果漸次泌乳能力増進せしを以て縣に於ては明治四十一年より産業組合法に依る組合を設けしめ農家の餘乳利用法を講じたるに、今や縣下を通じ其の數六十有餘に達し、淡路二郡及神崎郡に於て最も能く發達し、生乳の儘利用するもの、外乳製品就中煉乳の原料として日々六十有餘石の乳汁を供給しつゝあり。

酪農組合聯合會

大正十五年度に於て産業組合法に依る酪農組合を統一して酪農組合聯合會を組織せり。之が目的は牛乳の共同處理を行ふに在り。

牛乳共同處理設備補助規程

近來に於ける酪農事業の發展に鑑み、昭和三年度に於ては牛乳共同處理設備補助規程を設け、補助金六千圓を以て産業組合法に依る組合に對し、毎年牛乳共同處理所十箇所の設備費に對し三割以内の補助金を交付せり。昭和四年度には補助金を九千圓に増額し益酪農の改善發達に資せんとす。

有畜農家獎勵

農家經濟上家畜の直接収益を増加せしめ、間接には畜力と自給肥料の利用に依り勞力と金肥購入費の節約を爲さしめ、農家餘剩勞力の分配を適切ならしむる爲、昭和四年度より計畫を樹て篤農家をして模範有畜農家を經營せしめ、其の成績を廣く縣下に宣傳し以て一般農家の自覺を促し、農村經濟の助長を圖りつゝあり。

養鶏獎勵

本縣に於ける鶏卵の消費は一箇年凡そ六百萬圓に上り、其の生産は全消費の半ばに過ぎず。之が不足額は、近府縣よりの移入及支那方面よりの輸入に仰ぎつゝある状態にして、消費は今後益増加の趨勢に在り。此を以て昭和二年度に於ては養鶏獎勵專任技師を置き、昭和三年度より鶏卵自給計畫を建て共同孵卵育雛所設置獎勵規程を設け基礎確實なる養鶏組合、農會又は産業組合に對し毎年孵卵場三箇所、育雛所八箇所の設備費に對し二分の一以内の補助金を交付し、毎年八萬羽の鶏を増加せしめ、十箇年後に於ては成鶏雌を百萬羽に達せしめ、農家經濟の助長發達を圖ると共に食糧増加並縣民榮養

保健の一助たらしめんとす。

其の他の獎勵施設

縣有種牡牛の貸付 明治三十五年以來縣有種牡牛としてエアシャー種及ブラウンスキス種を購入し之を郡市並郡市農會及畜産組合等に貸與し來れり。然る處大正元年以降ブラウンスキス種の購入を廢し、之に代ふるに該種を以て改良したる縣内生産の優良なる改良和種を買上げたるものと縣種畜場に於て育成せしものを貸付け、其の他に在りては從來の方針に則りエアシャー種の貸付を繼續せしが、大正四年以來乳用種多き地方には主としてホルスタイン種を貸付けつゝあり。

優良牝牛馬 優良牝牛馬を保留し改良蕃殖に資せむが爲、大正五年度より規程を設け本縣内に生産せる優良なる牝駒に對し、一頭に付三十圓以内の獎勵金を交付し、尙大正十二年度より優良なる縣外産の牝牛馬を購入したるものに對し、一頭に付五十圓以内の獎勵金を交付せり。而して之が保留義務は牝牛は生後三十箇月牝馬は生後五十箇月とせり。

品評會及共進會 縣を區域とする各種畜産共進會は畜産組合及農會に於て毎年又は隔年に之を開催しつゝあり。之に對しては聯合會を通じ補助金を交付し(又は)褒賞を授與せり。

牛馬賣買法の改善 明治四十五年牝駒賣買規則を制定し畜産組合をして糶市場を設けしめ、組合區域内に於て生産せる生後十八箇月未滿の牝駒にして賣買讓渡せむとするものは特別の場合を除くの

外必ず糶賣に附せしめ、其の成績頗る良好なり。而して昭和二年末日現在に於ける家畜市場数は常設三、定期十七なり。

畜産技術員設置 専任技師一人、技手十一人(内十人は畜産組(合に長期出張)を置くの外、大正十五年三月市町村駐在産業技術員設置規程により市町村其の他の團體に對して地方産業職員制に定むる産業技術員を任用配置することゝ爲せり。

實業觀察員及講習講話 實業獎勵費を置き各種の實業觀察員を派遣するの外、時々斯道の大家又は實地家を聘し講習會又は講話會を開催せり。而して畜産に就ては年々數名の觀察員を他府縣に派遣し斯業の施設狀況を視察せしめ之が啓發に努めつゝあり。

種 畜 場

明治三十九年に但馬種畜場を、同四十二年に淡路酪農試驗場を設け、但馬種畜場に於ては牛種の改良牡犢の育成、肥肉試驗及其の他の調査試驗を行ひ、淡路酪農試驗場に於ては乳製品の製造、乳牛の飼養並乳量乳質其の他の試験及調査を行ひ來りしが、大正九年度より其の規模を改め前記二場を廢し新に種畜場を設け、本場を飾磨郡高岡村に、分場を養父郡宿南村(美方郡熊次村に夏期放牧場を有す)及津名郡洲本町に設けたり。然るに但馬分場は其の位置妥當ならざると、施設の完からざるとに依り昭和四年三月養父郡大藏村に新築移轉せり。

本場に於て行ひつゝある事業の主要なるものを列挙すれば次の如し。

1. 種畜種畜の蕃殖並育成
2. 種畜の配付貸付
3. 種畜及種卵の配付
4. 畜産に關する講習、講話、實地指導傳習及質問應答
5. 乳内の加工及飼料に關する試験並調査
6. 家畜及家畜の肥育試験並調査
7. 家畜及家畜の衛生に關する試験並調査

但馬分場に於ては主として種牡牛の育成を行ひ、淡路分場にては種牡馬を飼養し専ら之が種付を爲す外數頭の乳用種牡牛をも繁殖し種付を行へり。

種牡牛の育成 毎年度縣内生産の改良和種にして生後十箇月以内の牡犢二十頭を購入し、但馬分場に於て種牡牛に育成するの外、牡犢預託規程に依り市町村郡市農會同畜産組合の種牡牛候補二十頭の預託を受け、年々四十頭宛育成しつゝあり。而して育成期間は十月より始め翌々年三月迄十八箇月を以て完成す。

種畜種付 優良なる牛馬豚の各種畜を繁殖し、規程により一般希望者に對し種付を行ひつゝあり。

畜産組合聯合會

大正九年設置せられ其の主なる事業は(1)共進會の開設、(2)講習及講話會の開催、(3)畜牛の血統及能力登錄、(4)委託物品の購入配付、(5)共濟事業、(6)牛馬衛生の改善、(7)飼料作物栽培及其の貯藏の獎勵(8)會報の發刊、(9)家畜市場の統一、(10)牛馬及牛馬に關する市場取引狀況の調査、(11)牛の肥育試験、(12)

視察員の派遣、(13)功勞者の表彰、(14)販路の擴張、(15)豚肉加工、(16)畜産物販賣斡旋、(17)家畜共済、(18)地方競馬會の開催等なり。

養鶏組合聯合會

昭和三年八月縣下一圓を區域として設立し、養鶏の改良増殖、飼料器具機械の共同購入並其の斡旋、生産物の販賣斡旋、共進會講習會講話會の開催、優良種鶏の設置、會報の刊行等の事業を行ひ、所屬團體の指導獎勵を爲し以て養鶏業の進歩發達に資せり。

第三節 林 業

一、林業の概況

本縣は東經百三十四度七分乃至百三十五度二十八分、北緯三十四度十二分乃至三十五度四十分に位し、植物帶上大部分暖帶に屬し一般に樹木の生育に適し成長概ね良好なり。

南部海岸方面及北日本海に接する地方は黒松の單純林又は赤松黒松の混淆林多く、その間に楡類の常綠闊葉樹混生し、漸次海岸を遠ざかるに従ひ、櫟、あべまき、枹等の落葉闊葉樹の混生するを見る。中央山脈に近づくに従ひ、ぶな、なら等を主木とする落葉闊葉樹の純林増加すれども又往々赤松と混生するものあり。而して山脈の最高部地方に至れば純然たる落葉樹林となるなり。

杉、扁柏、櫟の人工造林は北播及但馬、丹波に多く、南播地方には往々黒松の植栽行はる。杉、扁柏の人工造林地として著名なるは、神崎郡越知谷村、多可郡杉原谷村、宍粟郡西谷村、朝來郡生野町、同山口村等なり。

林野面積

昭和二年末に於ける林野の總面積は四十六萬七千二百九十六町歩あり。之を所有別に觀れば、御料二百五十九町、國有二萬五千三百九十五町、公有十八萬一千九十一町、社寺有九千二百五十六町、私有二十五萬一千九百九十六町にして私有は總面積の五割四分に當れり。又之を樹林別に觀れば、針葉樹林十五萬五千二百六十七町、闊葉樹林十一萬六千二百三町、針闊混淆樹林十三萬八千九百四十四町、竹林四千五十六町、雜林七百九十八町、無立木地五萬二千二十九町なり。

保安林及關連制限禁止地

本縣の保安林調査は遠く明治三十二年に創まり、當時五箇年繼續事業として山林調査費二萬一千圓を以て周到なる調査を行ひたる結果、五千八百八十三町は砂防指定地にして、三百八十九町は水源涵養保安林に編入せり。其の後時々の調査に依り漸次處分を行ひ、更に明治四十四年に至り政府の治水事業計畫に伴ひ銳意之が調査に従事せる結果、大正五年迄に土砂拵止林に編入せるもの一千四百四十一町に達せり。然れ共尙縣下治水政策上遺憾なる點尠なからざりしを以て根本的治水策を確立せんが爲、

四割八分を占め、人工造林新植樹の大半は杉を以てせらるゝを見るべし。

次に補植の昭和二年一箇年間の樹数は五十八萬二千本に及び、其の樹種の主なるものは杉、扁柏、松、樺等にして新植と異なることなし。

公私有林野天然造林

天然造林と稱するは下種又は自然の萌芽に依りて將來成林の見込の確認せらるゝ箇所の謂ひにして之を毎年調査するものなるが、其の地の状況により分ちて二種となす、一は伐採跡地の天然造林にして、他は無立木地の天然造林なり。前者は其の年伐採したる箇所の中天然造林に附し、後者は其の年伐採したる箇所以外の地に於て防火線設置掻き起し其の他に依りて、何れも成林の見込確實となりたる箇所なり。

今昭和二年中之之が面積を検するに五千五百四十一町歩にして、内伐採跡地五千九十六町、無立木地四百四十五町なり。所有別の割合は私有七割六分、公有二割三分、社寺有一分に當れり。

公私有林伐採

本縣に生産する用材中主要なる樹種は杉、扁柏、松にして但馬、丹波及播州北部を主産地とす。運搬の関係上一部は京都、大阪地方へ移出するものもあるも、大部分は縣内に於て消費せらる。近時木材工藝の發達と建築の増加に伴ひ木材の需用著しく増加し、北米材、北洋材等の外材を多量に輸入する

のみならず、紀伊、四國、九州、秋田等より移入するものも亦尠からず。次に本縣は竹材の生産比較的少きに拘らず竹材工藝は盛にして、殊に灘五郷に於ける輪竹の需用の莫大なる、到底縣内の生産を以て需用を充す能はず。京都、紀伊、九州、四國、中國地方より年々約百萬圓内外の移入を仰ぎつゝある状態なり。今昭和二年に於ける伐採面積を見るに七千七百七十一町歩に及び其の種類別價額の割合は薪炭材七割七分、用材一割九分、竹材四分に當れり。

伐採各材の總價額は四百萬圓を超ゆるも、内竹材は僅々十二萬圓に過ぎずして總額の三分にたも充たす。左に此の數量、價額を掲記すべし。

	數量	價額
薪炭材	五三一、九三八	二、一八三、〇六五
用材	五一〇、五二六	一、九四七、九七三
竹材	九二、八四六	一二二、八一五
計		四、二五三、八五三

林野産物

木炭 本縣の木炭は其の大部は白炭にして品質良好阪神地方に聲價高し。黒炭の主なるものは池田炭(切炭)にして、品質は佐倉炭に匹敵し良質のものなり。本縣に於ては近年製炭原料林の不足を來し生産は逐年減少の傾向あるに由り、原料節約並製炭業者の利益増進の目的を以て近年黒炭(大

正式)を奨励しつゝあり。木炭の需用地は主として神戸、大阪、京都及縣内各都市なれども近江、愛知、東京其の他へ移出するものも亦尠からず。今昭和三年中に於ける産額を示せば左の如し。

	數	價
白炭	七、五八四、五三八	一、九〇四、九三四
黒炭	九六五、七五九	二二一、九七七
カシヤ炭	八六二、四二四	一五六、六二三
計	九、四一二、七二一	二、二八三、五三四

其の他の林野産物 昭和三年に於ける産額百三十四萬四千圓を算へ、内松茸は三十七萬貫、六十五萬三千圓を收穫し其の産額全國に冠たり。其の他主要なるものは、柴草の三十三萬九千圓、樹實の十一萬七千圓、筍の八萬三千圓、樹皮の四萬八千圓、樺木の四萬七千圓、竹皮の九千圓等なり。樹實の主なるものは栗、椿、榊にして、樹皮は杉、扁柏なり。

二、林業に關する施設

林業奨励補助

樹苗養成補助 大正八年農商務省令第十六號樹苗養成補助規則發布に伴ひ、本縣に於ては大正九年度林業改良奨励規程の改正を行ひ、樹苗の床換、播種並病虫害驅除豫防に對し補助金を交付することゝ爲せり。

造林補助

植樹奨励の目的を以て明治二十九年より造林費の補助を創め、爾來幾多の變遷を重ねて明治四十三年に至り農商務省令第十四號公有林野造林奨励規則發布に伴ひ國庫より府縣に對し補助金の交付せらるゝことゝなるや、從來の縣植樹補助規程を改正し、町村若は町村組合の造林に對しては同規則に基き國費に縣費負擔額を合して補助し、郡、部落並個人の荒廢地に對する植樹及地盤保護工事に對しては縣費のみを以て補助することゝ爲せり。其の後大正十一年に至り縣の各種補助規程を統一し、同時に部落事業造林補助は之を廢し、個人保安林又は治水上重要關係ある社寺有並私有林野の植樹事業に對し補助の途を開けり。

竹林經營並作業指導

大正四年度より竹林の新植に對し補助の途を開きしが、大正八年に至り農商務省令第十七號竹林造成奨励規則發布と共に縣の規程を改正し、新植のみならず改良事業に對しても補助することゝ爲せり。然るに大正十二年度限り之を廢止し同十五年度より指導竹林を縣下三十三箇所に設置し、竹林經營上の範を示すと共に各種作業に付き指導を爲すことゝなれり。

縣有林造成

縣有林は大正十年度より昭和五年度に至る十箇年間を第一期事業として計畫せるものなるが本縣に於ける公有林野の大半は未だ管理經營其の宜しきを得ず之が整理開發に付ては多年奨励誘掖に努むると雖尙所期の効果を擧ぐるに至らず。一方縣下山林の伐採に伴ふ造林は著しく減少の趨勢を示し、木

材の需給上又は治水上に及ばず影響の恐るべきものあるを認め、公有林野に縣營造林を行ひ以て合理的造林の範を示すと共に、縣及町村の基本財産を造成し併せて林地の利用と治水上の効果とを完からしめんと目的を以て之が事業を計畫せるものなり。

計畫の概要左の如し。

- (1) 用 地 公有林野に地上権を設定し人工造林を達成せんとするものにして、其の収益は主伐、間伐共に縣六分土地所有者四分の割合を以て分収す。
- (2) 總 面 積 一千町歩を大正十年度より大正十四年度に至る五箇年間は毎年百町歩づつを、昭和元年度及昭和二年度は毎年百二十町歩づつを、昭和三年度及昭和四年度は毎年百三十町歩づつを植栽し、昭和五年度に最終の補植を行ひ全植栽事業を完了するものとする。
- (3) 植栽樹種 杉、扁柏の二種とし土地の状況に應じ、單純又は混交植栽を爲し一町歩當三千本の割合とす。
- (4) 伐 期 杉、扁柏共六十年とし間伐は植栽の後十五年目より施行の決定とす。
- (5) 苗 木 最初三年間は購入苗を使用し其の後は縣苗圃に於て養成せるものを用ふ。
- (6) 特置吏員 吏員を特置し用地の選定、事業の設計並實行の任に當らしめ、又看守人を設置し經營の周到を期するものとする。
- (7) 十箇年間經費支出額 二十九萬六千七百二十七圓。

御大典記念縣行造林

御大典記念事業として昭和三年度より公有林野縣行造林を行ふことゝ爲せり。施行方法左の如し。

- (1) 施行面積 三千町歩。
- (2) 設定方法 町村有林野一圓地二十町歩以上のものに對し、一伐採期間地上権を設定し、縣に於て一切の費用を負担し造林施業を爲す。

- (3) 地上権存続期限 六十箇年。
- (4) 收益分収の方法 主伐並間伐收入の十分の五を土地所有者に、十分の五を縣に分収するものとする。
- (5) 施行期間 昭和三年度より昭和十四年度迄十二箇年間に第一期とし、以後主伐に至る迄を第二期とす。
- (6) 植栽樹種 杉、扁柏、松、櫟の四種とす。

荒廢地復舊事業

荒廢地復舊事業は明治四十四年以降政府の補助金を受け毎年度工事を施行しつゝありと雖、尙縣下林野中砂防指定地を除き急速復舊工事を要すべき荒廢地一千餘町歩ありて、之に對し政府の治水計畫に策應し荒廢復舊の完成を期す爲、先づ以て急を要する五百四十七町五段歩に向て昭和二年度より同六年度に至る五箇年繼續事業として次の如く施行せむとす。尙殘地四百六十町歩に對しては之を第二事業として昭和七年度以降に於て施行せんとする計畫なり。

- (1) 施行面積 五百四十七町五段歩。
- (2) 施行經費 五十五萬五千六十八圓。
- (3) 縣支出額 四十九萬五千四百九十八圓。

但し經費は各年度に對し補助の形式を以て支出するものなり。

公有社寺有林野の整理開發

部落有林野の統一

縣下公有林野總面積見込二十一萬餘町歩の内十二萬町歩は部落有に屬し管理經營其の宜しきを得ず。之れを市町村に統一し利用開發を圖るは當に治水、國土保安上必要なるのみ

ならず地方自治體の發展、農山村の振興並社會政策的見地よりするも之を等閑に附すべきに非ず。明治四十三年には農商務、内務兩次官の公有林野整理開發に關する通牒あり、鋭意之が整理統一の獎勵に努め來れり。大正八年以後公有林野整理獎勵金交付規程の發布、官行造林法の實施並大正十一年公有林野整理方針に關する訓令の發布と相俟つて郡に整理委員を設置し、極力督勵に努めたる結果急速の發展を遂げたりと雖猶前記の未整理面積を殘存し前途遠慮の觀あるは頗る遺憾とする所なり。仍て益督勵を加へ速に之が完成を期せむとす。而して昭和二年末迄の整理面積は九萬七千三百九町、百七十三町村なり。整理成績の顯著なるは加東、神崎、安栗、水上の諸郡にして其の大部分を完了せり。

入會整理 公有林野中には複雑なる入會關係の存するものありて多數部落住民の入會稼行せる結果、林野は甚しく荒廢を來し延いて國土保安並治水上の危害を醸すに至れるのみならず一面部落有林野統一の障礙たるを以て大正四年特に入會整理規程を設け、次いで十一年公有林野整理方針中に其の方法を規定し爾來部落有林野整理統一と相俟つて之が整理解消に努めたり。今や其の成績漸く見るべきものあり、明治四十三年より昭和二年末に至る整理面積は三萬五千九百六十四町、件數は二百八十六を數ふるに至れり。

管理區分

明治三十九年公有林野整理規則を發布し地味の適否、秋草採取の便否等を調査し、林野を營林地域と收穫地域とに分ち知事の認可を受けしめたるが、本縣令に依り整理を遂げたる面積

は二萬八千六百七十二町歩なり。次いで明治四十一年森林法改正に伴ひ整理規則を廢止し森林法施行規則第二條に依る管理區分を行ひ、公有並社寺有林野に付將來森林として管理すべきものと否らざるものとに區分し知事の認可を受けしむることゝ爲せり。昭和二年末迄に認可を與へたる管理區分面積は三萬六千六百五十五町、内森林として管理するもの公有一萬一千百三十二町、社寺有二百三十二町、森林として管理せざるもの公有二萬四千八百二十二町、社寺有四百六十九町なり。

施業計畫案の制定

公有及社寺有の森林並前項に依り管理區分を了し森林として管理すべき土地に對しては森林法に基き相當施業計畫を定め林業經營の方針を樹て之が實行をなさしめつゝあり。昭和二年末迄の總面積は八萬九千七百七十二町にして管理法届出公有三萬五千七百三十九町、社寺有三千二百九十五町、施業案及施業要領認可済公有四萬八千五百九十八町、社寺有二千八十町なり。

官行造林

大正九年公有林野官行造林法の發布以來部落有林野統一濟又は統一見込町村にして之が豫定地に編入方申請の結果、昭和三年末迄に採用せられたるものは町村三十二、面積七千四百四十七町、内契約済十七町村四千九百七十五町、契約未済(統一濟)十町村一千五百八十三町、同(統一未済)五町村五百八十九町なり。而して大正十一年度より昭和三年度に至る植栽済面積は一千二百十八町なり。官行造林豫定地の最も多きは安栗郡にして十箇村三千二百六十四町歩を算す。

森林組合

森林の經營は共同の施設によるを利益とするを以て、本縣に於ては從來極力之が設立を奨励せるも諸種の事情の爲容易に其の設立を見るに至らざりしが、大正十三年に至り始めて生野長谷土工森林組合の設立を見たり。之に刺激を受け大正十五年更に元岩施業森林組合の設立せらるゝあり、今や續々之が設立を見るに至り現今に在りては十七組合を算するに至れり。

兵庫縣山林會

大正四年五月明石市に成立を見たるを創始とす。其の後大正八年農商務省令第十八號山林會補助規則發布に伴ひ、大正十年二月組織を變更し社團法人として認可を受けたり。名譽會員、特別會員及通常會員を以て組織し、現在會員數一千六百七十三名を有せり。林業の改良發達を圖るを以て目的とす。兵庫縣木炭同業組合聯合會

本縣には從來木炭同業組合八を數へ夫々定款を異にし業務執行方針相違せる結果、品質並規格の統一を缺き生産者は常に尠からざる不利益を蒙りつゝありしに依り茲に組合統一の必要を認め、昭和二年六月兵庫縣木炭同業組合聯合會を組織するに至れり。神崎飾磨、佐用、宍粟、城崎、出石、養父、朝來、美方の各郡木炭同業組合を以て組織し、所屬組合相互の氣脈を通じ、製造又は販賣上の弊害を矯正し、共同の利益を増進し、斯業の改善を圖るを以て目的とせり。

第四節 水産業

一、水産業の概況

本縣は南北兩面海に臨み、一は内海の靜波を湛へ他は外海の怒濤を望む。海岸線の延長百餘里に及び、河川の本流十里に餘るもの九、養殖場數七千餘、其他池沼、水田等水族の發生及成育の適地多し。されば昭和二年末に於ては水産業者三萬四千八十六人を算し、漁船一萬千三百七十四隻を擁して既往一年間に水産業に依る産額一千餘萬圓を收穫せり。

水産業者

昭和二年末に於ける水産業者の狀況を觀るに總數三萬四千八十六人にして之が本業と副業との割合は六割三分と三割七分に當り、又之を業務別に見れば漁撈業者其の大部を占め八割三分に當り、製造業者一割二分、養殖業者は甚だ少く五分を算するに過ぎず。業主と被用者との割合は之を本業副業別に見るも將又業務別に見るも概して何れも被用者の數業主に優れるにも拘らず獨り養殖業に在りては業主大部分を占めて被用者の數頗る少し。之を表示すれば左の如し。

漁撈	本業		副業		計
	主	被用者	主	被用者	
	七、三九六	一一、三一九	三、九二三	一七、二八九	
	一一、三六五	四、九二四			一四五

計	養殖業		計
	主業者	被用者	
計	四八五	一、三三三	一四六
主業者	一、一三二	一九七	一、三三三
被用者	七、八九五	二二二	九九七
計	一、一三二	一、八一四	二、九四六
主業者	一、一三二	一、八一四	二、九四六
被用者	七、八九五	五、七四四	一三、六三九
計	一、一三二	六、九三五	二〇、四四七
主業者	一、一三二	六、九三五	二〇、四四七
被用者	七、八九五	六、九三五	二〇、四四七

昭和二年末日現在總數一萬一千三百七十四隻を數ふる中動力を有せざる漁船九千六百十七隻、動力を有する漁船一千七百五十七隻あり、動力を有するもの、内百噸以上の漁船三十隻ありて本縣漁業の偉力を發揮せり。昭和二年中に新造したる數は九百四十三隻にして内動力を有する漁船は三百三十四隻なるに、廢用船數は六百八十六隻にして動力を有する漁船は二十一隻に過ぎず。以て動力を有せざる漁船の減少に反し動力を有する漁船の増加の傾向に在るを知るべし。

遭難漁船

漁船の遭難は科學の進歩施設の完備に伴ひ漸次減少すべしと雖、天候の激變は須臾にして到り風雷怒りて海神荒るゝや忽ちにして船舶は破られ人命は奪はる、自然の猛威また施すところ非ざるなり。昭和二年中に於ける之が遭難を見るに漁船二十一隻、内沈没四隻、破壊八隻、其他九隻、損害高は

八千八百圓に及べり。乗組員の遭難したる者四十五名にして、死亡又は行術不明となりたる者五人を算せり。

漁撈

沿岸漁獲物 一般の不況に伴ふ魚價の低廉は、漁村の疲弊を招來して往年の盛況を見ること能はず。昭和二年に於ける概況を見るに漁獲高六百二十一萬五千圓、之を種類に依り大別すれば魚類は五百八十一萬二千貫、四百八十六萬八千圓、貝類は百二萬二千貫、十四萬四千圓、其他の水産動物九十三萬九千貫、百十四萬圓、藻類二十一萬貫、六萬三千圓の割合なり。魚類の主要なるものは鱈、鯛、鯖、鯉、鯽等、貝類は牡蠣、蛤等にして其他の水産動物は蛸、烏賊、鰕等を數へ藻類には和布あり、内海に於ける明石鯛、北海に於ける蝶、蟹等食通ならずとするも賞味措かざる所なり。

今年産額五萬圓を超えるものを掲ぐれば次の如し。

品名	數量	價額
鱈	二、六七三、八七〇	七九六、八八七
鯛	一一四、九一八	七〇五、七一五
鯉	三八七、八七一	四七一、八七五
鯽	五三三、七五一	三六五、九三四
蛸	七五、九一三	二四九、二一五
烏賊	九三、六九三	二二七、二二〇

品名	数量	金額
鳥賊	二八四、一九六	二二五、六二五
鰯	一四九、六七七	一七三、八六七
鮎	一六九、一七四	一四一、二〇三
鱈	二四、三九九	一二八、三六七
鱈	五七、七八七	一二七、七五九
和布	三〇、六〇四	九六、六七九
	一八二、二七七	五四、六九七

遠洋漁業 遠洋漁業と稱するは總噸數五噸以上の船舶に依り沖合又は遠洋に於て漁撈に従事するものなり。今此の遠洋漁業に従事する者の數を検するに昭和二年末に於ては船數百十二隻一千百九十八噸、之が乗組人員六百八十一人を示せり。昭和二年中の漁獲高七十九萬二千七百三十七貫、此の價額五十三萬圓を超わたり。

近時三十噸六十馬力の鋼製漁船に依り北海道方面に於ける鮪延繩漁業に出漁せんとする者あるは本縣漁業の現狀に鑑み注目すべき現象なり。

遠洋漁獲物の中年産額一萬圓以上に及ぶものは次の如く、鯨、鯨は十萬圓を超過せり。

品名	數量	價額
鯨	一三八、三四一	一三三、七三七
鯨	一四〇、九三二	四四、六八三

品名	數量	價額
鯨	一五四、五三〇	四三、五四九
鯨	一四、五一一	四一、〇三八
秋刀魚	一五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇

本縣水産養殖業の狀況を觀るに連年の指導獎勵に依りて著々進境の跡を示し、將來益改善充實せられんとする機運に在り。今其の二三を取りて覗ふに城崎郡日高町の流水養鯉、水上郡生郷村稻田養鯉等設備方法に於て著しき改善の跡あり。猪名川筋に於ける滋賀縣産小鮎の移殖は河川に於ける放流事業として其の成績良好なるものあり。又鹹水方面に在りては津名郡假屋町瑪珂介移殖事業の好結果なりしに依りて、淡路、播磨沿岸各地の淺海に種介を移植するあり、或は加古、揖保兩郡の干満に淺草海苔築建試験を行ひ、又揖保郡網干町地先の三重縣移植等、何れも其の成績見るべきものあり。

昭和二年末に於ける養殖物は七千百に及び之が面積は三百九十二萬七千坪に達せり。而して既往一年間の收穫を見るに十八萬一千圓、此の内最も主要なるは鯉の養殖にして、四萬四千貫、十一萬六千圓を算し、總額の六割四分を占む。その他鰻の四千貫、一萬三千圓、牡蠣の二萬貫、七千圓、蜆の八千貫、三千圓等あり。

製 造

一五〇

寒 天 本縣に於ける寒天は主として攝津國に産し就中武庫郡の生産其の半ばを越ゆ。季節的生産に係り冬期を主とす。昭和二年四月より翌三年三月に至る一ヶ年の産額四萬貫、四十二萬圓を算せり。財界不況の影響は市價の著しき低落を告げ之が打撃は相當大なるものあり。

水産製造物 昭和二年の産額二百九十萬圓、前年に比し三十八萬六千圓の減額を示せり。不況の害す影響は等しく免る、能はず徒らに往きし日の盛時を夢みしむる状態なり。

製品の主なるものは、鰯節、柔魚及和布の素乾、鰯の塩乾、鰯、玉筋魚、海參の煮乾、鰯、鯖の鹽藏、生節、蒲鉾竹輪、味淋乾等にして就中蒲鉾竹輪の九十三萬圓、鰯煮乾の八十五萬六千圓、玉筋魚煮乾の五十三萬圓等最も現はる。近時明石郡林崎村方面に於ては鰯味淋乾半乾製品の産出多く、需要地の好評を得、各地に之が普及の傾向あり。

昭和二年に於ける水産製造物の産額を表示すれば次の如し。

食料	節類	素類	鹽類	乾類	乾類	乾類
	五、九〇一	一三、一〇九	二八、四七三	一五三、〇九四	一、四四〇、二五五	一、四二四、五九九
計						

鰯	魚	海	計	鰯類	魚類	海類
			三、五五〇	一七、七五〇	二八三、五八三	一八七、八九八
			二、三七八	九六九、一四八	二、八六二、二二九	三、五〇五
			六四、一三三	二、九三四	二、九〇〇	二、九〇〇
			二、九〇〇	五二〇	二、九〇〇	二、九〇〇
			四四五	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇
計			二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇	二、九〇〇

二、水産業に関する施設

水産養殖奨励

水産業の改良發達に關しては毎に之が留意を懈らず、或は奨励金を交付して設備の改善を促し、或は指導誘掖以て魚族の繁殖を計り、又品評會共進會を開催して斯業の發展を助長する等銳意之が向上に精進し來れり。

昭和元年度に水産奨励金を交付したるものに發動機付漁船百三十隻、孵化放流設備三件、淺海養介設備二件、改良製造設備、新規考案漁具各一件あり。製造設備は城崎郡香住町の罐詰製造機械にして成績良好なれども、新規漁具は三原郡阿那賀村に於ける鮪流網にして效果芳しからざれば之が改造試験を行ひて成功を期せり。

又縣内大河川に於ける重要水族は其の産額年々減退の趨向あるを以て積極的に之が増殖を圖り昭和三年度より専任技術員を設置し、加古、揖保、千種、圃山、矢田、岸田等の諸川に毎年鮎卵五千萬粒、蛙卵三十萬粒、内陸性鱒卵五十萬粒の孵化放流を行ひ水族の増産を計ると共に、經驗ある當業者に囑託して淡水養殖先進地の斯業成績を調査せしめ、之を淡水養魚淺海利用の實地に應用し、他面水産養殖品評會を開催して水産業の改善發達を計れり。

漁業取締

本縣南部海面は海況魚族の來游に適し、生産物の販路亦極めて良好なるを以て他府縣漁船の侵漁するもの多く、殊に淡路南浦に於ける機船底曳網、攝津海面に於ける繰網、巾着網、播磨灘に於ける縛網、打瀬網、空釣漕漁業等犯則船の跋扈甚しく、爲に魚族を散逸せしむると共に漁場を荒廢せしめ縣内漁業者の蒙る影響大なるものあり。

仍て年々之が取締に努め警察船及民間團體取締船を以て取締を勵行し來たれるが昭和三年度に於ては總噸數二十五噸、ディーゼル機關、七十五馬力、速力十二海里、乗組員六名の取締専用船を建造し他府縣より侵入する犯則漁船及縣内違反漁業者の監視を勵行し以て沿岸漁場の保護に盡せり。

水産試験場

明石市に在り、大正十四年四月の創設に係り開始以來日尙淺しと雖、斯業の開發に努力し各種の研

究、調査指導獎勵に従ひ、著々として好成绩を收めつゝあり。而して明石本場の外に神崎郡山田村には山田養魚場あり、魚兒配付事業及種介移植試験に従事せり。

本場に於ける主なる事業は外海適種漁業調査、鯛、鱒産卵調査、重要水族調査、海洋調査、汚濁水調査等の外水産に関するあらゆる研究、試験、調査にして傍ら漁村に於ける中堅人物の養成に力め又現在漁業の改善を計ると共に南北兩海水産業の振興開發に資せり。

水産會

兵庫縣水産會は神戸市に在り、大正十年十二月の創立に係り、神戸、明石、武庫西宮、明石、加古印南、飾磨、揖保、赤穂、城崎、美方、津名、三原の各郡市水産會十二を統轄して組織せり。會員一萬一千二百三人、資金、縣水産會一萬四千九百圓、郡市水産會三萬六千五百圓を有す。其の事業の主要なるものは、縣水産會に在つては、水産調査、視察員の派遣、水産物の販賣斡旋、講習會講話會品評會等の開催、功勞者の表彰、遭難救恤、會報の發行等にして、郡市水産會に在りては、水産製造物改良指導並検査、漁撈養殖の獎勵並試験技術員の設置、視察員の派遣、講習會講話會の開催、品評會出品、淺海利用、出稼等の獎勵、遭難救恤、會員表彰等なり。

漁業組合

本縣に於ける漁業組合は既に徳川時代に於て其の萌芽を認めたりき。明治十九年漁業組合準則制定

せられ、同三十四年舊漁業法發布と共に漁業組合の制度を設けられ、次いで明治四十三年に至り新漁業法發布せられて今日に及べり。

昭和二年末に於ける組合数は百六、内四組合を統轄して一聯合會を組織し組合員數一萬一千七百七十二人を算す。昭和三年度經費總額は二十九萬六千六百八十四圓にして事業の主なるものは漁獲物の共同販賣、用具の共同購入、遭難救濟事業、貯水事業、資金貸付、魚族の蕃殖保護等なり。

第五節 鑛業

本縣に於ける鑛産額は四百五十萬圓、生産總額の七厘に過ぎず。爾餘の産業皆隆盛なる中に獨り鑛業の遜色あるは頗る遺憾とする所なれども、鑛區の存否は自然の恩寵の分るゝ所にして人力の如何とも爲す能はざる所なり。

今昭和二年末に於ける狀況並同年中の鑛産額を検討するに次の如し。

試掘鑛區 試掘鑛區數は二百十六、内金屬鑛百九十八、非金屬鑛十八にして坪數は八千五百九十七萬七千五百五十坪、内金屬鑛七千七百五十六萬三千二百五十四坪、非金屬鑛八百四十一萬四千二百九十六坪なり。

採掘鑛區 採掘鑛區數は金屬鑛の稼業中のもの十、休業せるもの百十を算し、非金屬鑛は二あるのみ。之が坪數は金屬鑛の稼業中のもの一千五百四十萬六千六百十三坪、休業せるもの一千九百七十六萬五千五百二十三坪にして、非金屬鑛は五十二萬八千七百四十八坪なり。

砂鑛區 鑛區數は河床四、其の他のもの二にして河床の延長七里五十四間、其の他のもの坪數三萬六千五百七坪なり。但し目下孰れも休業せり。

夫 鑛夫數を見るに二千五百五人、内男二千二百七十七人、女二百八十八人にして男女の割合は八割九分と一割一分とに當り、彼の男子も難事とする鑛山勞働に女性の従事するもの相當多きを見るなり。

鑛産物 鑛産の主要種目は錫、亞砒酸、蒼鉛等なりしが、最近に至り之が産出は錫のみを主とする狀況に在り。其の産額を示せば次の如し。

品名	數量	價額
錫	一、〇三五、四三四斤	一、六一一、六五二円
格魯誤鐵礦	七二、二一〇	九、七九一
礫化鐵礦	一六七、二四三	四、三一四
石炭	二二二	一、四八四
計		一、六二七、二四一

石材、土石及鑛水 鑛山に於て産出せらるゝものゝ外、石材、土石、鑛水の産額は相當多額に上

り、最近漸減の傾向に在りと雖猶二百五十萬圓を算せり。其の種類別産額を列挙すれば左の如し。

	數量	價額
クレー (製紙、建築用)	七、五一一、七四三	一、〇七四、五六六
粘土 (煉瓦、瓦、土管)	七、二二七、八六四	四〇五、五七四
砂	三九、四三六	三八五、三七七
安山岩	三、八〇一、四八五	二五一、五四四
花崗岩	二、七九五	一七七、三〇二
凝灰岩及灰岩	三六六、一五四	八二、八三六
凝灰岩及灰岩	一九二、一〇五	四七、九九〇
凝灰岩及灰岩	四、五八〇、四三〇	四七、三五八
陶石及陶土	二、三〇九、三〇〇	二九、四〇五
砂	一二四、五八七	二三、七二五
石灰岩 (セメント原料)	一四〇、〇〇〇	二、八〇〇
浮石	一四二、五〇〇	二、六四五
計		二、五三一、一二二

第六節 工業

一、工業の概況

本縣は其の管地畿内三道五箇國に跨り廣袤實に五百三十九方里、山野豊に河川に富み、海亦多し。此を以て農業、牧畜、林業、水産業等あらゆる工業原料の生産盛なるのみならず、本邦の經濟的中心

地たる大阪市に近接し加ふるに貿易額我が國に冠たる神戸港を抱擁して、地理的天恵到らざるなければ工業自ら繁榮し、工産額六億數千萬圓全生産の八割を占め、大阪、東京兩都に亞ぎて道府縣中第三位に在り。然りと雖産業の消長は經濟界の狀勢に左右せらるゝこと一般にして、今日の不況に立ちて静觀願望するとき昔日の隆昌甚だ忘じ難きものあり。今や人口剰多食糧不足の聲世に高く之が對策は讀者の所論一樣ならずと雖、産業の興隆就中工業の發展を以て第一義となす。何となれば限られたる土地に於て人口の包容消化力最も大なるは工業なればなり。不日財界の不況一掃せらるゝの日再び往時に回して更に一層の盛觀を現出せんことは國家昌榮の爲にも縣民福利の爲にも等しく希求して已まざる所なり。左に本縣工業の概況を略述すべし。

工場

本縣に於ける昭和二年末日現在の常時五人以上の職工を使用する工場數は二千八百八十五にして、之を前年の二千七百九十一に比すれば三分四厘の増加を示し、更に之を明治四十二年 (十八年前) の二千六十九に比すれば約四割の増加を來せり。而して其の職工數は十四萬五千五十八人にして、内男八萬二千八百六十九人 (五割七分)、女六萬二千八百八十九人 (四割三分) なり。之を前年に比較すれば二千四百十三人約二分の減少を示せり。道府縣中工場數及職工數の首位に在るものは大阪府にして、之に亞ぐは東京、愛知の府縣なり。本縣は其の第四位を占め、之が生産額に至りては遙に愛知縣を凌

爲して第三位に在り、六億數千萬圓の巨額に達し、本邦工業生産上瞭然として重きに任せり。今管内に於ける工業状態を概観するに、職工數五人以上十人未満のもの最も多く全體の四割一分に及び、五百人以上千人未満のものは一分に満たず最も僅少なり。

職工數	工場數	百分比
五人以上 十人未満	一、一八三	四一・〇一
十人以上 十五人未満	四五二	一五・六七
十五人以上 三十人未満	六三八	二二・一一
三十人以上 五十人未満	二八四	九・八四
五十人以上 百人未満	一六一	五・五八
百人以上 五百人未満	一二四	四・三〇
五百人以上 千人未満	一六	〇・五五
千人以上	二七	〇・九四
計	二、八八五	一〇〇・〇〇

次に事業別工場數に付て観るに次表の如く食料品工業最も多く全工場數の三割一分を占め、紡織工業の一割七分に亞ぎ、化學工業の一割一分、其の他は一割に達するものなし。食料品工業の著しく多數を示せるは一般に酒造工場の高きに基因し、別けて灘地方醸造業の殷盛なるに由るべし。

事業	工場數	百分比
食料品工業	九〇三	三一・三〇
紡織工業	四九六	一七・一九

事業	工場數	百分比
化學工業	三二四	一一・二三
製材及木製品工業	二六一	九・〇五
機械器具工業	二二三	七・七三
金屬工業	一一一	四・一九
印刷製本業	一〇九	三・七八
窯業	六八	二・三六
瓦新電氣業	二六	〇・九〇
其ノ他ノ工業	三五四	一二・二七
計	二、八八五	一〇〇・〇〇

工場數を地域別に觀れば神戸市の六百八十八(二割四分)首位を占め、武庫郡の四百四十(一割五分)之に亞ぎ、第三位は多可郡の二百二(七分)、第四位は西宮市の百三十七(五分)、第五位は津名郡の百十八(四分)、第六位は飾磨郡の百十四(四分)なり。他は皆百以下にして最も少數なるは佐用郡の九なり。之を職工數別に觀るに十五人以上三十人未満のものを除くの外總て神戸市を第一位とし、五百人未満の工場に在りては武庫郡之に亞ぐ。但し十五人以上三十人未満のものは武庫郡神戸市を凌駕せり而して五百人以上千人未満の工場は神戸市、川邊郡、飾磨郡の各三、養父郡の二、姫路市、尼崎市、加古郡、宍粟郡、城崎郡の各一、千人以上の工場は神戸市の八、川邊飾磨兩郡の各三、姫路市、武庫郡、加古郡の各二、尼崎、明石、西宮各市、印南、赤穂、朝來、津名各郡の各一の順序なり。即ち工場の分布は概ね南内海沿岸地方に厚く、就中神戸市最も稠密にして、北部に到るに従ひ稀薄なり。

次に工産額に就て観るに本縣に於ける昭和二年中各種生産額は八億一千萬圓に及び此の内工産額は六億數千萬圓にして殆ど全生産の八割に近し。即ち本縣の工業は他の産業に比し嶄然として群を抜けるの概あり。今百萬圓以上の産額ある工産品を示し、其の主要なるものを採りて概説を試みんとす。

主要工産物

機械器具工業製品	九六、〇四七、五七三
紡	八三、五四七、九九三
酒	五六、八一二、五六〇
毛織物及毛交織物	五四、〇一〇、八三一
綿	四三、七四五、六二九
金屬材料	二七、九八九、二三六
精製粉	二七、四三四、〇一七
精製糖	二五、九二〇、五六九
護謄製	二四、九六一、七五三
肥料	一六、二二五、七五六
瓦斯	一四、八七七、五七七
燐寸、火柴其の他爆發物	一三、六一五、七二一
木製	一二、一九二、六五四
菓	一二、一〇七、四五三
麥	八、六四一、二四八
和	八、〇一一、二六七
紙	六、二九九、三七〇

印	六、〇九九、〇四三
醬油	五、八六二、八五二
麵粉	五、七七六、八〇一
麵類	五、五九二、四〇二
精製糖	四、四七三、八八四
植物油	四、三七八、七六八
製鹽	四、二〇八、九八三
工業用其他藥品	三、八一五、八六九
メッキ	三、七七二、四八〇
刃物	三、六八四、〇四七
機寸	三、六八三、一三一
製涼飲	三、五八一、一六九
清涼飲料	三、二九九、二八七
金屬精鍊	三、二八五、五二五
杷柳製	三、二二九、四五八
麻織物及麻交織物	三、〇八二、五二五
瓦及土管	二、六九三、五三五
硝子製	二、四一三、三八七
皮革製	二、二〇九、一七
セルロイド製品	一、九九八、六二四
製紙	一、七七二、三三〇
釘	一、六九二、一七八
銅器、青銅器及真鍮器	一、五七七、〇五〇

粗製樟腦及樟腦油	一、五一九、三八七
陶磁器	一、四七八、三八五
絹織物及絹織交織物	一、四一八、三六二
紙力細工	一、三五一、八〇一
製布	一、三三八、二八五
製紙	一、二八四、九〇二
製帽	一、二四〇、一八九
染物	一、一九四、六二七
石製品	一、一五一、七五三
竹製品	一、一〇四、五二七
晒製品	一、〇一〇、二九七

機械器具工業製品

全工産價額の一割四分を占め、本縣工産物中主要なる地位を擁するものにして、内造船業最も現はれ約五千萬圓を算して全體の半ばを超ゆ。造船工業は早くより神戸市に於て發達し、本邦屈指の大工場ありて大船巨艦の製作盛に行はる。此の外汽車、自動車、自轉車等の車輛製造業、近くは航空機の製造等近代的工場組織による生産は、神戸市を中軸として東は西宮、尼崎、西は明石、姫路の各都市に連る地域に互りて發達せり。

紡績

紡績も亦本縣に於ける重要工産物の一にして其の産額全體の一割二分に及び、主として神戸、姫路

尼崎、明石、西宮の各市の外武庫、川邊兩郡に於て生産せらる。然して之が工場数は十三に過ぎざるに職工数は約二萬五千にして全職工の一割七分を占む。以て各工場の盛大を覗ふに足るべし。

紡績産額の内最も多きは綿糸紡績にして約六千五百萬圓、之に亞ぐは毛糸紡績の八百萬圓、麻糸紡績の六百萬圓、絹糸紡績の五百萬圓とす。

醸造製品

酒 本縣の清酒は灘酒の名聲により古來全國に普く其の品質の優良を喧傳せられ、愛酒家の嗜好は灘酒を以て最となす。灘地方に於ては遠く寛永享保の頃より連續して今日に及ぶ酒造家尠からず。現今酒造の最も盛なるは所謂灘五郷及伊丹地方にして其の産額全縣下の七割に及べり。

近時一般に清酒の醸造盛なれども、灘地方に亞いでは明石郡最も現れ、其の他播磨の東部、赤穂郡淡路等相等産額多し。昭和二年に於ける清酒の醸造高は七十四萬石、五千五百萬圓を算へ、全國總産額の一割二分に及び、之が酒造税額約を三千萬圓にして全國に冠たり。

麥酒 麥酒の醸造は目下川邊郡のみなれども其の産額九萬石九百萬圓を算し、將來益々隆盛ならんとす。

醬油 播州龍野を中心とする揖保郡を主産地として古くより發達し、其の産額五百萬圓に及び、關西に於ける醬油産地として其の名高し。

織物の總産額は一億圓を算し全工業の一割五分を占む。内毛織物の産額最も多く其の半ば以上に及び五千四百萬圓を算せり。製品の主なるものはモスリンにしてラシヤ、セルヂ之に亞ぐ。主産地は姫路市、武庫、川邊、加古、印南の諸郡なり。

綿織物は四千三百萬圓の産額を示し、製品はあらゆる種類を網羅せり。産地は攝津、播磨、淡路の一圓に及べり。

麻織物はその産額三百萬圓に過ぎず、黄麻布を主とし、武庫川邊兩郡を主産地とす。絹織物は更に僅少にして百四十萬圓を産するのみ。但馬出石の縮緬を主とし、東部播磨及丹波に産出す。

精糖製粉

精糖製粉共に本縣重要工業にして精糖産額二千七百萬圓、神戸市、川邊郡を主産地とす。製粉は麥粉を主とし神戸市に於て二千數百萬圓の産額を示せり。

護謨製品

近時護謨靴の需要一般化するに及び其の産額逐年増加し護謨製品中主要なる製品となれり。本縣に於ける護謨製品は各種タイヤ、靴、玩具等にして二千五百萬圓の産額あり。産地は神戸市を主とし之に亞ぐは尼崎、西宮、姫路、明石の各市、武庫、飾磨、川邊の各郡とす。

肥料

肥料の産額は一千六百萬圓にして東京、大阪に亞ぎ全國第三位にあり。主産地は加古郡、尼崎市、武庫郡、神戸市等とす。

燐寸

燐寸は神戸市に於て最も早くより起れる工業の一にして、神戸港貿易の發展と共に逐年盛大に赴けり。本縣主要工業物にして戦時好況時代の盛なるに遠く及ばずと雖一千二百萬圓を産し重要な輸出品なり。主産地を神戸市とし、姫路市、飾磨、揖保、津名各郡に産額多し。

其他

特殊著名なる工業物は、揖保郡龍野附近を中心とせる素麵、神戸市に於ける樟腦、赤穂郡の製塩、美濃郡三木附近の刃物、姫路を中心とする製革業、但馬豊岡を中心とする杞柳製品等何れも三百萬圓乃至五百萬圓の年産額ありて本縣重要物産を形成せり。

二、工業に關する施設

工業試驗場

神戸市下山手通四丁目にあり。大正六年五月の創立にして、應用化學試驗原料分析、鑑定、材料強弱試験を取扱ひ、大正八年三月の設置に係る多可郡西脇町及美濃郡三木町の兩分場に於ては、前者は

染織、織物の意匠圖案に關する事項を、後者は本場長指揮の下に金物に關する製作試驗事項を各分掌して漸次設備の充實改善に力めたる結果、今や内容外觀共に完備し斯界に貢献するところ大なり。而して昭和三年度より西脇分場に染織に關する實習設備をなし染織工場の職工若は職工希望者に工業教育と實地の修練をなし高級職工を養成し以て製品の向上に資せり。又三木分場は講習室を建築し常に試験研究の結果を當業者に發表し、又は求めに應じて新作業の講習を行へり。

實業獎勵

實業獎勵の爲相當經費を用ひて、展覽會を開催し、實業觀察を行ひ、或は共進會其他に於て褒賞を授與し、或は酒造従業者養成を獎勵し、又意匠改良、講習會開催等各種の事業を遂行して斯業の發達に努力しつゝあり。

醸造業獎勵

本縣の清酒は其の品質及數量に於て全國に冠たりと雖所謂灘五郷其他二三主産地を除きては醸造法の改良、經營の改善等に指導を要する地方多きを以て、専任技師を置き實地に巡回指導せしめ、又講習會、講話會等により従業者の技術向上を圖り、經營上の改善を促し、其他品評會、競技會等の事務に當らしめ、以て醸造業の進展に資せり。

織物検査監督

重要物産たる綿織物の検査は織物同業組合及同聯合會に於て行ふも、尙検査の勵行を期せんが爲て技手一名を置きて専ら之が指導監督に當らしむ。

工業組合設立獎勵

本縣に於ける工業製品は比較的輸出に適するもの多きを以て大正十四年三月重要輸出品工業組合法の發布以來工業組合監督官補二名を置き専ら之が設立獎勵に力め現在、燐寸、護謨、人造眞珠、莫大小、綿織物、野草莖捺染等の組合設立せられ、尙計畫中のものに貝卸織生地、貝卸製造、光珠、輸出織物等あり。而して逐次指定品の全部に及ばんとするものなり。

宍粟郡工業講習所

宍粟郡は廣大なる國有林及民有林を擁し木工原料豊富なるを以て之が資源を利用し木工業の振興を圖らんが爲大正八年郡立を以て宍粟郡工業講習所を設立經營したりしが郡制廢止後同郡山崎町外十八ヶ村共有林並工業講習所維持事務組合に移管せり。科目は挽物、塗工、家具の三科にして學年は二ヶ年とす。生徒二十五名。縣に於ては設立の當初より相當補助し來りたるも、時運に順應して製品の改善を期せんとし、昭和三年度に於ては更に増額補助して新設備を加へ挽物品の割防止法及漆塗仕上法の研究を爲すと同時に専ら斬新なる木製玩具の意匠製作研究に資せしめたり。

織物同業組合聯合會

一六八

大正十二年三月一日の設立にして經費一萬三千圓、縣に於ては從來技術員の設置に對し補助を交付し製品の向上を圖りたり。然るに近時内地向製品の不振より輸出向縞三綾に轉化したるも生産過剰に加へ需要地に於ける嗜好の變遷により之れ亦更に振はざるを以て、印度及南洋方面に仕向くる捺染生地及「ドーチス」に製織轉換したるが、同品は從來の手糊法にては製品の統一を缺き輸出に不利なるを以て、同組合聯合會に於て糊付機を設備し生産者の需めに應じ糊付整理すれば製品を統一し得るを以て之が設備費に對し昭和三年度に於て補助し輸出の振興を期せり。

素麵保管倉庫建築補助

本縣の素麵は殆ど農家の副業より成り其の産額五百數十萬圓を算し全國の代表的商品にして冬期製造後梅雨期を経て始めて固有の眞味を現はすものなると共に、米穀類其の他の商品の如く通風を厭ふ特質を有するに拘らず之を保管する専用倉庫なきにより自然品質を低下するの憾みあり。此を以て縣下産額の過半を占むる播州素麵同業組合の専用倉庫建築に對し昭和三年度に於て縣費を補助して品質の向上を圖ると共に當業者に金融の便を與へて斯業の發展を期せり。

第七節 商業

一、商業の概況

本縣商業の現況を概観するに多年に亙る經濟界の沈衰に禍されて商況活潑を缺くものありと雖神戸市を中心として東西に連る各市は素より縣下全地域に及びて商取引相當盛大なり。抑商業は物資の移動に依りて其の商品的市場價值の向上を期するものなれば、農蠶畜林漁工萬般の生産豊富と隣地に京阪大消費地を把持するとは、本縣商業發展の源泉にして甚だ恵まれたりと謂ふを得べし。

眼を外に轉すれば神戸港に於て吞吐する輸出入總額十六億圓を超わ其の地位巨然として我が國外國貿易の最上位に君臨するのみならず世界の主要貿易港中第十一位に在りて、之が振否は帝國貿易の盛衰の別るゝ所なり。神戸港は名古屋、門司の諸港と共に輸入を主とし、横濱、大阪等の輸出を主とせるに對立す。其の割合は輸出四二%に對する輸入五八%を示せり。

會社

昭和二年末に於て本縣に本店又は主たる事務所を有する會社の總數は二千六百九十八を數へ、公稱資本金又は出資額十三億一千八百八十七萬六千圓、積立金二億二千四百四十二萬五千圓を算せり。會社數増減の傾向を見るに、大正十二年を百とすれば十三年は百十六、十四年は百三、昭和元年は百七、二

年は百十二の指數を示して後に五箇年の間に起伏の跡を止め兩三年來増加の趨向に在りと雖、近時銀行合同を懲還せる等の關係もあり、之等は向後減少の勢を示すものと思惟せらる。又此處に所謂會社は支店を包含せざるが故に實際の會社分布の狀況を示すは困難なり。今會社組織の區別に依りて觀察すれば、

會社數	公稱資本金又は出資額
合資會社	一、一五二
株式會社	六〇、八四二、四二五
合名會社	一、一三七
株式合資會社	一、一六九、五二〇、四二五
	八一、四四二、〇二五
	七一、二五〇

右の如く合資會社最も多く株式會社之に亞ぎ、株式合資會社は僅々二會社あるのみ。然れども資本金の多寡は會社數に比例せず、株式、合名、合資の順序を示し、就中株式會社は總資本の九割近くを占む。近代的資本集中の景觀は株式會社に依りて代表せらる。

次に之を會社の目的たる主要業務の種類に依り分てば次の如し。

會社數	公稱資本金又は出資額
商業	一、五〇六
工業	五七八、二四三、二一七
運輸業	四一四、五八六、八〇五
	二九四、五七〇、三三〇
	二七六

農業	三六	六、四七五、七七三
礦業	一五	一一、〇四〇、〇〇〇
水産業	六	六、九六〇、〇〇〇

商業會社最も多數を占め會社數は全體の約六割、資本金は四割四分に及ぶ。工業會社、運輸會社之に亞ぎ、農業、水産業等は僅少なり。即ち農業が未だ營利的經營の域に達するの遠遠なるを見るべし。次に之を資本金別に掲ぐれば左の如し。

會社數	公稱資本金又は出資額
壹萬圓以上 五萬圓未満	七五八
壹萬圓以上 拾萬圓未満	六九九
拾萬圓以上 貳拾萬圓未満	三四四
貳拾萬圓以上 參拾萬圓未満	三二〇
參拾萬圓以上 五拾萬圓未満	一一〇
五拾萬圓以上 百萬圓未満	八八
百萬圓以上 五百萬圓未満	一六三
五百萬圓以上 壹千萬圓未満	一六六
壹千萬圓以上	二五
	二五
	六九五、五〇〇、〇〇〇

即ち資本金一萬圓に満たざる群小會社最も多數を占め、資本金額の増大するに従ひて概ね會社數を減せり。されど其の資本金に至りては恰も反比例を示し、一千萬圓以上の會社二十五を以て總資本金

の半ばを超ゆるの盛観を呈せり。

以上の外他府縣又は海外に本店を置きて本縣内に支店を設け營業せるもの尠からず。特に神戸市に在りては我が國著名大會社の支店を設置せるもの殊に多く、獨り本縣に本店を有する會社のみを以て商況を觀んとするは實勢に遠ざかる嫌ひあり。

取引所

本縣に於ける取引所は神戸市二、姫路市一にして合計三箇所なり。昭和二年中に於ける取引高を見るに神戸取引所に於ては米一千二百四十八萬六千二百石、四億二千五百四十七萬二千七百五十九圓、證券六百二萬六千五百六十株、八億八百十萬四千六百九十九圓に上り、姫路米穀取引所に於ては米百四十九萬三千八百石、五千八十四萬九千八百二十九圓を算せり。

金融

昭和二年末に於ける本縣金融機關の状態を略述すれば次の如し。

銀行

本縣に本店を有する普通銀行、貯蓄銀行及農工銀行は合せて百十六行にして、資本總額一億三千三百九十九萬七千圓なり。此の外他府縣に本店を置き縣内各地に支店を設置せるもの七十二、外國銀行の支店七ありて夫々經濟界に活躍せり。

信託會社

一會社あり、資本金二千萬圓を擁せり。

無盡會社 免許會社にして本店を有するもの十會社あり、資本總額百三十七萬圓を算す。外に支

店一、出張所十六あり。

信用組合

産業組合法に依り金融事業を行へる信用組合は總數五百十二を數へ内單營のもの百二十九、購買、販賣及利用事業を兼營するもの三百八十三あり。其の出資總額二百二十九萬圓を算せり。

質屋

所謂庶民金融機關たる質屋の數を見るに八百八十八軒あり、市部に三百七十五軒、郡部に五百十三軒の分布を示せり。其の營業狀況を視ふに貸出は二百六十五萬六千件、一千五百萬圓、受戻は二百十二萬九千件、一千二百十三萬圓に及び之が流質件數は三百二十八件、百八十二萬圓に上れり。一件當の金額は貸出五圓六十六錢、受戻五圓七十錢、流質五圓五十五錢に當れり。

手形交換

神戸手形交換所に於ける概況を觀るに、組合銀行二十八行其の交換手形枚數二百三十二萬三千九百六十八枚、金額六十億七千九百八十一萬四千七百一十一圓の巨額に上り其の手形交換の活潑なること東京、大阪兩手形交換所に亞ぎて盛況を呈せり。

一銀行當平均交換金額は二億一千七百十三萬六千圓、手形一枚の平均金額は二千六百十七圓に當れり。最近に於ける趨向を見れば大正十二年の交換金額を百とし十三年は百五十九、十四年は百七十五、昭和元年は二百二にして二倍を超ねたるに拘らず、昭和二年は百二十四を示して急激なる減少を來たせり。

貯蓄

各種貯蓄の現況を見るに次に掲ぐるが如く總額八億圓中銀行預金其の八割以上を占めたり。共同貯蓄は備荒の目的を以てするもの多く金員の外別に有價證券二十三萬一千圓、穀類二千四百五十石を蓄積せり。

銀行預金(昭和三年十二月末日現在)	人	金
信用組合貯金(同上)	四八三、一九九	六六四、一八二、〇〇〇
郵便貯金(同三月底現在)	一、二八六、九〇五	七五、八四五、六二八
共同貯蓄(昭和三年十二月末日現在)	五、四九二	七〇、一九〇、〇七八
計		五、〇一五、八五〇
		八一五、二三三、五五六

外國貿易

昭和二年に於ける神戸港の貿易額を見るに十六億七千九百九十二萬圓の巨額を示し我が國貿易總額の四割に垂んとする状態に在りて、帝國貿易港の首班たるに恥ぢざるものあり。眞に是れ本邦西部に於ける大支關にして四時大船巨船の海港を壓する盛觀は我が神戸市の誇りとする所なり。列國に於ける主要貿易港に對比するに世界最大の貿易は紐育にして輸出入總額七十七億圓、之に亞ぐものは馬耳塞、倫敦、ルアーヴル、リヴァプールの諸港にして何れも五十億圓を超ゆるもの、以下漢堡、カルカッタ、ゼノア、孟買、ボルドーの順序に續きて、神戸港は其の第十一位に在り。神戸に亞ぐものは上海、横濱、ニューオールレアンス等なり。貿易總額一億圓を超ゆる貿易港は世界に於ても

三十一二に過ぎざるを見れば神戸貿易港が世界的に如何に重要なる地位を占むるかを知るに足るべし。貿易總額の内輸出は七億五百七十三萬圓、輸入は九億六千六百九十九萬二千圓にして、輸出四割二分輸入五割八分に當り、輸入超過額二億六千四百六十六萬二千圓を示して、輸入を主とする貿易港たるの面目を現せり。最近數年來の傾向を見るに大正十四年に於て増加の頂上に達し十九億圓を超わたるを限度として、昭和元年は十七億三千萬圓、昭和二年は十六億七千萬圓にして順次減額を表せり。輸出品の主要なるものは生絲、綿織物、絹織物等にして輸入品の主なるものは棉花、羊毛、毛絲等なり。又次に掲ぐるが如く輸入は原料品に多く輸出は全製品に多き事實は喜ぶべき現象なり。輸出先の主要なるは北米合衆國にして、輸出總額の殆ど三分の一に及べり。支那、英領印度、濠洲、蘭領印度、香港、英吉利、海峽殖民地等は何れも神戸輸出貿易の重要なる顧客なり。輸入も亦北米合衆國隨一にして之に亞ぐは英吉利、獨逸、支那等なり。

	輸出額	千分比例	輸入額	千分比例
食料粗製品	二五、五五八、三九七	三六	六五、五三二、一八一	六九
同 製造品	一九、〇六三、〇四六	二七	一九、九三六、〇〇七	二〇
小 計	四四、六二一、四四三	六三	八五、四六八、一八八	八九
原料品	七三、五六八、〇五八	一〇四	六〇四、〇〇五、五九七	六二五
原料用製品	一九四、九六二、二〇四	二七六	一五二、八八八、二〇四	一五八
全 製 品	三八三、八五一、〇七八	五四四	一二一、二五三、一〇五	一二五

雜品	輸出額	千分比例	輸入額	千分比例
合計	八、七二五、八四五	一三	二、五七六、五四六	三
	七〇五、七二九、六二八	一、〇〇〇	九六六、一九一、六四〇	一、〇〇〇

二、商業に關する施設

神戸手形交換所

明治三十年七月神戸市に設立せられたり。爾來日を逐ふて隆盛に赴き神戸市の發展と相伴ひて其の發達著しく今や手形の交換高は東京、大阪兩都に亞ぎて多きを致せり。昭和二年の交換金額六十億圓を超わ組合銀行二十八を有せり。

取引所

神戸市に株式會社神戸取引所及神戸大豆粕取引所あり。前者は明治二十九年九月の創立にして米穀及證券を取扱ひ、後者は近く昭和二年三月の設立にして未だ漸く二箇年餘を経過したるに過ぎず。株式會社姫路米穀取引所は姫路市に在り、明治二十七年五月の創立に係り其の歴史最も古く本縣取引所の産場たり。

商工會議所

神戸、姫路、明石の三市に在り。神戸商工會議所は明治二十九年の創立にして最も古く、姫路商工會議所は大正十一年七月の設立、明石商工會議所は大正十五年十二月の設立に係り創始以來日尙淺し。

商工會議所が毎に職能を發揮して商工業の發達に資し又之が指導獎勵に盡したる所擧げて數ふるに遑あらず。

昭和二年末に於ける各會議所の狀況を見るに次の如し。

市	議員數	特別議員數	選舉有權者數		一箇年經費	
			選舉權者數	被選舉權者數		
神戸商工會議所	五〇	二〇	一、四一三	三、二九七	四、七二〇	六七、〇五三
姫路商工會議所	三〇	一一	三二四	六八七	一、〇一一	二〇、六一九
明石商工會議所	二七	六	七六	四八四	五六〇	一二、五九八

縣下に於ける卸賣市場は九十七にして取引商品の主なるものは米穀、肥料、獸肉、魚鳥及蔬菜類等なり。

神戸米穀肥料市場 約二百年前の創始にして取引最も殷盛を極む。

食料品卸賣市場 現今其の數九十六を數へ殆ど各郡市に在り、其の成績極めて良好なり。

輸出絹織物検査所

神戸市一番町四丁目に在り、從來神戸港には絹織物輸出貿易に關する何等の施設なかりしが、大正十二年關東大震災後神戸港より輸出する絹織物の増加頓に著しく爲に之が設置の必要に迫り遂に大正

十四年十二月設立認可を得、同十五年一月より検査事務を開始せり。爾來絹織物の輸出増加に伴ひ検査數量も亦増加し昭和二年中の検査高は八萬三千疋に達せしが、改正検査規則の施行に依り昭和三年一月十五日より國營検査となり商工省に移管せり。

輸出農産物検査所

北米合衆國及布哇に輸出する農産物中、米に對しては輸出地官憲に於て病蟲害驅除豫防の上、検査證明書を發行せざれば輸出すること能はざることゝなるを以て、大正二年三月神戸市海岸通六丁目兵庫縣輸出農産物検査所を設置し、神戸港より輸出する米及其他農産物の検査證明事務を開始せり。一ヶ年取扱件數七百にして目下専任技手一名之に當れり。

銀行同盟會

本縣に於ける大正十四年の銀行數は普通銀行百三十八行を算し、就中小銀行多數に分立して充分に其の機能を發揮すること能はざる状態なるに依り之が合同の急務なるを認め、同年七月縣下各銀行代表者を召集し合同を目的としたる兵庫縣銀行同盟會を組織せしめ、商工課長之が幹事となり本會と密接なる提携の下に財界有力者の意見を徴して銀行合同の方針を樹立し、以て營業者の間に介在斡旋の勞を執り合同の促進に力め地方産業の進展を圖りつゝあり。而して大正十五年以降昭和二年末に至る間に合同件數十六を算し、參加銀行數實に四十行に及び着々之が實現を期せり。

銀行及信用組合同盟會

銀行及信用組合當事者間の意志疎通を圖り預金及貯金利率其の他の協定を爲し、業務遂行上の弊害を矯正し以て財界の現状に順應して金利の低下を計り、地方經濟の圓滿なる進展を促すと共に其の健全なる發達を期する目的の下に、銀行信用組合同盟會の組織を德憑したる結果、成立を見たるもの十三郡にして同盟會八を數へ、其の成績極めて良好なり。今後尙各郡に實現せられんとする情勢に在り。

肥料分析所

輸入肥料の賣買取引に方り其の成分保證の必要あるに依り、神戸米穀肥料市場に於ては大正十年より肥料分析所を設置し營業者の利便に應せり。縣に於ては其の經費六千三百八十圓に對し大正十三年度以來毎年二千圓を補助し來れり。然るに之が充分なる設備を整へ一層其の機能を發揮せしめ、以て斯業の利便を圖らんとし、昭和三年度より補助額を三千圓に増額せり。

兵庫縣實業協會

國産振興、本縣物産の販路擴張及共進會博覽會の仲介斡旋機關として昭和二年四月設立せらる。之が經常費に對し縣より二千圓の補助を行へり。而して昭和三年度より補助額を四千五百圓に増額し更に巡回展覽會及産業助成事業等を行はしめ、以て本縣産業の振興を圖り輸入防遏、輸出増進に盡せり。

商工狀勢調査

専任主事補二名を置き主として物産の生産消費、原料の需給、取引狀況、金融及移輸出入等の變遷

を調査し、以て商工業獎勵改善の資に供せり。

店頭裝飾改善指導

近時交通機關の發達により商品の購買は都市に集中するの傾向を示し、爲に地方商業家は顧客吸收の一策として競ふて店頭裝飾、商品陳列又は廣告方法等の研究改善に力め、競技會、講習又は講話會等の開催頻繁なるに鑑み本縣に於ては經費二千六百圓を以て専任技師一名を設置し之が事務に當らしめ、其の他商品の意匠圖案の改良、店舗及飾窓の改築新築設計並指導をなし、以て地方商業の進展を期せり。

神戸蠶絲貿易同業組合

大正十四年一月の設立に係り蠶絲輸出業者及蠶絲間屋業者を以て組織せり。現今組合員は輸出業者十二名、間屋業者二十九名に達せり。營業上の弊風打破、信用の保持、蠶絲貿易の發達促進等を目的とし、粗製品の輸出防遏、海外市場の調査、仲裁又は調停等の事業を行へり。

第八節 副業

一、副業の概況

副業は一家の家計を補助し生活の安固を期する上に甚だ必要なるものにして、殊に農家經濟の維持は之に依りて支援せらるゝもの衆し。されば之が指導獎勵並範圍の開拓に就きては適正なる方策を巡らし仍て以て誘掖善處せざるべからず。

昭和二年に於ける本縣生産物價額は約八億一千萬圓にして内副業生産價額は凡そ一割即ち約八千餘萬圓を占め、其の興廢は直に本縣産業の消長に關する事大なるものあり。之が種類は多種多様にして假令同一種類のもの雖地方により全く副業の範圍を脱し專業的なるあり、或は一つの製品にても其の一部分の加工を副業的に行ふもの又少からざるなり。今縣下に於ける主なる副業生産物に付各種別に涉り其の概況を表示すれば次の如し。

生産物	昭和元年産額
畜産物	一一、五五七、四五五
蠶繭	一一、〇〇二、八一六
蔬菜	七、四六〇、四一一
茶	四、九七〇、七九三
製糖	四、〇七五、九二九
製粉	三、七三〇、〇四五
柁柳製品	三、四八〇、五四三
木炭	二、二一七、三〇九
和紙	一、六五八、〇一三
工藝作物	

摘要

〔乳牛養蠶業者には相當專業的従業者あるも副業的に縣内一圓に普及し就中但馬地方及淡路地方最も盛なり〕

〔中播東播、播津の一部を除く外行はれ就中丹但七郡最も盛なり〕

〔縣下各地に生産す就中尼崎附近の早生甘藷は阪神市場に於て有名なり、鳴尾の苜蓿又知らる。〕

〔本縣の茶葉は其の産額並品質に於て全国的優秀の地位を占め揖保郡、飾磨郡は冬期農家副業として最も盛なり〕

〔主なるものは、柁、蠶、糖、薯、壱苞等にして神崎、加古の叭、津名三原の壱苞は全国的に有名なり〕

〔城崎郡豊岡町、出石郡出石町を中心とし附近農家の副業的生地半製品を作り豊岡町及出石町に於て完製し販賣す〕

〔本業は但馬五郡及四播、栗、佐用の兩郡最も盛なり〕

〔加古郡、津名郡、有馬郡、神戸市等の專業的生産其の大部分を占め副業的には美方郡、揖保郡、栗郡、津名郡に生産しつゝあり〕

〔縣下各地に於て各種の生産あり就中但馬地方の柁柳水上郡和田村地方の薬用サフランは其の特有なるものなり〕